

# 2015年度 制度・運用1専門委員会 成果報告

『コンピュータプログラム関連発明等の  
審査実務に関する調査研究』



2016年3月10日

中国IPG 制度・運用1専門委員会  
草野 明彦(コニカミノルタ(中国))

## 0. 委員会メンバー

会社名	参加者	備考
キヤノン(中国)有限公司	浜田 祐一	5月まで
上海金天知的財産代理事務所	夏 宇	
コニカミノルタ(中国)投資有限公司	草野 明彦	
電装(中国)投資有限公司	王 秋慧	
日立(中国)有限公司	斉藤 秀俊	
三菱電機(中国)有限公司	孟 翠敏	10月まで
株式会社安川電機	西 真一	
理光(中国)投資有限公司	永塚 広明	

# 1. 現状認識と課題

## 現状認識

2014年度活動(レクチャー、審査指南、審査操作規定の検討)によりコンピュータプログラム関連発明における審査の基礎知識を習得でき、専門家と議論ができる土俵に立てた

## 課題

- 1.実務上の成功例や失敗例を整理し、今後の審査対策に役立てる
- 2.実質的には方法の発明であるような実用新案や商業方法関連特許などの登録事例も存在することが明らかとなってきたが、その実態は把握できていない
- 3.保護客体に関し、改正の動きがあった際に、意見ができる準備をしておく一方、単にパブコメを待つのではなく、事前に意見を求められるようにSIPOや協作センターなどの関係機関と交流を持つなどのロビー活動に結び付けられるような活動が必要

## 2. 調査目的

### 活動目的

1. 審査指南、審査操作規定を踏まえ、具体的な事例に基づく実務上の成功例や失敗例を整理
2. 保護客体として認められていないと思われる実用新案登録事例の把握
3. SIPOの審査官、審査協力センターの審査員または事務所との交流によるロビー活動の基礎作り

### 3. 調査研究方法

保護体として認められていないと思われる実用新案登録事例の把握

	案件番号	考案の名称
①	200320124674.X	音声合成システム
②	200320129403.3	画像信号処理装置
③	200920108136.9	通信端末
④	201020214091.6	移動端末
⑤	201020585231.0	超音波治療デバイス
⑥	201120030542.5	電子デバイスとインターフェイス検出装置
⑦	200320129402.9	オンラインソフトウェアアップグレード回路
⑧	200420002627.2	内蔵メモリのテスト装置
⑨	201020148938.5	ポータブル電子設備

# 3. 調査研究方法

具体的な事例として、審査標準執行一致事例集を用いて審査の実態を検討

	事例	キーワード
電学部	① 事例2: 第九章における特殊な審査規定の適用	物のクレーム すべてソフトウェアプロセスを根拠とする 支持 明確性
	② 事例3: 第九章における特殊な審査規定の適用	物のクレーム ソフトウェア 機能モジュール 支持 明確性
	③ 事例5: 保護客体と進歩性の審査順序を重要視	保護客体 進歩性
	④ 事例6: ビジネス方法関連出願の客体判断	ビジネス方法 技術案
	⑤ 事例7: 完全に対応し一致する物のクレームの審査	完全に対応し一致する 物のクレーム 画像処理
	⑥ 事例8: 通信双方の操作フローの分割	許可される変更 技術案の分割 送信方法 受信方法
通信部	⑦ 事例9: 実施例における技術的特徴に対する認定	実施例 特徴の増加 アプリケーションプログラム ディスプレイリスト 使用率
	⑧ 事例10: 表示制御方法は技術案に該当するか	技術案 ユーザインタフェース 表示制御
	⑨ 事例11: ユーザインタフェース+実物コンポーネントは技術案に該当するか	技術案 ユーザインタフェース 実物コンポーネント
光電部	⑩ 事例30: 品質制御方法関連出願の保護客体の判断	品質制御方法 技術案 趣旨 評価
	⑪ 事例32: ビジネス方法関連出願の審査	ビジネス方法 技術案
復審	⑫ 事例35: ビジネス方法関連出願が技術案に該当する状況	ビジネス方法 技術案
	⑬ 事例36: ビジネス方法関連出願は技術案に該当するか	ビジネス方法 技術案

# 4. 研究に基づく成果

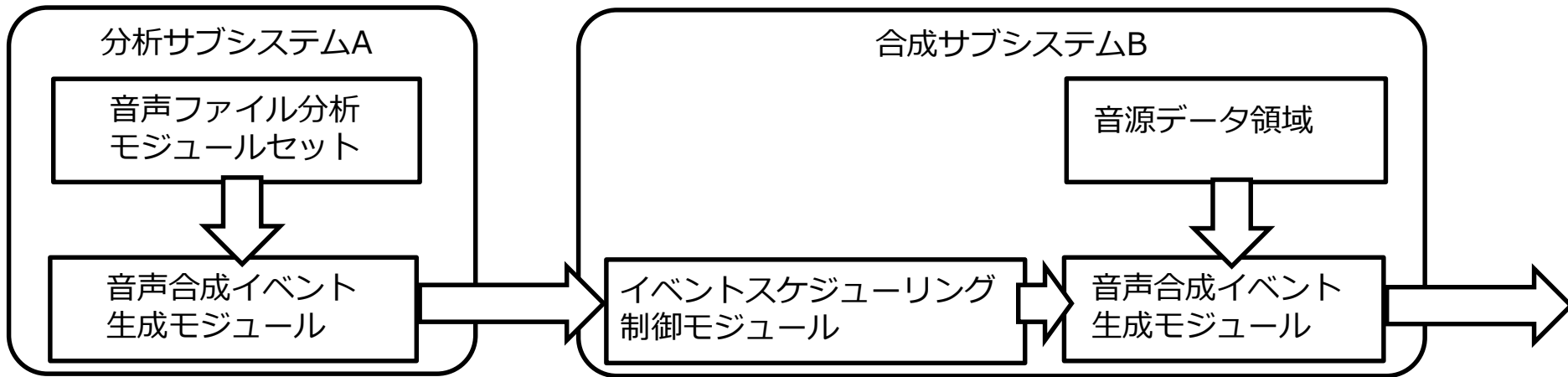
実用新案検討まとめ(委員会での検討結果)

	案件番号	考案の名称	保護客体に該当するか否か
①	200320124674.X	音声合成システム	該当しないと思われる
②	200320129403.3	画像信号処理装置	該当しないと思われる
③	200920108136.9	通信端末	該当すると思われるが、微妙
④	201020214091.6	移動端末	該当すると思われる
⑤	201020585231.0	超音波治療デバイス	該当すると思われる
⑥	201120030542.5	電子デバイスとインターフェイス検出装置	該当すると思われる
⑦	200320129402.9	オンラインソフトウェアアップグレード回路	該当すると思われる
⑧	200420002627.2	内蔵メモリのテスト装置	該当すると思われる
⑨	201020148938.5	ポータブル電子設備	該当すると思われる

申請番号：200320124674.X  
 申請日：2003/11/28（権利消滅済み）  
 考案の名称：基于不同种类声音数据的声音合成系统  
 権利者：北京中星微电子有限公司

【請求項1】

異なる種類の音声データに基づく音声合成システムであって、  
 分析サブシステムA及び合成サブシステムBを備え、  
 分析サブシステムAが音声ファイル分析モジュールセットと音声合成イベント生成モジュールを備え、  
 音声ファイル分析モジュールセットがシステムの受信した音声データやテキストデータに対して分析し、音声合成イベント生成モジュールが前記音声ファイル分析モジュールからの分析結果を受信しかつ音声合成イベントを生成し、  
 合成サブシステムBが、イベントスケジューリング制御モジュール、音声合成モジュール、及び音声合成時に必要な音源を格納した音源データ領域を備え、  
 イベントスケジューリング制御モジュールが、サブシステムAにおける音声合成イベント生成モジュールからの音声合成イベントを受信し、かつ音声合成イベントを音声合成モジュールに送信し、音声合成モジュールが当該音声合成イベントに基づいて音符の合成を完成することを特徴とする音声合成システム。



技術三要件

- ①技術的課題：種類に応じた音声合成
- ②技術的手段：各モジュール
- ③技術的効果：所望の音声合成の実現

接続関係

- 、、、受信し、
- 、、、送信し、
- 、、、合成を完成



画像信号処理装置：出願番号 200320129403.3 (2003/12/19)  
権利者 北京中星微電子有限公司

<b>【請求項1】</b>
CFAデータを受信する変換ユニット(1)を有するデータキャッシュユニット(4)と、
演算ユニット(2)とを含む画像信号処理装置であって、
前記データキャッシュユニット(4)は対称マッピング演算ユニット(3)をさらに備え、
前記変換ユニット(1)で処理後の画像データを前記対称マッピング変換ユニット(3)に <b>送信し、</b>
前記対称マッピングユニット(3)は $N * N$ 画素群を有さない画素を <b>対称マップし、</b> 該画素の $N * N$ 画素群を補足して演算ユニット(2)に <b>送信し、</b>
前記演算ユニット(2)は画素の $N * N$ 画素群に基づいて画像データの <b>演算処理を行う、</b>
ことを特徴とする画像信号処理装置。

## 技術三要件

### 技術課題

最大サイズの表示データ取得の際、欠落データの演算に光学センサから提供される余分なデータを必要とする。しかしある条件下では処理ができない

### 技術構成

左記各構成

### 技術効果

光学センサを必要とせず余分なデータを提供し、最大サイズの表示データを得ることが可能

## 接続関係

製品の形状・構造の限定ではなく、方法自体に対する限定でであると考えられる

# 4. 研究に基づく成果

## 特許事務所との意見交換結果

実用新案：製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案

→製品の構造：機械的構造であってもいいし、回路構造であってもよく、複数の部品と部品の間の信号の送受信関係が含まれる。

事例この信号の送受信関係は部品の間の接続関係を表すもので、製品の構造として認められる。

## 実用新案検討まとめ

	案件番号	考案の名称	保護客体に該当するか否か 専門委員会検討	保護客体に該当するか否か 特許事務所見解
①	200320124674.X	音声合成システム	該当しないと思われる	該当すると思われる
②	200320129403.3	画像信号処理装置	該当しないと思われる	該当すると思われる
③	200920108136.9	通信端末	該当すると思われるが、微妙	該当すると思われる
④	201020214091.6	移動端末	該当すると思われる	該当すると思われる
⑤	201020585231.0	超音波治療デバイス	該当すると思われる	該当すると思われる
⑥	201120030542.5	電子デバイスとインターフェイス検出装置	該当すると思われる	該当すると思われる
⑦	200320129402.9	オンラインソフトウェアアップグレード回路	該当すると思われる	該当すると思われる
⑧	200420002627.2	内蔵メモリのテスト装置	該当すると思われる	該当すると思われる
⑨	201020148938.5	ポータブル電子設備	該当すると思われる	該当すると思われる

# 4. 研究に基づく成果

## 審査標準執行一致案例集検討

	審査標準執行一案例集	キーワード
電学部	① 事例2: 第九章における特殊な審査規定の適用	物のクレーム すべてソフトウェアプロセスを根拠とする 支持 明確性
	② 事例3: 第九章における特殊な審査規定の適用	物のクレーム ソフトウェア 機能モジュール 支持 明確性
	③ 事例5: 保護客体と進歩性の審査順序を重要視	保護客体 進歩性
	④ 事例6: ビジネス方法関連出願の客体判断	ビジネス方法 技術案
	⑤ 事例7: 完全に対応し一致する物のクレームの審査	完全に対応し一致する 物のクレーム 画像処理
	⑥ 事例8: 通信双方の操作フローの分割	許可される変更 技術案の分割 送信方法 受信方法
通信部	⑦ 事例9: 実施例における技術的特徴に対する認定	実施例 特徴の増加 アプリケーションプログラム ディスプレイリスト 使用率
	⑧ 事例10: 表示制御方法は技術案に該当するか	技術案 ユーザインタフェース 表示制御
	⑨ 事例11: ユーザインタフェース+実物コンポーネントは技術案に該当するか	技術案 ユーザインタフェース 実物コンポーネント
光電部	⑩ 事例30: 品質制御方法関連出願の保護客体の判断	品質制御方法 技術案 趣旨 評価
	⑪ 事例32: ビジネス方法関連出願の審査	ビジネス方法 技術案
復審	⑫ 事例35: ビジネス方法関連出願が技術案に該当する状況	ビジネス方法 技術案
	⑬ 事例36: ビジネス方法関連出願は技術案に該当するか	ビジネス方法 技術案

コンピュータプログラム関連発明等の審査実務について、主に事例7を用いて検討

## 完全に対応し一致する物のクレームの審査

### 審査標準執行 事例⑦

(1) 対象出願: CN200580044704.8

デジタル画像装置のガンマ線最適化に用いられる設備および方法

(2) クレーム(次ページ参照)

Claim 1 → 方法

Claim 8 → プロセッサ

Claim 15 → 装置

審査指南第二部第九章5.2

製品請求項が明細書中のコンピュータのプログラムフロー、又は該コンピュータのプログラムフローを反映した方法請求項の各ステップと**完全に対応一致する方式に基づいて作成されている場合のみ**、この種の製品請求項を実体装置ではなく、機能モジュール構造形式の製品として理解する

# 4. 研究に基づく成果

	claim 1	claim 8	claim 15
	光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを確定する <b>変換処理方法</b> であって、	光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを確定する <b>変換プロセッサ</b> であって、	<b>デジタル画像装置</b> であって、
(a)	(a)前記光学センサを利用して基準源に関連付けられているデジタル基準信号を取得するステップと;	(a)前記光学センサによって取得された、基準源に関連付けられているデジタル基準信号を受信するための装置と;	設定により画像に基づいて非標準色空間におけるデジタル基準信号を発生させる <b>光学センサ</b> と;および(a)前記光学センサによって取得された、基準源に関連付けられているデジタル基準信号を受信するための装置と;
(b)	(b)前記基準源を備える装置が標準色レベルの信号を受信するステップと;	(b)前記基準源を備える装置が標準色レベルの信号を受信する装置と;	(b)前記基準源を備える標準色レベルの信号を受信する装置と;
(c)	(c)ガンマ値の選定に基づいて前記デジタル基準信号に応用することで、ガンマ線によって補正される信号を導き出すための導出装置と;	(c)ガンマ値の選定に基づいてガンマ線関数を前記デジタル基準信号に応用することで、ガンマ線によって補正される信号を導き出すための導出装置と;	(c)ガンマ値の選定に基づいてガンマ線関数を前記デジタル基準信号に応用することで、ガンマ線によって補正される信号を導き出すための導出装置と;
(d)	(d)前記ガンマ線によって補正される信号の品質を表す、均等知覚色空間におけるガンマ線によって補正される信号と標準化信号との関係に基づく色部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づいて調整される信号のノイズ部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づくコントラスト部と、を含む連合品質測度を評価するための評価装置と;	(d)前記ガンマ線によって補正される信号の品質を表す、均等知覚色空間におけるガンマ線によって補正される信号と標準化信号との関係に基づく色部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づいて調整される信号のノイズ部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づくコントラスト部と、を含む連合品質測度を評価するための評価装置と;	(d)前記ガンマ線によって補正される信号の品質を表す、均等知覚色空間におけるガンマ線によって補正される信号と標準化信号との関係に基づく色部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づいて調整される信号のノイズ部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づくコントラスト部と、を含む連合品質測度を評価するための評価装置と;
(e)	(e)前記ガンマ値を変えるときに(c)および(d)を繰り返すことで、前記連合品質測度の最小化を図るステップと;	(e)前記ガンマ値を変えるときに前記導出装置(c)および前記評価装置(d)を繰り返して <b>アクティベート</b> することで前記連合品質測度の最小化を図るための装置と;	(e)前記ガンマ値を変えるときに前記導出装置(c)および前記評価装置(d)を繰り返して <b>アクティベート</b> することで、前記連合品質測度の最小化を図るための装置と;および
(f)	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するステップと、を含む変換処理方法。	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するための装置と、を含む変換プロセッサ。	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するための装置と、を含む、光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを確定する <b>変換プロセッサ</b> と、を含むデジタル画像装置

完全一致

完全一致ではない

# 4. 研究に基づく成果

	claim 1	claim 8	claim 15
	光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを確定する <b>変換処理方法</b> であって、	光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを	<b>デジタル画像装置</b> であって、
(a)	(a)前記光学センサを利用して基準源に関連付けられているデジタル基準信号を取得するステップと;	<p><b>1. 実質上の条件:</b>            明細書の記載によって発明自体がすべてソフトウェアプロセスを根拠とすると判断できること</p> <p><b>2. 形式上の条件:</b>            クレームの書き方として、物クレームはプログラム又は方法の各ステップと完全に対応し一致しなければならない</p> <p>→2つの条件を満たせばコンピュータプログラム関連発明の物のクレームとして認められる</p>	<p>左記2つの条件を満たしていなければコンピュータプログラム関連発明の物のクレームとして認められない</p> <p>→一般装置のクレームとして審査される</p> <p>→ただし、どのようにクレーム範囲を特定するかは不明瞭(関連する判例もない)</p>
(b)	(b)前記基準源を備える標準色レベルの信号を受信するステップと;		
(c)	(c)ガンマ値の選定に基づいてガンマ線関数を前記デジタル基準信号に応用することで、ガンマ線によって補正される信号を導き出すステップと;		
(d)	(d)前記ガンマ線によって補正される信号の品質を表す、均等知覚色空間におけるガンマ線によって補正される信号と標準化信号との関係に基づく色部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルに基づくノイズ部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づくコントラスト部と、を含む連合品質測度を評価するステップと;		
(e)	(e)前記ガンマ値を変えるときに(c)および(d)を繰り返すことで、前記連合品質測度の最小化を図るステップと;		
(f)	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するステップと、を含む変換処理方法。	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するための装置と、を含む変換プロセッサ。	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するための装置と、を含む、光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを確定する <b>変換プロセッサ</b> と、を含むデジタル画像装置

るよ源す  
受  
記に置  
をて色イっ基価  
c)ト

# 4. 研究に基づく成果

## 参考情報

審査関連資料	位置づけ
審査指南	審査するに当たって審査官が基準とするもの
審査操作規定	審査指南の下位の規範 審査の統一を図り、審査の効率性、質の向上を目指したもの 審査の具体的な判断の際に使用でき、本規定や文言表現を審査通知書中に使ってもいいが、出所の根拠としてはならない 改定がされていないため、最近ではあまり審査官に活用されていない
審査標準執行-事例集	審査の標準を図るもの 審査業務管理部が策定し、審査の各部門毎に検討事例を紹介 審査官は拒絶理由通知を作成する際に参考にできる 2010年、2012年、2014年にそれぞれ発行され、検討事例についてもその解釈などが変わってきているものもある。最新の審査状況を踏まえて改定されており、審査官が参考するものとして使われる

# 5. 実務への提言

## 1. 実用新案

方法そのものは保護対象とはならないが、製品の形状、構造又はその結合において、製品の構造としては機械的構造であってもいいし、回路構造であってもよく、複数の部品と部品間の信号の送受信関係が含まれる。

→実質的に方法に近いクレームにおいても、各ステップについて、部品と部品間の接続関係が回路構造や信号の送受信などであれば製品の構造として認められる。

## 2. コンピュータプログラム関連発明の実務

コンピュータプログラム関連発明について、プログラムそのものは認められていないものの、以下の2つの条件を満たすことによりプログラム製品を実質的にカバーする

i)実質上の条件:発明自体がすべてソフトウェアプロセスを根拠とすると判断できること

ii)形式上の条件:クレームの書き方として、物クレームはプログラム又は方法の各ステップと完全に対応し一致しなければならない

これらの条件を満たさないものはプログラム製品ではなく、一般装置として審査される。

一方で、一般装置として権利化された後の保護範囲が不明瞭であり、実際の活用にどのような影響が出るかは現時点では不明。

3. 審査標準執行一案例集は審査官が参考にする事例集であり、審査の傾向に応じて改定されてきているものであり、現在の審査官の考え方や変遷を知る上で参考にできる。



## 6. 積み残された課題

### 1. ロビー活動の基礎作り

審査官などとの交流が図れなかったため、直接ロビー活動に向けた基礎作りはできていないが、保護客体の見直しがあった際には特許事務所と連携して対応することが必要。

2. 方法特徴或いは機能的表現でプロセッサを規定するようなクレームの保護範囲についての解釈は、判例もなく保護範囲がどうなるか不明であり、判例や司法解釈を待つしかない。

# 各案件検討資料

## 実用新案検討案件

	案件番号	考案の名称
①	200320124674.X	音声合成システム
②	200320129403.3	画像信号処理装置
③	200920108136.9	通信端末
④	201020214091.6	移動端末
⑤	201020585231.0	超音波治療デバイス
⑥	201120030542.5	電子デバイスとインターフェイス検出装置
⑦	200320129402.9	オンラインソフトウェアアップグレード回路
⑧	200420002627.2	内蔵メモリのテスト装置
⑨	201020148938.5	ポータブル電子設備

# コンピュータプログラム関連発明等の 審査実務に関する調査研究

## 実案① 発表資料

キヤノン中国 浜田祐一

2015/05/11

# 実案①

申請番号：200320124674.X

申請日：2003/11/28（権利消滅済み）

考案の名称：基于不同种类声音数据的语音合成系统

権利者：北京中星微电子有限公司

## 【請求項1】

異なる種類の音声データに基づく音声合成システムであって、

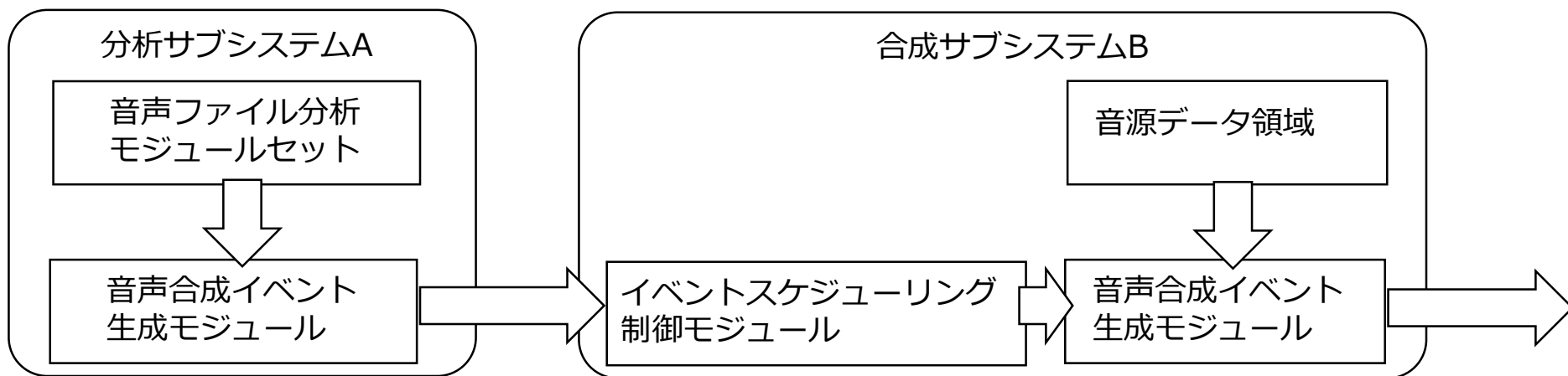
分析サブシステムA及び合成サブシステムBを備え、

分析サブシステムAが音声ファイル分析モジュールセットと音声合成イベント生成モジュールを備え、

音声ファイル分析モジュールセットがシステムの受信した音声データやテキストデータに対して分析し、音声合成イベント生成モジュールが前記音声ファイル分析モジュールからの分析結果を受信しかつ音声合成イベントを生成し、

合成サブシステムBが、イベントスケジューリング制御モジュール、音声合成モジュール、及び音声合成時に必要な音源を格納した音源データ領域を備え、

イベントスケジューリング制御モジュールが、サブシステムAにおける音声合成イベント生成モジュールからの音声合成イベントを受信し、かつ音声合成イベントを音声合成モジュールに送信し、音声合成モジュールが当該音声合成イベントに基づいて音符の合成を完成することを特徴とする音声合成システム。



## 技術三要件

- ①技術的課題：種類に応じた音声合成
- ②技術的手段：各モジュール
- ③技術的効果：所望の音声合成の実現

## 接続関係

、、、、受信し、  
、、、、送信し、  
、、、、合成を完成

# CS発明適格性各国比較

		物	方法	プログラム	プログラム媒体	キーワード
日本	特許	○	○	○	○	ソフトウェアにおける情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現（審査基準）
	実案	○	×	×	不明	物品の形状、構造又は組合せ
中国	特許	○	○	×	×	技術三要件（審査指南）
	実案	○	×	×	×	回路構造は製品の構造に属する（実案操作規定、11・17頁）
米国		○	○	×	○	抽象的アイデア（Alice判決、他）
欧州		○	○	○	○	技術的手段、更なる技術的效果（EPC）

○：規定上、かかるカテゴリーで登録可  
 ×：規定上、かかるカテゴリーで登録不可

# 以下、日本特許庁の運用について

実用新案公報×G06F⇒1261件

※ G06F：電氣的デジタルデータ処理

x 検索: 実用 前へ 次へ オプション

**!** 検索結果が1000件を超えました(1261件)。検索条件を変更して、再度検索を行ってください。

公報発行、更新予定については、[ニュース](#)をご覧ください。

**種別**

<input type="checkbox"/> 公開特許公報 (特開・特表(A)、再公表(A1))	<input type="checkbox"/> 特許公報 (特公・特許(B))	<input type="checkbox"/> 米国特許と文抄録
<input type="checkbox"/> 公開実用新案公報 (実開・実表・実登(U)、再公表(A1))	<input checked="" type="checkbox"/> 実用新案公報 (実公・実登(Y))	<input type="checkbox"/> 欧州特許と文抄録
<input type="checkbox"/> 中国特許と文抄録	<input type="checkbox"/> 中国実用新案機械翻訳と文抄録	

**J-GLOBAL検索**

<input type="checkbox"/> 文献	<input type="checkbox"/> 科学技術用語	<input type="checkbox"/> 化学物質	<input type="checkbox"/> 資料
-----------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-----------------------------

**キーワード**

全角の場合は100文字以内、半角の場合は200文字以内で、検索キーワードを入力してください。

検索項目	検索キーワード	検索方式
IPC	G06F?	OR
AND		

# 日本登録実案例①

実用新案登録第3090909号 平成15年1月10日 実願2002-1940 平成12年3月10日 14頁 2クレーム 未請求  
新巨企業股▲ふん▼有限公司 <周 進文>  
G06F 3/023;H03M 11/14  
キーパッドの命令切り換え装置

## 【実用新案登録請求の範囲】

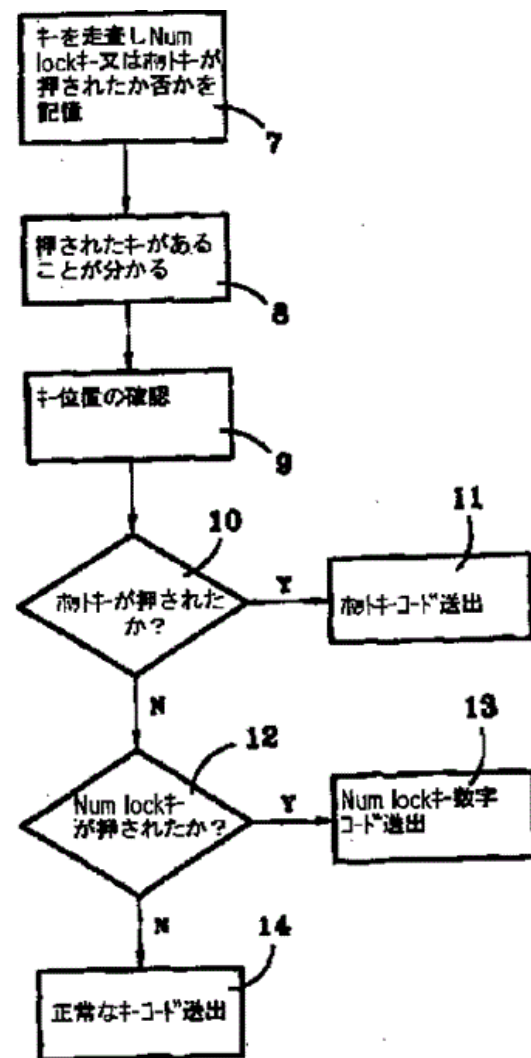
【請求項1】 切り換えソフトをキーパッドのマイクロプロセッサ(4)に記録し、ホットキー(2)とNum lockキー(3)機能の切り換えを実行可能とするキーパッドの命令切り換え**方法**であって、

a) キー走査を実行し並びにホットキー或いはNum lockキーが押されたか否かを記憶し、キーが押されたことが分かれば、キー位置を確認するステップ、

b) キー位置を確認した後、ホットキーが押されたか否かを判別し、もしイエスであればホットキーコードを送出し、ホットキー機能を実行し、もしノーであればNum lockキーが押されたか否かを判別するステップ、

c) Num lockキーが押されたか否かを判別してすでにNum lockキーが押されていればNum lockの数字コードを送出し、まだNum lockキーが押されていないならば正常なキーコードを送出するステップ、

以上のステップを具えたことを特徴とするキーパッドの命令切り換え**方法**。





# 日本登録実案例②

実用新案登録第3075971号 平成13年3月16日 実願  
2000-5923 平成12年8月17日 20頁 8クレーム 未請求

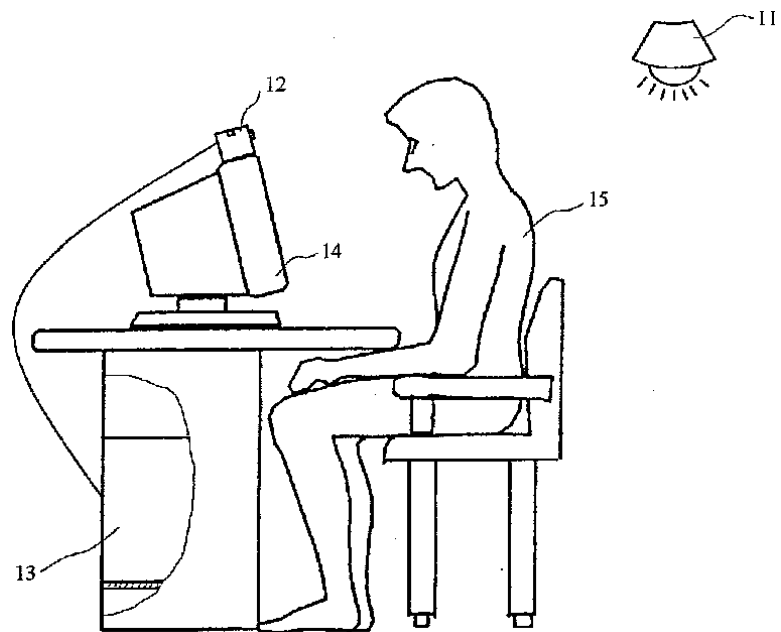
▲黄▼榮堂 <▲黄▼榮堂> <何▲肇▼偉>

G09G 5/00 550;G06F 1/00 390;G08B 21/24

目の保護システム

## 【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】 画面ディスプレイ設定によって目を保護する**方法**であって、VDTユーザーのイメージと作業環境をCCD又はCMOSカメラが各時点でとらえ、次いでVDTユーザーの環境の照明、VDTユーザーの疲労度及びVDTユーザーとディスプレイの距離を判定し；ターミナルディスプレイのフォントの明るさ、コントラスト、色彩、透明度をVDTユーザーの環境の照明とVDTユーザーの疲労度によって自動的に調整及びコントロールし；VDTユーザーの環境の照明、VDTユーザーの疲労度、また、VDTユーザーとディスプレイとの距離があらかじめ定められている条件をこえる場合、ユーザーにそれを知らせるアラームを発する、画面ディスプレイ設定によって目を保護する**方法**。



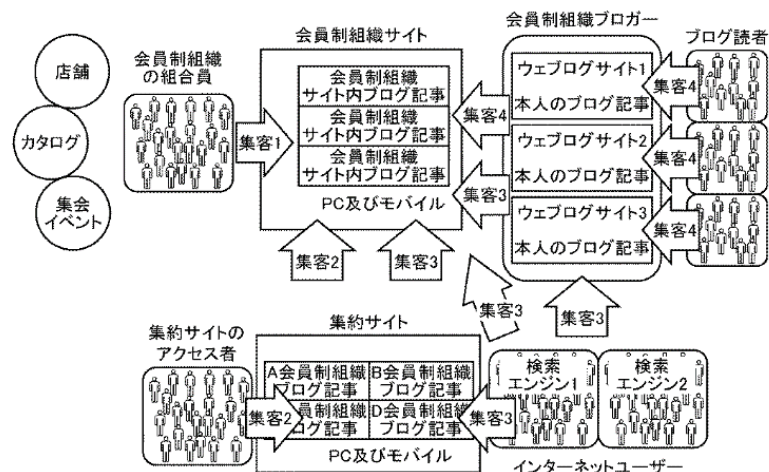
# 日本登録実案例③

実用新案登録第3178978号 平成24年10月11日 実願2012-4600 平成24年7月27日 8頁 7クレーム 未請求  
株式会社スクロール360 <袴田 剛史> <山下 幸弘>  
G06Q 50/10 (2012.01);G06Q 30/04 (2012.01);G06F 17/30 (2006.01);G06F 13/00 (2006.01)  
システム及びサーバ装置

## 【実用新案登録請求の範囲】

### 【請求項1】

会員制組織の会員である複数のウェブログ開設者が、検索エンジンが検索可能な前記会員制組織のサイトへのリンクを含む各ウェブログサイトに掲載したウェブログの記事を取得する取得**手段**と、  
前記取得手段で取得された記事に含まれるワードに基づいて記事をカテゴリ毎に分類する分類**手段**と、  
前記分類手段でカテゴリ毎に分類された記事を、検索エンジンが検索可能な前記会員制組織のサイトに掲載すると共に、検索エンジンが検索可能な前記会員制組織のサイトへのリンクを含む集約サイトに掲載する掲載**手段**と、  
を有する**システム**。



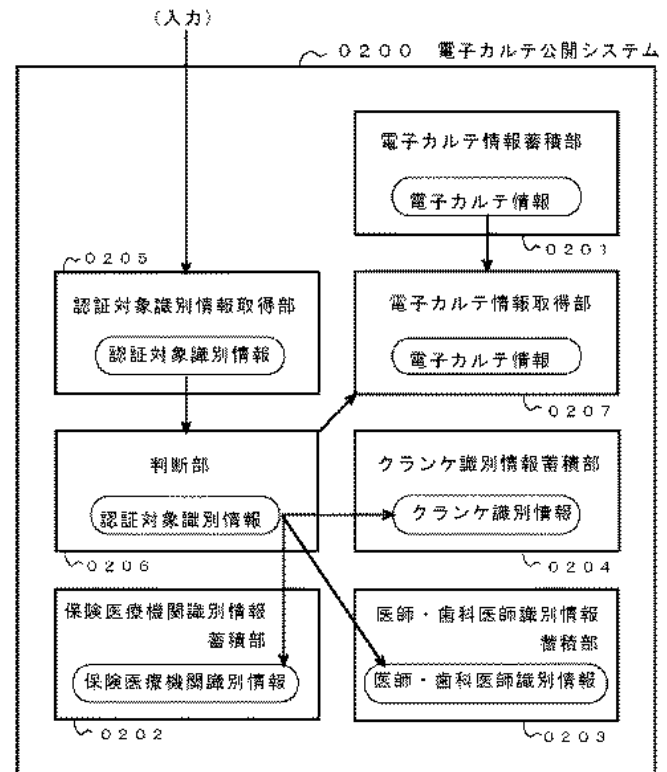
# 日本登録実案例④

実用新案登録第3173809号 平成24年2月23日 実願2011-7271 平成23年12月9日 11頁 5クレーム 未請求  
有限会社A・D・A <大塚 喜彦>  
G06Q 50/24 (2012.01);G06Q 30/02 (2012.01);G09C 1/00 (2006.01);G06F 21/24 (2006.01)  
電子カルテ公開システム

## 【実用新案登録請求の範囲】

### 【請求項1】

電子カルテ情報を蓄積する電子カルテ情報蓄積部と、  
レセプトデータと関連付けられた保険医療機関を識別する保険医療機関識別情報を蓄積する保険医療機関識別情報蓄積部と、  
医師・歯科医師を識別する医師・歯科医師識別情報を蓄積する医師・歯科医師識別情報蓄積部と、  
レセプトデータと関連付けられたクランケを識別するクランケ識別情報を蓄積するクランケ識別情報蓄積部と、  
保険医療機関識別情報、医師・歯科医師識別情報、クランケ識別情報を認証のために取得する認証対象識別情報取得部と、  
**認証対象識別情報取得部にて取得された認証対象識別情報をキーとして、前記保険医療機関識別情報蓄積部、医師・歯科医師識別情報蓄積部、およびクランケ識別情報蓄積部を検索し合致する識別情報が存在するか判断する判断部と、**  
前記判断部での判断結果が合致するとの判断結果である場合に前記電子カルテ情報蓄積部から電子カルテ情報を取得する電子カルテ情報取得部と、  
を有する電子カルテ公開システム。



# 日本登録実案例⑤

実用新案登録第3180006号 実願2012-5657

権利者：マイクロソフト

【請求項1】

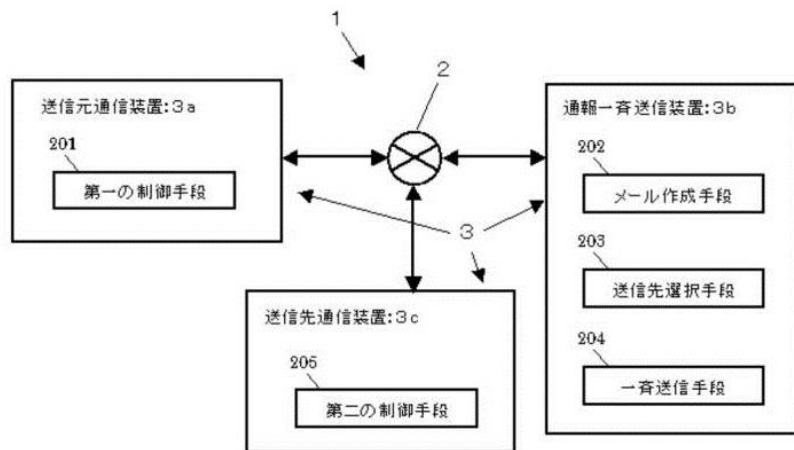
電力管理装置であって、

複数の装置に電力容量を問い合わせる手段であって、前記複数の装置の各々が、定格電力を有する電源ユニットを有し、前記複数の装置には、消費可能電力が割り当てられ、該消費可能電力が、前記複数の装置の前記電源ユニットの前記定格電力の合計より小さく、前記電力容量は装置が動作できる電力レベルを含み、前記複数の装置のうちの少なくとも1つが2つ以上の電力レベルで動作可能である、手段と、

前記複数の装置の各々から、各該装置の1つまたは複数の電力容量を示す情報を受け取る手段であって、前記情報は、各該装置の前記1つまたは複数の電力容量の各々に対する電力レベルを含む、手段と、

前記情報を、各電力容量をその対応する装置と関連付ける1つまたは複数の識別子と共にデータ構造に格納する手段と、

前記データ構造に格納された前記情報に基づいて、前記複数の装置の各々に対し、前記消費可能電力より少ない電力を消費するために、各装置の電力容量の1つで動作するよう指示する手段と、  
を含む電力管理装置。



2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

画像信号処理装置\_200320129403.3検討報告

2015年5月11日

コニカミノルタ(中国) 草野

# 専利法

## 第二条

本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは、**製品の形状、構造又はその結合**に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

# 審査指南

## 第1部分 方式審査

### 第二章 実用新案専利出願の方式審査

#### 6.1

実用新案専利による製品のみの保護 **専利法 2 条 3 項**の規定によると、実用新案は**製品のみを保護**する。

前述の製品とは、産業上の方法で製造され、確定した形状、構造を有し、一定の空間を占める実体でなければならない。**すべての方法及び人的に製造されていない自然に存在する品物は、実用新案専利による保護の客体に該当しない。**前述の方法は、製品の製造方法、使用方法、通信方法、処理方法、コンピュータプログラム及び製品を特定な用途に使うことなどを含む。

例えば、歯車の製造方法、作業室の集塵方法又は**データ処理方法**、自然に存在する矚花石などは、**実用新案専利による保護の客体に属さない。**

1 件の発明創造は、製品の形状・構造に対する改善を含むとともに、当該製品を生産するための専用方法、技術プロセス又は当該製品を構成する材料そのものなどについての改善を含む可能性もある。**しかし、実用新案専利は製品の形状、構造のみに対して行われる改善の技術方案だけを保護するものである。**

以下の事項について注意されたい。

(1) 請求項では既知の方法の名称を使って、製品の形状・構造を限定して良いとするが、**方法の手順、技術条件などを含めてはならない。**

例えば、溶接、リベット締めなどの既知の方法の名称により各部品の連結関係を限定するのは**方法そのものに対する改善に該当しない。**

(2) 請求項には、形状・構造の特徴だけでなく、方法そのものに対する改善も含まれる場合、例えば、**製品の製造方法、使用方法又はコンピュータプログラムを限定する技術的特徴を含む場合は、実用新案専利による保護の客体に該当しない。**

例えば、主体形状が円柱で、端部が円錐である木製の爪楊枝の場合。木製爪楊枝が加工成型の後に、医用ジャーミサイドに5～20分浸し、取り出してから乾かすことを特徴とする。当該請求項には方法そのものに対する改善を含めているため、実用新案専利による保護の客体に該当しない。

#### 6.2

製品の形状及び/又は構造 **専利法 2 条 3 項**の規定によると、実用新案は製品の形状及び/又は構造に対して行われる改善でなければならない。

# 実用新案審査操作規定

## 5.1.1 実用新案は製品に対する保護にすぎない

**実用新案は製品を保護するのみ**であり、記載する製品は、工業的方法により製造され、確定の形状、構造が確定されており、かつ一定の空間を占める実体でなければならない。

例えば、各種の工具、部品・パーツ、金型、機器、装置、設備、計器、電子部品等がある。また、**回路、通信系統**、化学工業系統、油圧系統及び建築物**であってもよい**。

**実用新案は方法の保護を受けない**。製品の応用又は用途自体は方法に属し、実用新案の保護客体には該当しない。

**請求項に出現する方法的特徴を審査するにあたり、審査ガイドラインの関連規定に従わなければならない**、**請求項の中に既知の方法の名称を用いて限定される特徴を含むことは許される**。

次の点に注意が必要である。

### (1) 実用新案で保護する製品を広義に理解しなければならない。

製品は、工業的方法、手工業的方法等の工業的方法により製造されるべきであり、完全に独立した製品であってもよく、製品の局部又は一部であってもよい。

天然の貝殻、ひょうたん等、自然界に存在するものが、工業的方法による製造のプロセスを経していない場合、実用新案の保護客体に該当しない。

### (2) 既知の方法の名称を用いて製品を限定することは許される。

実用新案の請求項における方法的特徴は、既知の方法でなければならない、**さらにこのような既知の方法は製品の形状、構造に対する限定であり、方法自体に対する限定ではない**。

方式審査において、審査官は通常、請求項の中の方法的特徴について、出願人が出願書類に当該方法が新たな方法であることを明記している場合を除き、当該方法が新たな方法かであるか否かを判断する必要はない。ただし、当該方法が新たな方法である可能性があるという情報が出願書類に明らかに記載されている場合、審査官はこれを確認しなければならない。例えば、出願書類に方法の文献番号が明確に記載され、審査官の当該実用新案出願に係る権利付与の決定時に、当該文献が未公開であった場合は、当該方法は新たな方法である。

既知の技術、手順等に一般的な名称がない場合、出願人が標準的な技術用語を用いてそれを名付け、請求項に記入することが許される。



# 実用新案審査操作規定(事例)

## 【事例1】

請求項：高耐摩耗無垢床材であって、無垢床材と、ベニヤと、酸化アルミニウム膜とから成り、無垢床材（1）に尿素樹脂層（2）が**塗装され**、尿素樹脂層（2）にメラミン樹脂を**含浸した**ベニヤ（3）を**貼り付け**、ベニヤ（3）に酸化アルミニウム膜（4）が**ホットプレスされている**ことを特徴とする高耐摩耗無垢床材。

当該事例の請求項に含まれる加工方法の特徴である「塗装」、「貼り付け」、「含浸」、「ホットプレス」はいずれも本分野における**既知の加工方法であり**、しかも、これら既知の方法名称が限定するのは**床の構造であって方法自体ではないため**、**実用新案の保護客体に該当する**。

**(3) 請求項には方法自体に対する限定を含んではならない。**

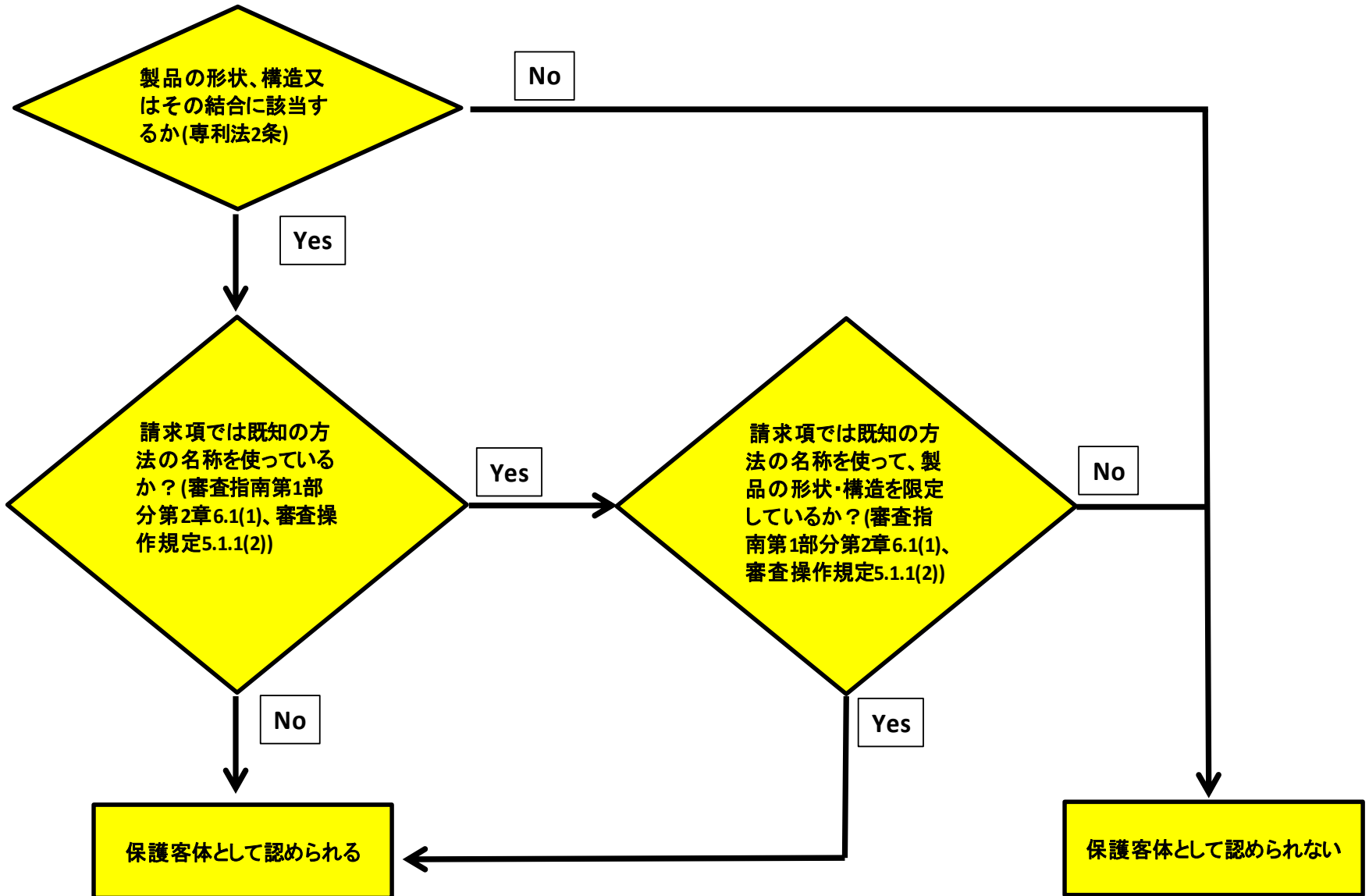
請求項に、**製品の加工工程、技術条件、コンピュータプログラム自体等**、方法自体に対する限定が含まれる場合は、予備審査においてそれが既知の方法であるか否かを判断する必要はなく、いずれも方法自体に対する限定と見なし、実用新案の保護客体には該当しない。

## 【事例2】

請求項：耐摩耗床材であって、4層構造に分かれ、上から下の順に耐摩耗層、装飾層、中間層、底層となっており、……、**ホットプレスの圧力強度が2.0～2.2MPa、ホットプレスの温度が180～200℃、圧力を5～10分保持して成形される**ことを特徴とする耐摩耗床材。

当該事例の請求項の**主題名称は製品**であり、請求項では床の構造的特徴が記述されるとともに、**床の加工技術と工程が含まれている**。すなわち、**請求項は方法自体に対する限定が含まれているため、実用新案の保護客体に該当しない**。

# 実用新案の初歩審査におけるフロー



# 本件「画像信号処理装置\_200320129403.3」

画像信号処理装置：出願番号 200320129403.3(2003/12/19)

権利者 北京中星微電子有限公司

<b>【請求項1】</b>
CFAデータを受信する変換ユニット(1)を有するデータキャッシュユニット(4)と、
演算ユニット(2)とを含む画像信号処理装置であって、
前記データキャッシュユニット(4)は対称マッピング演算ユニット(3)をさらに備え、
前記変換ユニット(1)で処理後の画像データを前記対称マッピング変換ユニット(3)に送信し、
前記対称マッピングユニット(3)は $N \times N$ 画素群を有さない画素を対称マップし、該画素の $N \times N$ 画素群を補足して演算ユニット(2)に送信し、
前記演算ユニット(2)は画素の $N \times N$ 画素群に基づいて画像データの演算処理を行う、
ことを特徴とする画像信号処理装置。

## 技術課題

最大サイズの表示データ取得の際、欠落データの演算に光学センサから提供される余分なデータを必要とする。しかしある条件下では処理ができない

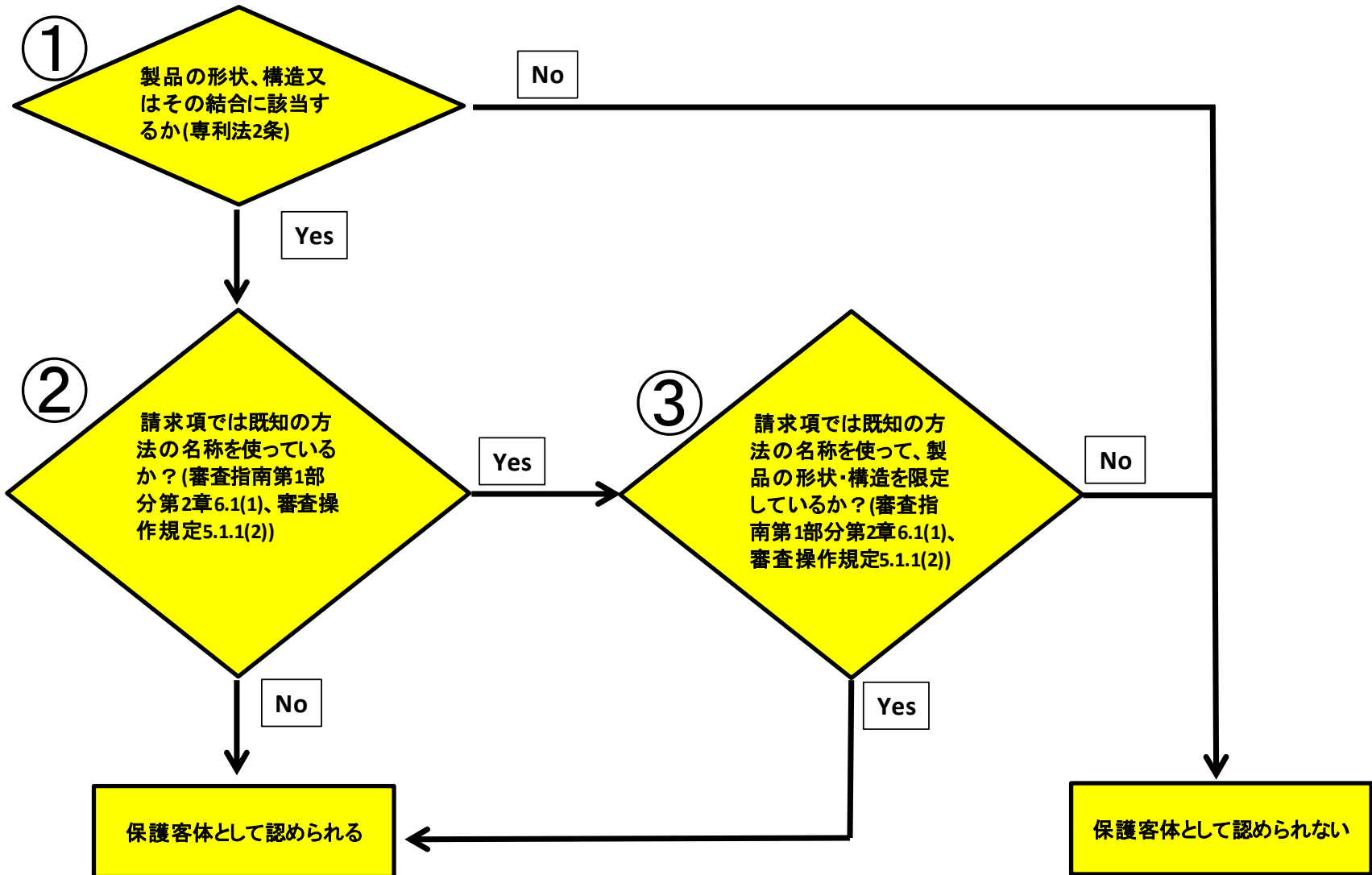
## 技術構成

左記各構成

## 技術効果

光学センサを必要とせず余分なデータを提供し、最大サイズの表示データを得ることが可能

# 実用新案の初歩審査におけるフロー



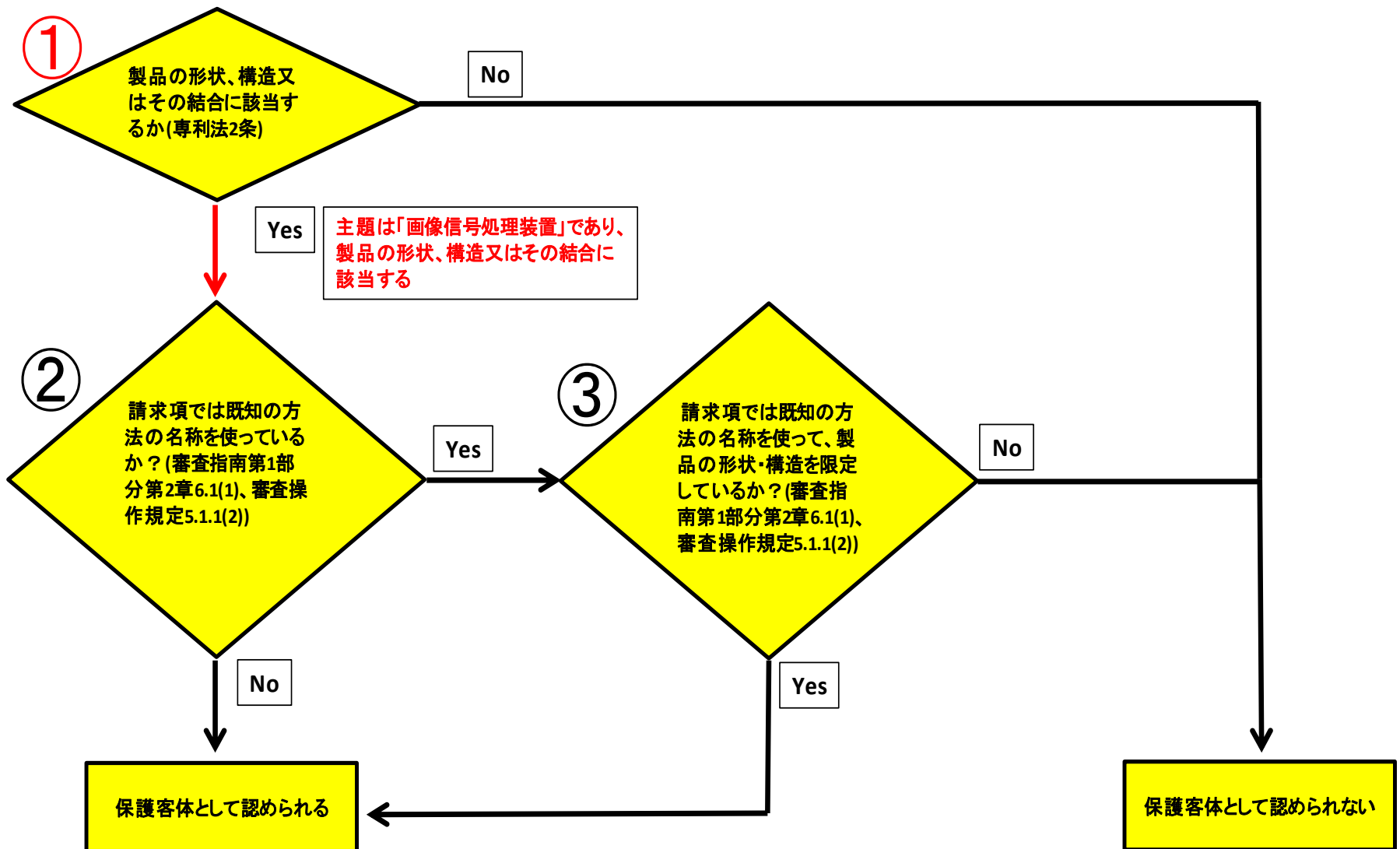
# 本件「画像信号処理装置\_200320129403.3」フロー①

画像信号処理装置：200320129403.3

【請求項1】
CFAデータを受信する変換ユニット(1)を有するデータキャッシュユニット(4)と、
演算ユニット(2)とを含む画像信号処理装置であつて、
前記データキャッシュユニット(4)は対称マッピング演算ユニット(3)をさらに備え、
前記変換ユニット(1)で処理後の画像データを前記対称マッピング変換ユニット(3)に送信し、
前記対称マッピングユニット(3)はN*N画素群を有さない画素を対称マップし、該画素のN*N画素群を補足して演算ユニット(2)に送信し、
前記演算ユニット(2)は画素のN*N画素群に基づいて画像データの演算処理を行う、
ことを特徴とする画像信号処理装置。

主題は「画像信号処理装置の処理装置」であり、各ユニットを規定し、製品を保護している

# 本件「画像信号処理装置\_200320129403.3」フロー①



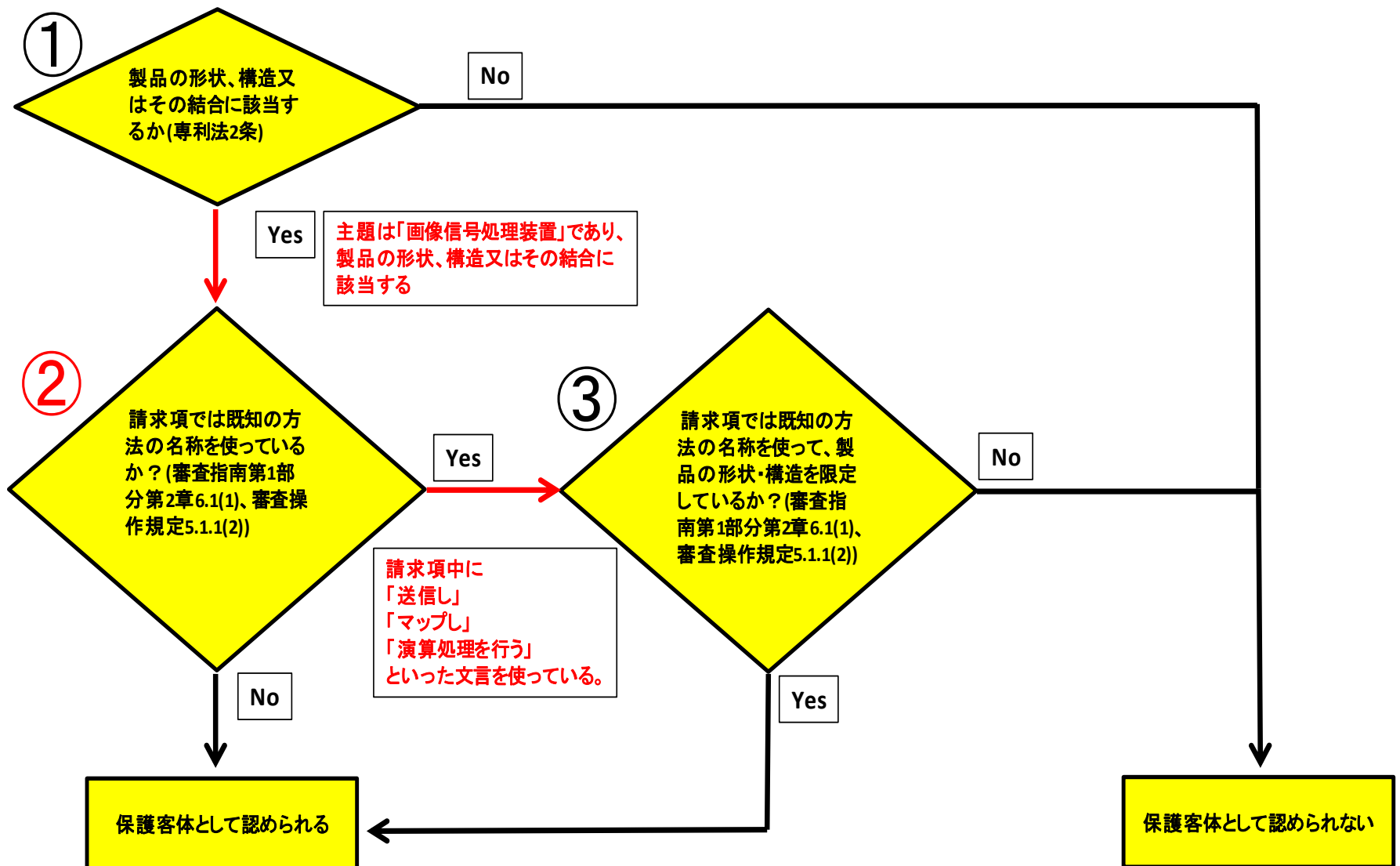
# 本件「画像信号処理装置\_200320129403.3」フロー②

画像信号処理装置：200320129403.3

【請求項1】
CFAデータを受信する変換ユニット（1）を有するデータキャッシュユニット（4）と、
演算ユニット（2）とを含む画像信号処理装置であつて、
前記データキャッシュユニット（4）は対称マッピング演算ユニット（3）をさらに備え、
前記変換ユニット（1）で処理後の画像データを前記対称マッピング変換ユニット（3）に送信し、
前記対称マッピングユニット（3）は $N * N$ 画素群を有さない画素を対称マップし、該画素の $N * N$ 画素群を補足して演算ユニット（2）に送信し、
前記演算ユニット（2）は画素の $N * N$ 画素群に基づいて画像データの演算処理を行う、
ことを特徴とする画像信号処理装置。

請求項中に  
「送信し」  
「マップし」  
「演算処理を行う」  
といった文言を使ってい  
おり、既知の方法の名  
称を使っている。

# 本件「画像信号処理装置\_200320129403.3」フロー②





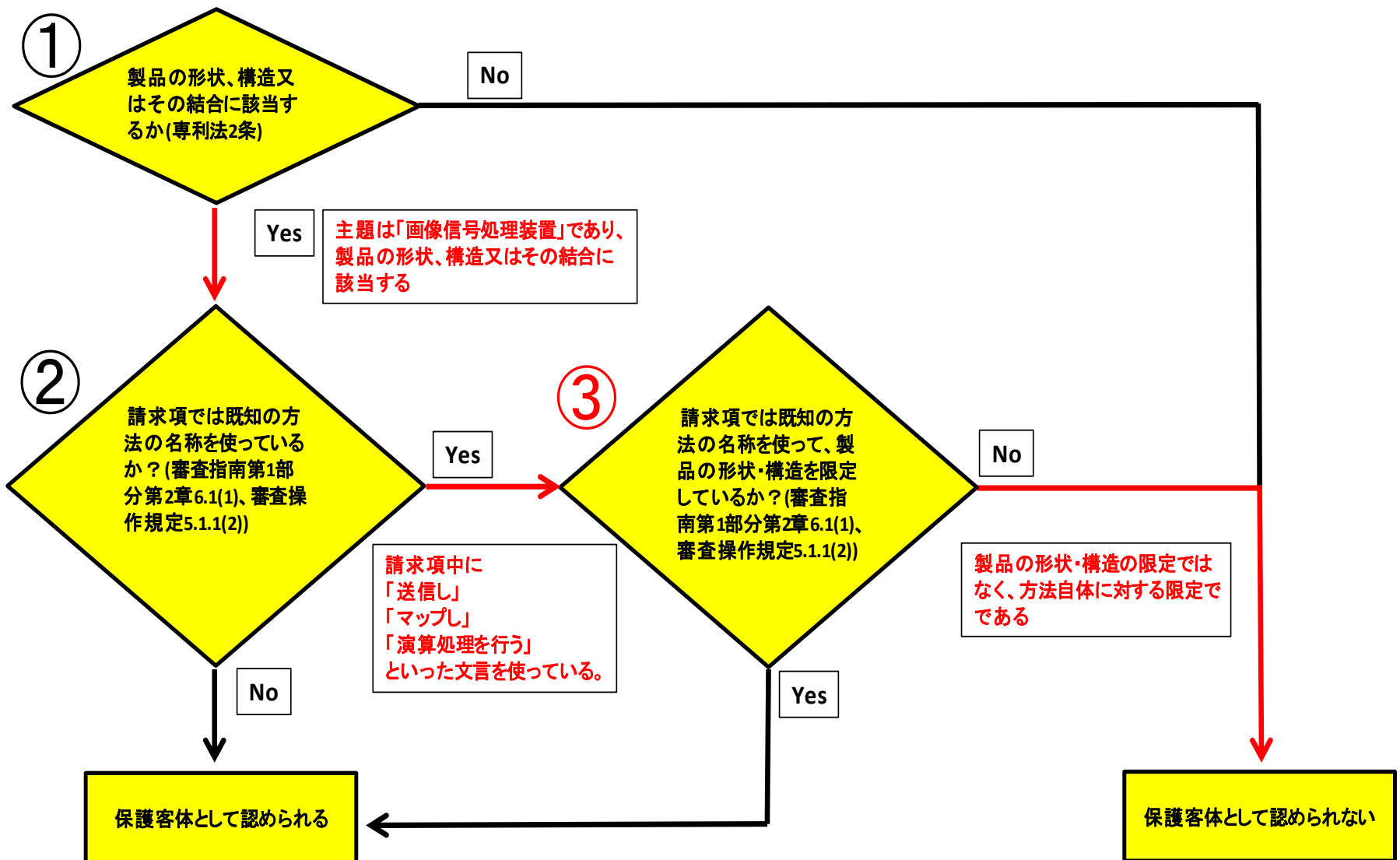
# 本件「画像信号処理装置\_200320129403.3」フロー③

画像信号処理装置：200320129403.3

【請求項1】
CFAデータを受信する変換ユニット（1）を有するデータキャッシュユニット（4）と、
演算ユニット（2）とを含む画像信号処理装置であつて、
前記データキャッシュユニット（4）は対称マッピング演算ユニット（3）をさらに備え、
前記変換ユニット（1）で処理後の画像データを前記対称マッピング変換ユニット（3）に送信し、
前記対称マッピングユニット（3）はN*N画素群を有さない画素を対称マップし、該画素のN*N画素群を補足して演算ユニット（2）に送信し、
前記演算ユニット（2）は画素のN*N画素群に基づいて画像データの演算処理を行う、
ことを特徴とする画像信号処理装置。

これら規定は、製品の形状・構造の限定ではなく、方法自体に対する限定でであると考えられる

# 本件「画像信号処理装置\_200320129403.3」フロー③



## 審査指南第1部分第二章 実用新案専利出願の方式審査6.1

「(1)請求項では**既知の方法の名称**を使って、**製品の形状・構造を限定して良い**とするが、**方法の手順、技術条件**などを含めては**ならない**。」と規定している。

**ポイント: 既知の方法の名称が製品の形状・構造を規定しているのか、方法の手順、技術条件などを規定しているのか!**

本件の請求項で用いている「送信し」「マップし」「演算処理を行う」といった規定は、「**製品の形状・構造を限定**」には該当せず、「**方法の手順**」そのものを規定しており、保護客体として認められるべきではないと考えられる。

実案-3

# 中国IPG 制度・運用WG

## 『コンピュータプログラム関連発明等の 審査実務に関する調査研究』

### 実用新案の実例分析

2015年5月11日

氏名 王 秋慧 (デンソー(中国))

## 実用新案③CN200920108136.9

### ◆【出願名称】

通信端末

### ◆【出願概要】

通信技術の発展により、通信端末の機能は多くなってきているけど、その使用も難しくなってきた。高齢者や子供等の特殊使用者にとって緊急の場合は速やかに家族や友達に連絡する必要がある。それなのに、使用者が連絡先の番号を覚えていなければ、電話帳で番号を探してから相手に電話できる。緊急で助けが必要な場合はこういう操作が難しくて使いづらい。それで、本実用新案は上記問題を解決するため、プリセット番号を呼び出しやすい通信端末を提供する。

### ◆【請求項】

#### 【請求項1】

プリセット番号呼び出しキーのトリガ信号を入力し、前記プリセット番号呼び出しキーのトリガ信号に基づいて生成されるプリセット番号呼び出し信号を出力する呼び出し起動手段と、

前記呼び出し起動手段に接続されて、前記プリセット番号呼び出し信号を入力し、前記プリセット番号呼び出し信号に基づいて、少なくとも1つのプリセット番号を呼び出すことに基づいて生成される呼び出し結果信号を出力するプリセット番号呼び出し手段と、を備えることを特徴とする通信端末。

## ◆【技術的課題】

緊急な場合で素早く相手に電話したくても、電話番号を覚えていない限り、電話帳に入り、番号を捜さなければならないので、操作が難しくて不便である。

## ◆【技術的手段】

一つ以上の番号をプリセットできる設置手段と、プリセット番号呼び出しキーを設ける。更にハンドフリー起動や電話が繋がらない場合に備えたアラーム機能を設ける。

## ◆【技術的効果】

緊急な場合は、プリセット番号呼び出しキーを押すだけで電話できる。電話が繋がらなかったらアラームを発信できる。

## ◆【分析&結論】

### 一、実用新案の保護客体に該当するのか？

#### 専利法 第一章 総則

第2条第3項 実用新案とは、製品の形状、構造又はそれらの組合せについて提出された実用に適した新しい技術案をいう。

#### 専利審査指南 第一部分 初歩審査 第二章 実用新案専利申請の初歩審査

##### 6. 専利法第2条第3項による審査

6.3 専利法第2条第3項に記載された技術案とは、解決すべき技術問題に対して採用する自然規則を利用した技術手段の集合である。

本実用新案は前頁に示す通り、技術問題を一種の技術手段により解決しよい技術効果が得られているので、実用新案の保護客体に該当すると思う。

## ◆【分析&結論】

### 二、技術案についての説明は十分であるか？

#### 専利法 第三章 特許の出願

第26条第3項 説明書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が**実現できることを基準**として明確且つ完全な説明を行い、必要時に図面を添付する。概要は発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明する。

#### 審査操作規程・実用新案分冊 6 説明書の審査

##### 6.1 専利法第26条第3項に基づく審査

###### (1) 審査の原則

明細書が明らかに専利法第26条第3項の規定に適合しないか否かについて審査するとき、審査官は、考案に基づいて出願人が明細書に記述した背景技術、解決しようとする技術的課題と有益な効果、考案を実施するための形態及び図面を踏まえて判断しなければならない。



## ◆【分析&結論】

### 二、技術案についての説明は十分であるか？

#### 審査操作規程・実用新案分冊 6 説明書の審査

##### 6.1 専利法第26条第3項に基づく審査

###### 【事例43】

盗電警報メーターに関する実用新案出願において、解決しようとする技術的課題は、盗電を識別し警報できることである。明細書には、既存のメーターに識別モジュール及び警報モジュールを搭載することで当該課題を解決するとのみ記載されており、図面には機械の構造図のみが示されている。一方で、識別、警報の機能を実現する電子部品の特性、信号伝達及びその回路接続等の技術的手段については説明がなされていない。

当該事例で開示されている技術的手段は不完全で、当業者は明細書の記述に基づいて当該実用新案を正確に理解し、実施することができない。

###### 【事例44】

ネットワークケーブル速度測定装置に関する実用新案出願において、解決しようとする技術的課題は、ネットワークケーブル導通テストを迅速に行うことである。明細書には、当該測定装置は送信回路と受信回路を含み、そのうち送信回路は高周波送信回路、制御回路、駆動回路で構成されると記載され、その原理について説明し、図面中で回路の原理図が示されている。また、受信回路は抵抗器、コンデンサ、ICチップで構成されるとのみ記載され、当該受信回路が帰還信号をどのように受信し、処理し、判断するかについては説明されておらず、具体的なチップの型番、回路の接続も提示されておらず、対応する図面もない。

当該事例の受信回路の構成部品及び接続関係がいずれも明確に記述されていないため、開示された技術的手段が不完全で、当業者は、明細書の記述にもとづいて当該実用新案を理解し、実施することができない。

## ◆【分析&結論】

### 二、技術案についての説明は十分であるか？

本実用新案において、解決しようとする技術的課題は、プリセット番号を簡単に呼び出すことである。明細書には、番号のプリセット手段、プリセット番号呼び出しキー、ハンドフリー手段とアラーム手段のみ記載されており、図面には各種手段の不明確な位置関係のみ示されている。番号のプリセット方法、ハンドフリーの起動方法、アラームの作動方法等の技術手段が説明されておらず、各信号をどのように発信し、受信し、処理し、判断するかについても説明されていない。本実用新案で開示されている技術的手段は不完全で、当業者は明細書の記述に基づいて当該実用新案を正確に理解し、実施することができない。

## 中国IPG 制度・運用WG

# 『コンピュータプログラム関連発明等の 審査実務に関する調査研究』

## 実用新案の実例分析

2015年6月8日

日立(中国)有限公司 知識産権中心

齊藤秀俊

**【請求項1】**

響孔を備えたケースとレシーバーを有する移動端末であって、  
音声が入る第一開口と、音声が出る第二開口とを有する音響管を  
さらに備え、前記第一開口が前記レシーバーの音声出口に接続さ  
れ、前記第二開口が前記ケース上の響孔に対応して接続される、  
ことを特徴とする移動端末。

## <専利法第2条 第3項>

実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。

## <審査指南>

### 6.2.1 製品の形状

製品の形状とは、製品が持っており、外部から見られる確かな空間上の形状を指す。

### 6.2.2 製品の構造

製品の構造とは、製品の各構成部分の配置、組合せ及び相互関係を指す。

		構成要件	コメント
A		響孔を備えたケースとレシーバーを有する移動端末であって、	本発明は『移動端末』という『製品』
B		音声が入る第一開口と、音声が出る第二開口とを有する音響管をさらに備え、	構成要件Bは『音響管』の『構造』に関して規定
C	C1	前記第一開口が前記レシーバーの音声出口に接続され、	「第一開口」と「レシーバ」の接続『構造』に関して規定
	C2	前記第二開口が前記ケース上の響孔に対応して接続される、	「第二開口」と「響孔」の接続『構造』に関して規定
	C3	ことを特徴とする移動端末。	本発明は『移動端末』という『製品』

- ・構成要件A～Cはそれぞれ、形状/構造に関するもの。
- ・方法(アルゴリズム等)の構成要件は含まれていない。
- ・本件は、「形状・構造」に関する技術方案と判断できる。

以上

2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

超音波治療デバイス\_201020585231.0検討報告

2015年6月8日

三菱電機（中国） 孟



# 超音波治療デバイス(201020585231.0)

## 従来技術

音響キャビテーション制御は、超音波変換発射手段が発信した電気信号に基づいて、超音波発射線量を制御する。

## 課題

制御の根拠は、超音波変換発射手段が発信した電気信号であり、作用領域(人体)の実際状況ではないため、制御精度が低い(超音波発射線量が不足或いは過量の場合がよくある)

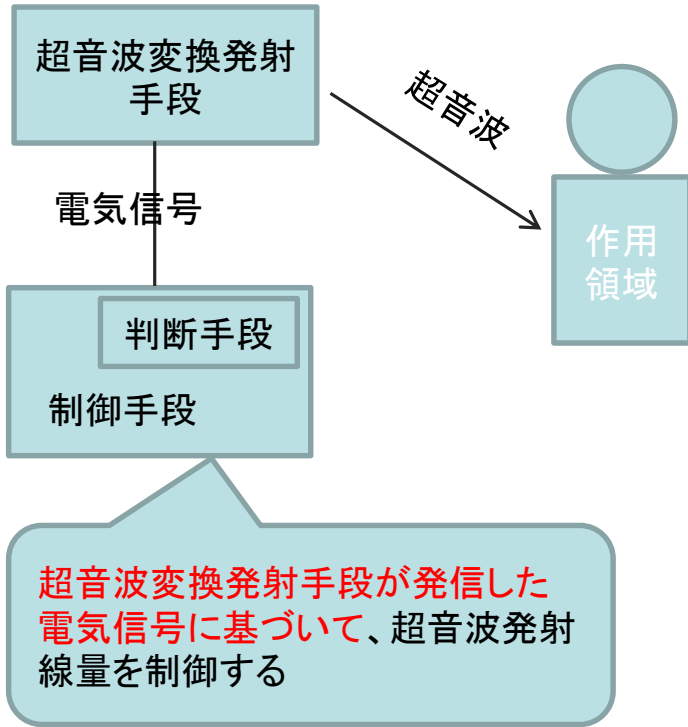
## 解決手段

作用領域から音声信号を収集し、収集した音声信号を電気信号に変換して、変換された電気信号に基づいて、超音波発射線量を制御する。また、超音波発射線量が不足の場合、フィードバック制御手段は超音波発射線量を増加し、超音波発射線量が過量の場合、超音波発射線量を減少される。

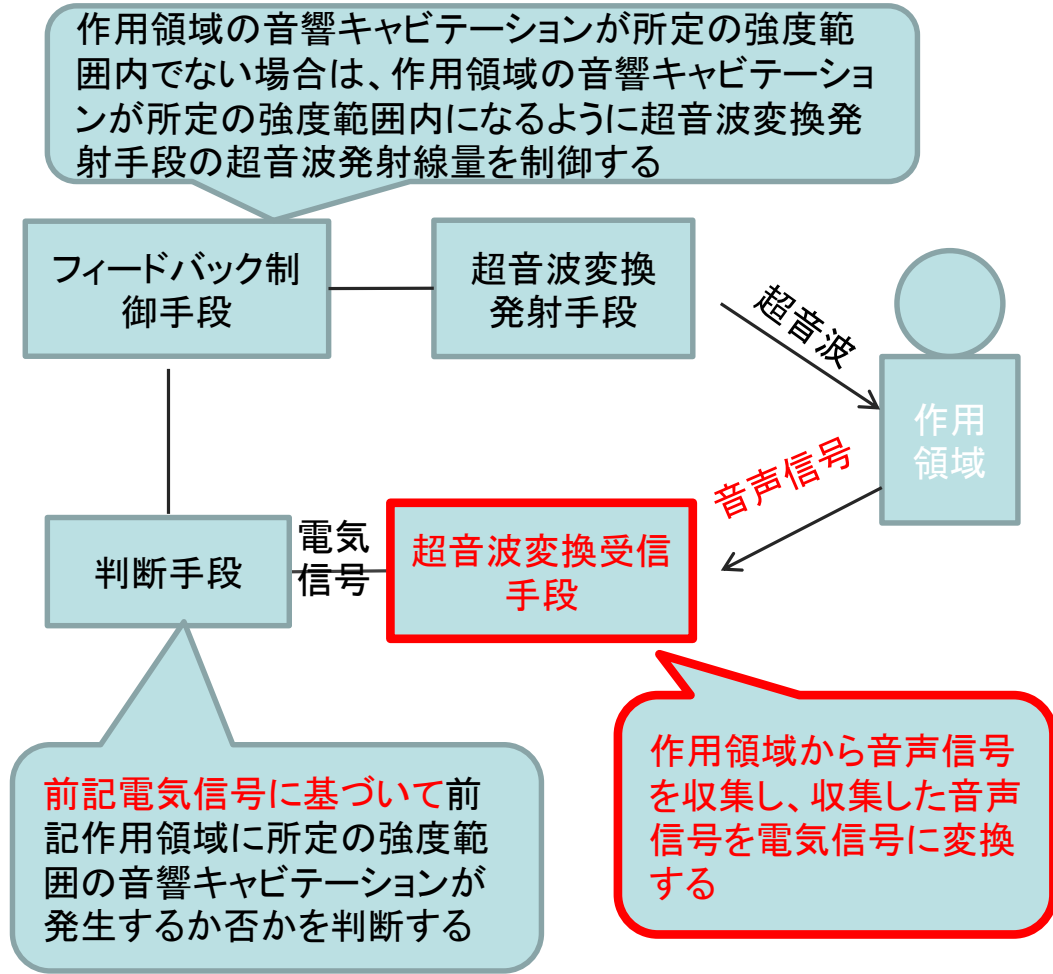
## 技術効果

制御精度が高くなる

## 従来技術



## 本実用新案



## 超音波治療デバイス(201020585231.0)

### 【請求項1】

超音波を生成して作用領域に発射するための超音波変換発射手段と、  
前記作用領域から音声信号を収集し、収集した音声信号を電気信号に変換する超音波変換受信手段と、  
前記超音波変換受信手段に接続され、前記電気信号に基づいて前記作用領域に所定の強度範囲の音響キャビテーションが発生するか否かを判断して判断結果を取得するための判断手段と、  
前記判断手段と超音波変換発射手段に接続され、前記判断結果が前記作用領域の音響キャビテーションが所定の強度範囲内でないことを示す場合は、前記作用領域の音響キャビテーションが前記所定の強度範囲内になるように前記超音波変換発射手段の超音波発射線量を制御するためのフィードバック制御手段とを含む、ことを特徴とする超音波治療デバイス。

## 分析

1. 製品であるか？

⇒ YES

1) 方法を用いて製品を限定するか？

⇒ YES (処理方法？ 変換、判断)

2) 既知の方法の名称を用いて製品を限定するか？

⇒ YES (従来技術だと思う)

3) 請求項には方法自体に対する限定を含むか？

⇒ NO (超音波変換発射手段、超音波変換受信手段、判断手段、フィードバック制御手段に対する限定)

2. 改善ポイントは製品の形状と/或いは製品の構造であるか

実際の改善ポイントは、製品の構造と制御方法との両方を含むが、クレーム化されたのは、製品の構造だけである。

## 結論

実用新案の保護客体要件の観点からみれば、特に問題がないと考えられる

## 第二条

本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは、**製品の形状、構造又はその結合**に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

## 第1部分 方式審査

### 第二章 実用新案専利出願の方式審査

#### 6.1

実用新案専利による製品のみの保護 **専利法 2 条 3 項**の規定によると、実用新案は**製品のみを保護**する。

前述の製品とは、産業上の方法で製造され、確定した形状、構造を有し、一定の空間を占める実体でなければならない。**すべての方法及び人的に製造されていない自然に存在する品物は、実用新案専利による保護の客体に該当しない。**前述の**方法は、製品の製造方法、使用方法、通信方法、処理方法、コンピュータープログラム及び製品を特定な用途に使うことなどを含む。**

例えば、歯車の製造方法、作業室の集塵方法又は**データ処理方法**、自然に存在する矚花石などは、**実用新案専利による保護の客体に属さない。**

1 件の発明創造は、製品の形状・構造に対する改善を含むとともに、当該製品を生産するための専用方法、技術プロセス又は当該製品を構成する材料そのものなどについての改善を含む可能性もある。**しかし、実用新案専利は製品の形状、構造のみに対して行われる改善の技術方案だけを保護するものである。**

以下の事項について注意されたい。

(1) 請求項では既知の方法の名称を使って、製品の形状・構造を限定して良いとするが、**方法の手順、技術条件などを含めてはならない。**

例えば、溶接、リベット締めなどの既知の方法の名称により各 부품の連結関係を限定するのは**方法そのものに対する改善に該当しない。**

(2) 請求項には、形状・構造の特徴だけでなく、方法そのものに対する改善も含まれる場合、例えば、**製品の製造方法、使用方法又はコンピュータープログラムを限定する技術的特徴を含む場合は、実用新案専利による保護の客体に該当しない。**

例えば、主体形状が円柱で、端部が円錐である木製の爪楊枝の場合。木製爪楊枝が加工成型の後に、医用ジャーミサイドに5～20分浸し、取り出してから乾かすことを特徴とする。当該請求項には方法そのものに対する改善を含めているため、実用新案専利による保護の客体に該当しない。

#### 6.2

製品の形状及び/又は構造 **専利法 2 条 3 項**の規定によると、実用新案は製品の形状及び/又は構造に対して行われる改善でなければならない。

## 5.1.1 実用新案は製品に対する保護にすぎない

**実用新案は製品を保護するのみ**であり、記載する製品は、工業的方法により製造され、確定の形状、構造が確定されており、かつ一定の空間を占める実体でなければならない。

例えば、各種の工具、部品・パーツ、金型、機器、装置、設備、計器、電子部品等がある。また、**回路、通信系統**、化学工業系統、油圧系統及び建築物**であってもよい**。

**実用新案は方法の保護を受けない**。製品の応用又は用途自体は方法に属し、実用新案の保護客体には該当しない。

**請求項に出現する方法的特徴を審査するにあたり、審査ガイドラインの関連規定に従わなければならない**、**請求項の中に既知の方法の名称を用いて限定される特徴を含むことは許される**。

次の点に注意が必要である。

### (1) 実用新案で保護する製品を広義に理解しなければならない。

製品は、工業的方法、手工業的方法等の工業的方法により製造されるべきであり、完全に独立した製品であってもよく、製品の局部又は一部であってもよい。

天然の貝殻、ひょうたん等、自然界に存在するものが、工業的方法による製造のプロセスを経していない場合、実用新案の保護客体に該当しない。

### (2) 既知の方法の名称を用いて製品を限定することは許される。

実用新案の請求項における方法的特徴は、既知の方法でなければならない、**さらにこのような既知の方法は製品の形状、構造に対する限定であり、方法自体に対する限定ではない**。

方式審査において、審査官は通常、請求項の中の方法的特徴について、出願人が出願書類に当該方法が新たな方法であることを明記している場合を除き、当該方法が新たな方法かであるか否かを判断する必要はない。ただし、当該方法が新たな方法である可能性があるという情報が出願書類に明らかに記載されている場合、審査官はこれを確認しなければならない。例えば、出願書類に方法の文献番号が明確に記載され、審査官の当該実用新案出願に係る権利付与の決定時に、当該文献が未公開であった場合は、当該方法は新たな方法である。

既知の技術、手順等に一般的な名称がない場合、出願人が標準的な技術用語を用いてそれを名付け、請求項に記入することが許される。

## 【事例1】

請求項：高耐摩耗無垢床材であって、無垢床材と、ベニヤと、酸化アルミニウム膜とから成り、無垢床材（1）に尿素樹脂層（2）が**塗装され**、尿素樹脂層（2）にメラミン樹脂を**含浸した**ベニヤ（3）を**貼り付け**、ベニヤ（3）に酸化アルミニウム膜（4）が**ホットプレスされている**ことを特徴とする高耐摩耗無垢床材。

当該事例の請求項に含まれる加工方法の特徴である「塗装」、「貼り付け」、「含浸」、「ホットプレス」はいずれも本分野における**既知の加工方法であり**、しかも、これら既知の方法名称が限定するのは**床の構造であって方法自体ではないため**、**実用新案の保護客体に該当する**。

**(3) 請求項には方法自体に対する限定を含んではならない。**

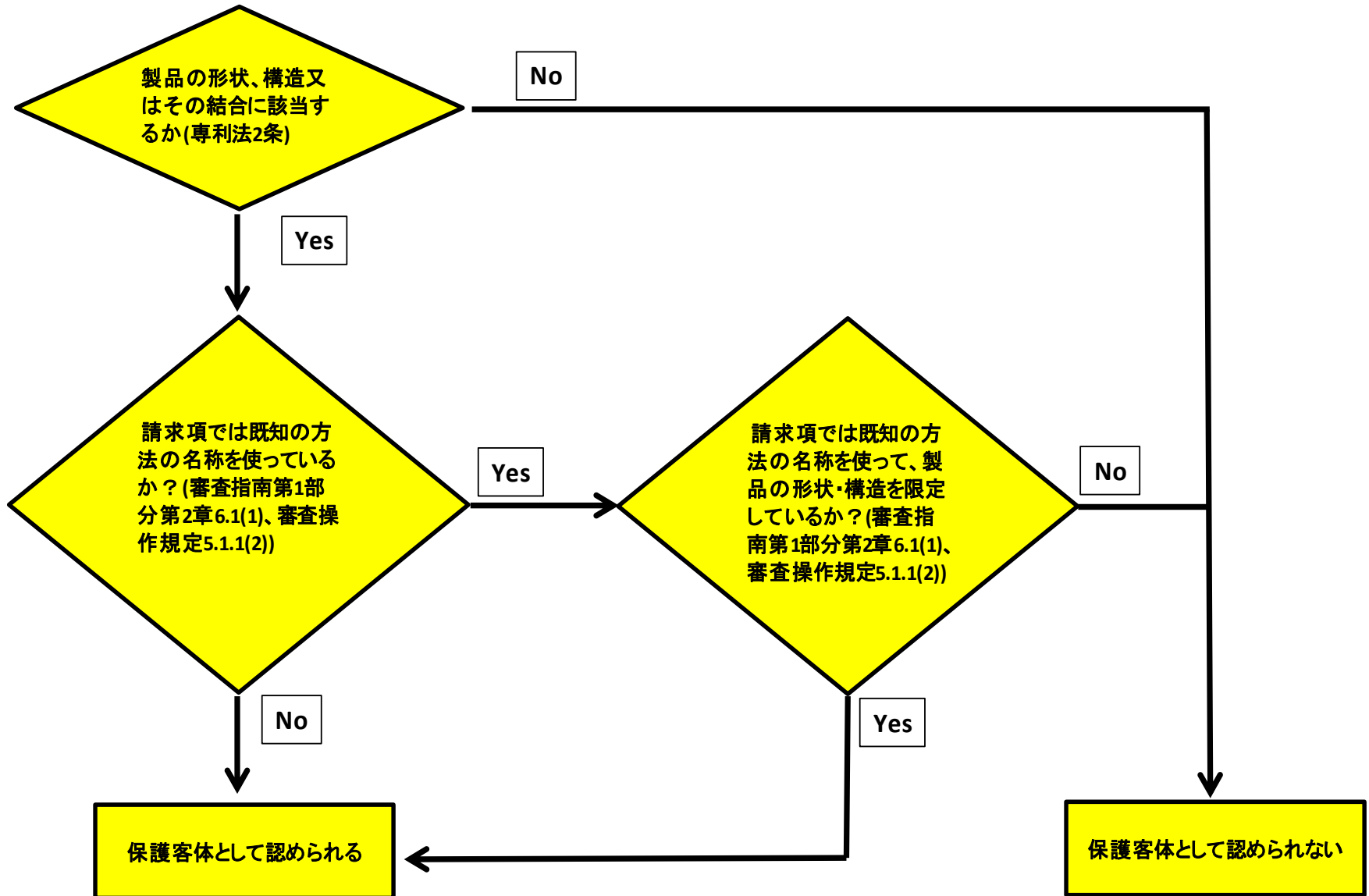
請求項に、**製品の加工工程、技術条件、コンピュータプログラム自体等**、方法自体に対する限定が含まれる場合は、予備審査においてそれが既知の方法であるか否かを判断する必要はなく、いずれも方法自体に対する限定と見なし、実用新案の保護客体には該当しない。

## 【事例2】

請求項：耐摩耗床材であって、4層構造に分かれ、上から下の順に耐摩耗層、装飾層、中間層、底層となっており、……、**ホットプレスの圧力強度が2.0～2.2MPa、ホットプレスの温度が180～200℃、圧力を5～10分保持して成形される**ことを特徴とする耐摩耗床材。

当該事例の請求項の**主題名称は製品**であり、請求項では床の構造的特徴が記述されるとともに、**床の加工技術と工程が含まれている**。すなわち、**請求項は方法自体に対する限定が含まれているため、実用新案の保護客体に該当しない**。





# 2015年度中国IPG-A 制度・運用1

## 実用新案⑥

申請番号201120030542.5

「電子デバイスおよびインターフェイス検出装置」  
検証報告

2015年6月8日

安川電機(中国) 西

# 1. 出願概要

## 【書誌】

申請号: 201120030542.5

申請日: 2011-01-28

出願人; 联想(北京)有限公司 Lenovo

代理人; 北京银龙知识产权代理有限公司

【实用新型名称】 電子デバイス及びインターフェイス検出装置

## 【概要】

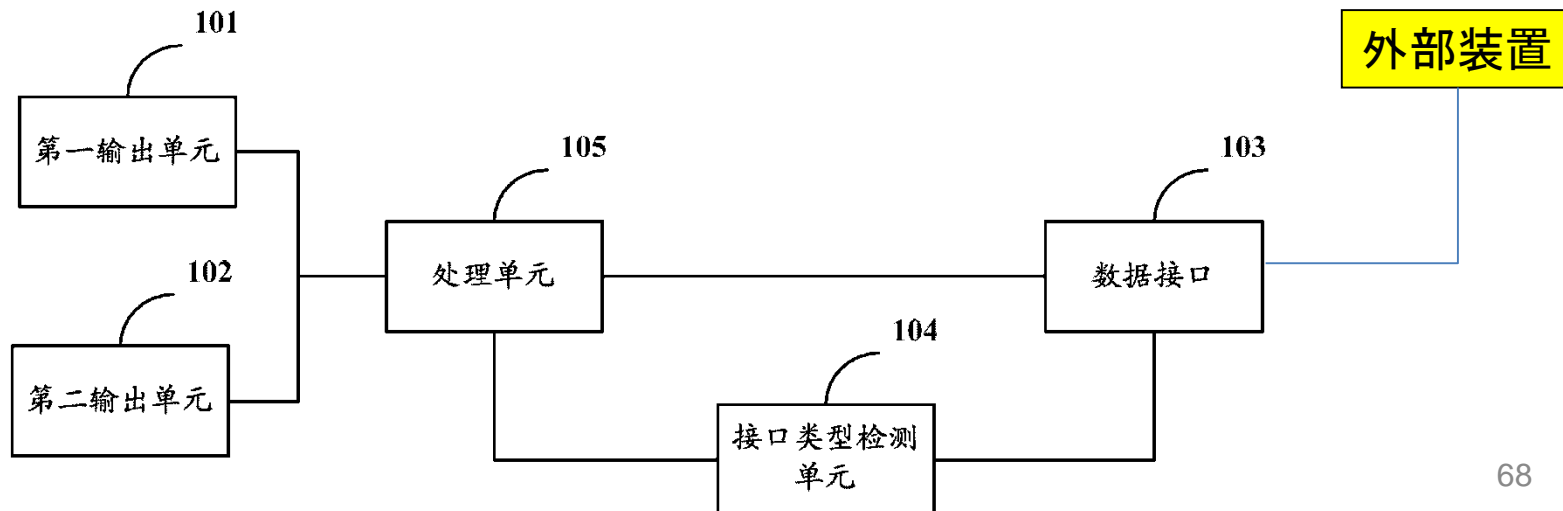
外部機器のインターフェイスを検出してそれに適応するインターフェイスに接続を切り替える電子デバイス及びインターフェイス検出装置。

これにより、1つのインターフェイスで、異なるインターフェイスのタイプの外部装置を接続することができる。

【請求項1】

赤;方法限定  
青;構造限定

第1のデータ信号を出力するための第1の出力手段(101)と、  
第2のデータ信号を出力するための第2の出力手段(102)と、  
外部機器と接続するためのデータインターフェイス(103)と、  
前記データインターフェイス(103)に接続し、前記外部機器のインターフェイスタイプを  
検出するためのインターフェイスタイプ検出手段(104)と、  
前記第1の出力手段(101)、前記第2の出力手段(102)、前記データインターフェイス  
(103)及び前記インターフェイスタイプ検出手段(104)に接続し、前記外部機器のイン  
ターフェイスが第一タイプのインターフェイスであると検出した場合、前記データイン  
ターフェイス(103)を介して前記第1のデータ信号を前記外部機器に送信し、前記外部  
機器のインターフェイスが第二タイプのインターフェイスであると検出した場合、前記  
データインターフェイス(103)を介して前記第2のデータ信号を前記外部機器に送信す  
るための処理手段(105)と  
を備えることを特徴とする、電子デバイス。



## 【請求項7】

外部機器に接続するための1つのデータインターフェイス(103)を備える電子デバイスに  
応用されたインターフェイス検出装置(104)であって、

第1のデータ信号を出力するための第1の出力手段(101)と、

第2のデータ信号を出力するための第2の出力手段(102)と、

前記データインターフェイス(103)に接続し、前記外部機器のインターフェイスタイプを  
検出するためのインターフェイスタイプ検出手段(104)と、

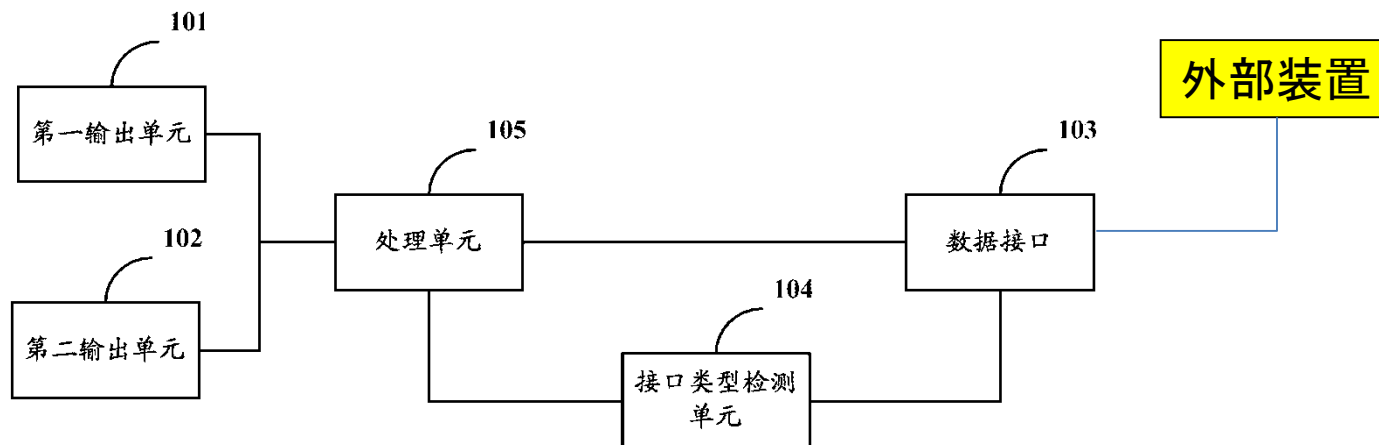
前記第1の出力手段(101)、前記第2の出力手段(102)、前記データインターフェイス  
(103)及び前記インターフェイスタイプ検出手段(104)に接続し、前記外部機器のイン

ターフェイスが第一タイプのインターフェイスであると検出した場合、前記データイン  
ターフェイス(103)を介して前記第1のデータ信号を前記外部機器に送信し、前記外部

機器のインターフェイスが第二タイプのインターフェイスであると検出した場合、前記  
データインターフェイス(103)を介して前記第2のデータ信号を前記外部機器に送信す

るための処理手段(105)と

を備えることを特徴とするインターフェイス検出装置。



## 2. 実用新案操作規定

### 【5.1.1 実用新案は製品に対する保護にすぎない】

(2) 既知の方法の名称を用いて製品を限定することは許される。

実用新案の請求項における方法的特徴は、既知の方法でなければならず、さらにこのような既知の方法は製品の形状、構造に対する限定であり、方法自体に対する限定ではない。

方式審査において、審査官は通常、請求項の中の方法的特徴について、出願人が出願書類に当該方法が新たな方法であることを明記している場合を除き、当該方法が新たな方法であるか否かを判断する必要はない。ただし、当該方法が新たな方法である可能性があるという情報が出願書類に明らかに記載されている場合、審査官はこれを確認しなければならない。例えば、出願書類に方法の文献番号が明確に記載され、審査官の当該実用新案出願に係る権利付与の決定時に、当該文献が未公開であった場合は、当該方法は新たな方法である。

(3) 請求項には方法自体に対する限定を含んではならない。

請求項に、製品の加工工程、技術条件、コンピュータプログラム自体等、方法自体に対する限定が含まれる場合は、予備審査においてそれが既知の方法であるか否かを判断する必要はなく、いずれも方法自体に対する限定と見なし、実用新案の保護客体には該当しない。

考察;方法自体を特徴とするものはNG(?)

## 2. 実用新案操作規定

### 【5.1.3 製品の構造】

#### 【事例8】

請求項: 信号採取装置と、信号標本抽出装置と、増幅・フィルタ回路と波形整形電気回路とから成り、信号採取装置により空気中の二酸化炭素の濃度信号を再主し、採取した信号を信号標本抽出装置に入力した後、増幅・フィルタ回路を経て電気信号を増幅させ、さらにフィルタ回路により商用電力周波数とその他の周波数の妨害信号をフィルタリングして除去し、有効な二酸化炭素濃度信号を取得した後、波形整形回路を通じて該信号を処理し、方形波パルス信号を取得することを特徴とする二酸化炭素濃度センサ。

当該事例において、各装置回路間の静的接続関係のみを記述し、システム全体の信号の流れ及びその機能を記述しない場合、回路の各部分の機能と作用が明瞭に体现されない。状況により、回路の信号の流れをもとに回路構造を記述することにより、保護を求めめる範囲をより明確に限定することができる。

考察;この事例の方法限定は、信号の流れを含む回路構造を限定するものであり、方法自体を特徴するものではないからOK(?)

### 3. 検証

#### 【201120030542.5の権利有効性】

請求項1、7の記載の方法限定は、

- (1) 既知の方法の名称を用いて製品を限定【5.1.1 (2)具備】
- (2) 方法限定自体を特徴とするものではない【5.1.1 (3)具備】
- (3) 信号の流れを含む回路構造を限定するもの【5.1.3具備】

→要件を具備している可能性が高く、有効性は高いと史料



## 4. 本検証を通して得られる知見

ポイントは、以下の2つ

- ・方法限定が既知の方法かどうか
- ・方法限定自体を特徴とするものかどうか

→①操作規定の内容に基づいては明確な判断ができないので、方法限定から権利の有効性を適切に判断するのは比較的難しいと思われる。

権利解釈からみて、方法限定は権利解釈に考慮される(?)。

→②ケースバイケースであるが、方法限定は既知の方法であり、上位概念記載の傾向が強いと思われ、そうすると、被告製品が異なる方法を使用することは比較的難しいと思われる。またケースによっては、たとえ被告製品が異なる方法を使用しても、当該方法が当事者が容易想到するレベルである可能性が高く均等になる可能性も高いと思われる。

→③原告から見ると、方法限定が既知である証拠を予め準備しておけばよさそうだが、被告の立場からすると、方法限定が既知の方法ではないことを立証しなければならず(先行技術がないことを立証しなければならない)、立証は比較的難しいと思われる。

→④被告としては、方法限定自体を特徴とするかどうかを争点にできる余地はあるが、既知の方法かどうかは無関係であり、この点は一応、審査官のチェックが入っている【5.1.1(3)】。

**まとめ;方法限定が争点になった場合、原告側が比較的有利と思われる。**

# 2015年度中国IPG 制度・運用1 「コンピュータプログラム関連発明等の審査 実務に関する調査研究」

## 実案7の検討

授権公告番号： CN2689348Y

専利番号： 200320129402.9

2015年9月7日

理光中国

永塚 広明

(1) 対象出願

出願番号 : 200320129402.9

授權公告番号 : CN2689348Y

発明の名称 : オンラインソフトウェアアップグレード回路

(2) Claim 1 と主な図面

次ページ以降を参照

## 【請求項1】

データアクセスコントローラ(1)と、ダイレクトメモリアクセスコントローラ1(2)と、静的メモリ2(3)と、静的メモリ1(4)と、静的メモリ/読み取り専用メモリコントローラ(6)と、からなるオンラインソフトウェアアップグレード回路であって、

前記データアクセスコントローラ(1)は、データインタフェースから送信される新たなソフトウェアを受信し、巡回冗長検査の正確性を保証する前提下で、前記データアクセスコントローラ(1)は、ダイレクトメモリアクセスコントローラ1(2)の制御下でダイレクトメモリアクセス操作を介して新たなソフトウェアを静的メモリ2(3)に格納し、

前記CPU(7)は、前記データアクセスコントローラ(1)にデータアクセスコントローラ制御指令を送信し、前記データアクセスコントローラ(1)は、CPU(7)にデータアクセスコントローラの状態を送信し、

前記データアクセスコントローラ(1)は、CPU(7)にデータアクセスコントローラの状態を送信し、

前記CPU(7)は、ソフトウェアアップグレードコマンド及びデータアクセスコントローラの状態を受信した後、静的メモリ/読み取り専用メモリコントローラ(6)の制御下で、読み取り専用メモリ(5)でのソフトウェアアップグレードプログラムを静的メモリ1(4)に移送して、

前記CPU(7)が静的メモリ1(4)でのソフトウェアアップグレードプログラムを読み取って、静的メモリ/読み取り専用メモリコントローラ(6)を介して静的メモリ2(3)での新たなソフトウェアを読み取り専用メモリ(5)に書き込みする、  
オンラインソフトウェアアップグレード回路。

# 【主な図面】

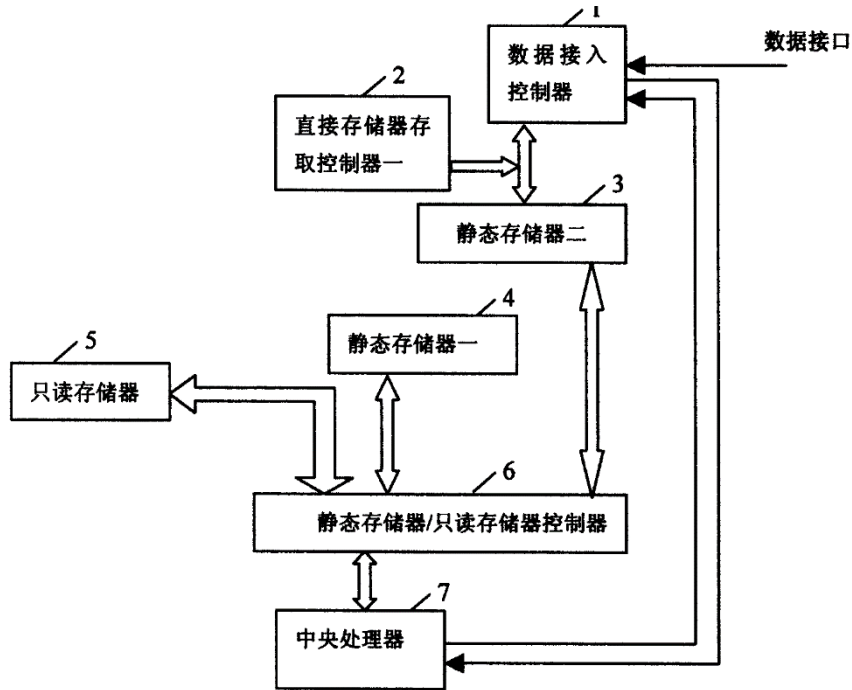


图 1 为本实用新型的结构原理图；

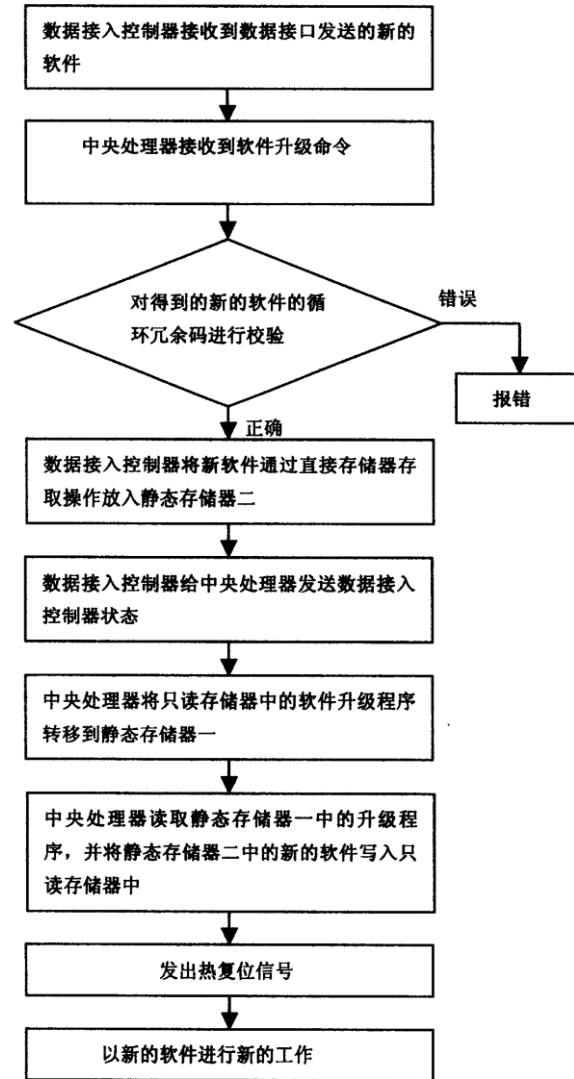


图 7 为本实用新型的工作流程图。

## 《考察》

①メインIPCは、G06F13/38(情報転送) で実案の保護対象から外れるのではないか。

②オンラインソフトウェア、データアクセスコントローラ、CPU等の明らかにソフトウェア制御と考えられる用語が入っている。

回路の接続関係に関するものではなく、ソフト制御であることは明らかで、保護対象違反と考える。

以上

2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

内蔵メモリのテスト装置\_200420002627.2検討報告

2015年7月6日

上海金天知的財産代理事務所

夏 宇

## 実用新案⑧200420002627.2

### ◆【実用新案名称】

内蔵メモリのテスト装置

### ◆【従来技術】

従来の内蔵メモリのテスト装置では、チップピン開始信号を受信する内蔵メモリテスト制御モジュール及びN組メモリモジュールからなり、各組のメモリモジュールはマルチチャンネルセレクトスイッチとメモリを有し、前記マルチチャンネルセレクトスイッチの出力端が前記メモリの入力端に接続され、前記内蔵メモリテスト制御モジュールは前記N組メモリモジュールに対応するN個の反応分析器と、N個のベクトル発生器と、N個のアドレス発生器と、N個の有限状態機を有する。有限状態機は前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクトスイッチに制御命令を送信し、有限状態機は、N個のアドレス発生器とN個のベクトル発生器を制御してアドレスおよびテストベクトルを生成し、且つ生成したアドレス及びテストベクトルを前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクトスイッチに送信し、前記N個の反応分析器は、N個の有限状態機の異なる状態に基づいて対応する正確な反応ベクトルを生成して、それぞれN個のメモリの出力データと比較し、比較結果を内蔵メモリテストトップレベルモジュールに送信する。



## ◆【技術的課題】

メモリモジュールが多いため、それに対応するアドレス発生器と、ベクトル発生器および有限状態機の数が多くなり、チップ面積とエネルギー消費量が大きくなり、無駄が多い。

## ◆【技術的手段】

1. 有限状態機とアドレス発生器を共用させること。
2. 有限状態機と、アドレス発生器およびベクトル発生器を共用させること。
3. ベクトル発生器を共用させること。

## ◆【技術的効果】

共用させることによって、部品数が少なくなり、チップ面積とエネルギー消費量が節約できる。

## ◆【実用新案の構成】

## 【請求項1】

チップピン開始信号を受信する内蔵メモリテスト制御モジュール(2)及びN組メモリモジュールからなり、各組のメモリモジュールはマルチチャンネルセレクタスイッチとメモリを有し、前記マルチチャンネルセレクタスイッチの出力端が前記メモリの入力端に接続され、前記内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は前記N組メモリモジュールに対応するN個の反応分析器(8)とN個のベクトル発生器(7)を有する、内蔵メモリのテスト装置であって、前記内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は、1つのアドレス発生器(5)と1つの有限状態機(6)を有し、前記アドレス発生器(5)は、前記N組メモリモジュール中の深さが最も深いメモリに対応するアドレス発生器であり、前記有限状態機(6)は、前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに制御命令を送信し、前記有限状態機(6)は、アドレス発生器(5)とN個のベクトル発生器(7)を制御してアドレスおよびテストベクトルを生成し、且つ生成したアドレス及びテストベクトルを前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに送信し、アドレス発生器(5)が前記N組メモリモジュールに対するアドレッシングがアドレス発生器(5)の深さを超える場合に、前記アドレス発生器(5)は、深さがアドレス発生器(5)の深さを超えるメモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに禁止信号を送信して、該マルチチャンネルセレクタスイッチがテストベクトルを該メモリモジュールのメモリに送入することを禁止すると同時に、深さがアドレス発生器(5)の深さを超えるメモリモジュールに対応する反応分析器(8)に禁止信号を送信して、該反応分析器(8)の作動を禁止し、前記N個の反応分析器(8)は、有限状態機(6)の異なる状態に基づいて対応する正確な反応ベクトルを生成して、それぞれN個のメモリの出力データと比較し、比較結果を内蔵メモリテストトップレベルモジュールに送信することを特徴とする。

## 【請求項2】

請求項1に記載の内蔵メモリのテスト装置であって、前記N組のメモリモジュールにおいて、 $N \geq 2$ であることを特徴とする。

### 【請求項3】

チップピン開始信号を受信する内蔵メモリテスト制御モジュール(2)及びN組メモリモジュールからなり、各組のメモリモジュールはマルチチャンネルセレクタスイッチとメモリを有し、前記マルチチャンネルセレクタスイッチの出力端が前記メモリの入力端に接続され、前記内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は前記N組メモリモジュールに対応するN個の反応分析器(8)を有する、内蔵メモリのテスト装置であって、前記内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は、1つのアドレス発生器(5)と、1つの有限状態機(6)と、1つのベクトル発生器(7)とを有し、前記アドレス発生器(5)は、前記N組メモリモジュール中の深さが最も深いメモリに対応するアドレス発生器であり、前記ベクトル発生器(7)は、前記N組メモリモジュール中のビット幅が最も広いメモリに対応するベクトル発生器であり、前記有限状態機(6)は、前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに制御命令を送信し、前記有限状態機(6)は、アドレス発生器(5)とN個のベクトル発生器(7)を制御して、且つ生成したアドレス及びテストベクトルを前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに送信し、アドレス発生器(5)が前記N組メモリモジュールに対するアドレッシングがアドレス発生器(5)の深さを超える場合に、前記アドレス発生器(5)は、深さがアドレス発生器(5)の深さを超えるメモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに禁止信号を送信して、該マルチチャンネルセレクタスイッチがテストベクトルを該メモリモジュールのメモリに送入することを禁止すると同時に、深さがアドレス発生器(5)の深さを超えるメモリモジュールに対応する反応分析器(8)に禁止信号を送信して、該反応分析器(8)の作動を禁止し、前記N個の反応分析器(8)は、有限状態機(6)の異なる状態に基づいて対応する正確な反応ベクトルを生成して、それぞれN個のメモリの出力データと比較し、比較結果を内蔵メモリテストトップレベルモジュールに送信することを特徴とする。

### 【請求項4】

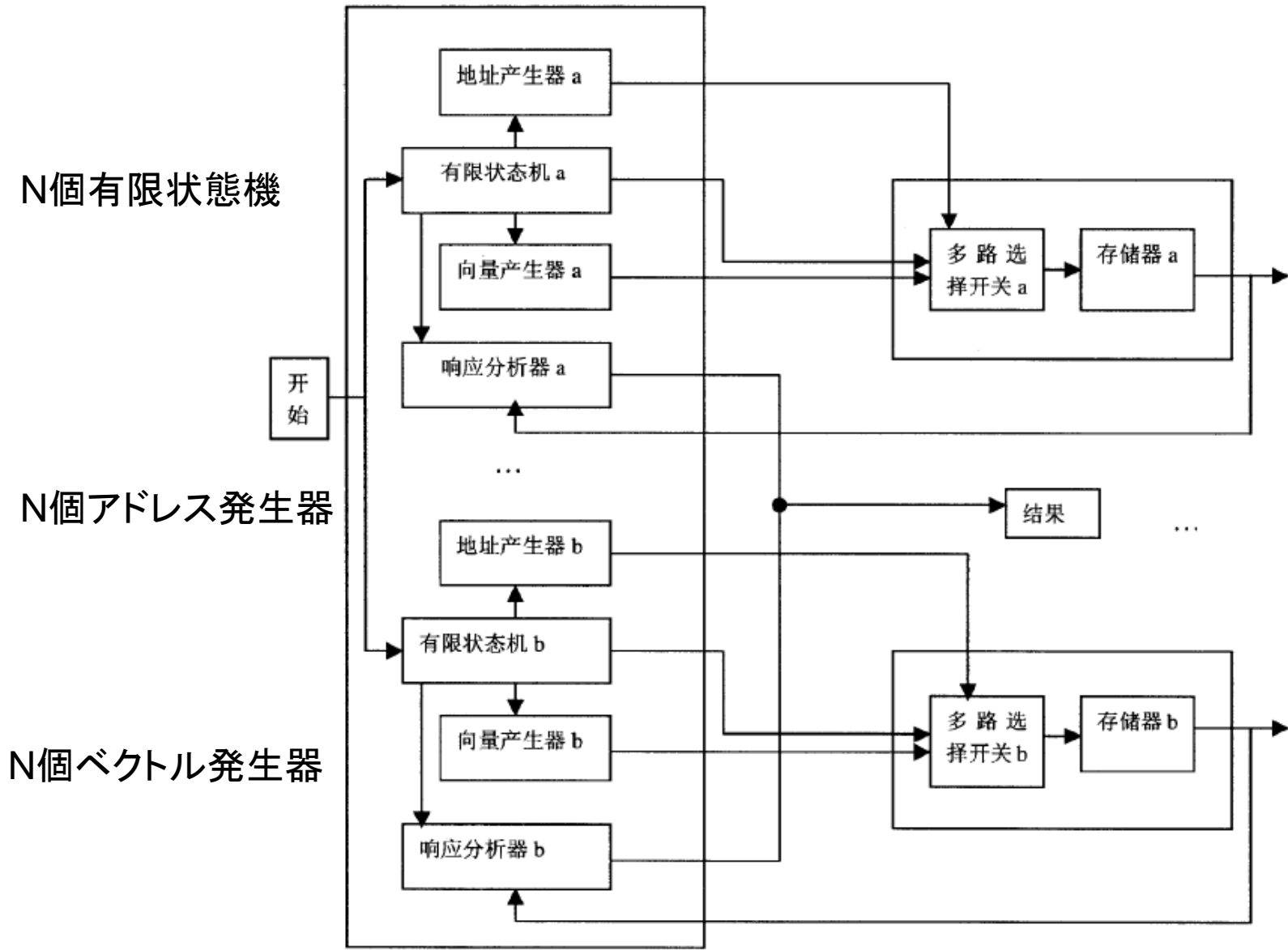
請求項3に記載の内蔵メモリのテスト装置であって、前記N組のメモリモジュールにおいて、 $N \geq 2$ であることを特徴とする。

## 【請求項5】

チップピン開始信号を受信する内蔵メモリテスト制御モジュール(2)及びN組メモリモジュールからなり、各組のメモリモジュールはマルチチャンネルセレクタスイッチとメモリを有し、前記マルチチャンネルセレクタスイッチの出力端が前記メモリの入力端に接続され、前記内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は、前記N組メモリモジュールに対応するN個の反応分析器(8)と、N個のアドレス発生器(5)およびN個の有限状態機(6)とを有し、前記有限状態機(6)は、前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに制御命令を送信し、前記有限状態機(6)は、アドレス発生器(5)とN個のベクトル発生器(7)を制御してアドレスおよびテストベクトルを生成し、且つ生成したアドレス及びテストベクトルを前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに送信し、前記N個の反応分析器(8)は、有限状態機(6)の異なる状態に基づいて対応する正確な反応ベクトルを生成して、それぞれN個のメモリの出力データと比較し、比較結果を内蔵メモリテストレベルモジュールに送信する、内蔵メモリのテスト装置であって、前記内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は、**1つのベクトル発生器(7)を有し、前記ベクトル発生器(7)は、前記N組メモリモジュール中のビット幅が最も広いメモリに対応するベクトル発生器であり、前記N個の有限状態機(6)は、ベクトル発生器(7)を制御してテストベクトルを生成し、且つ生成したテストベクトルを前記N組メモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに送信することを特徴とする。**

## 【請求項6】

請求項5に記載の内蔵メモリのテスト装置であって、前記N組のメモリモジュールにおいて、 $N \geq 2$ であることを特徴とする。

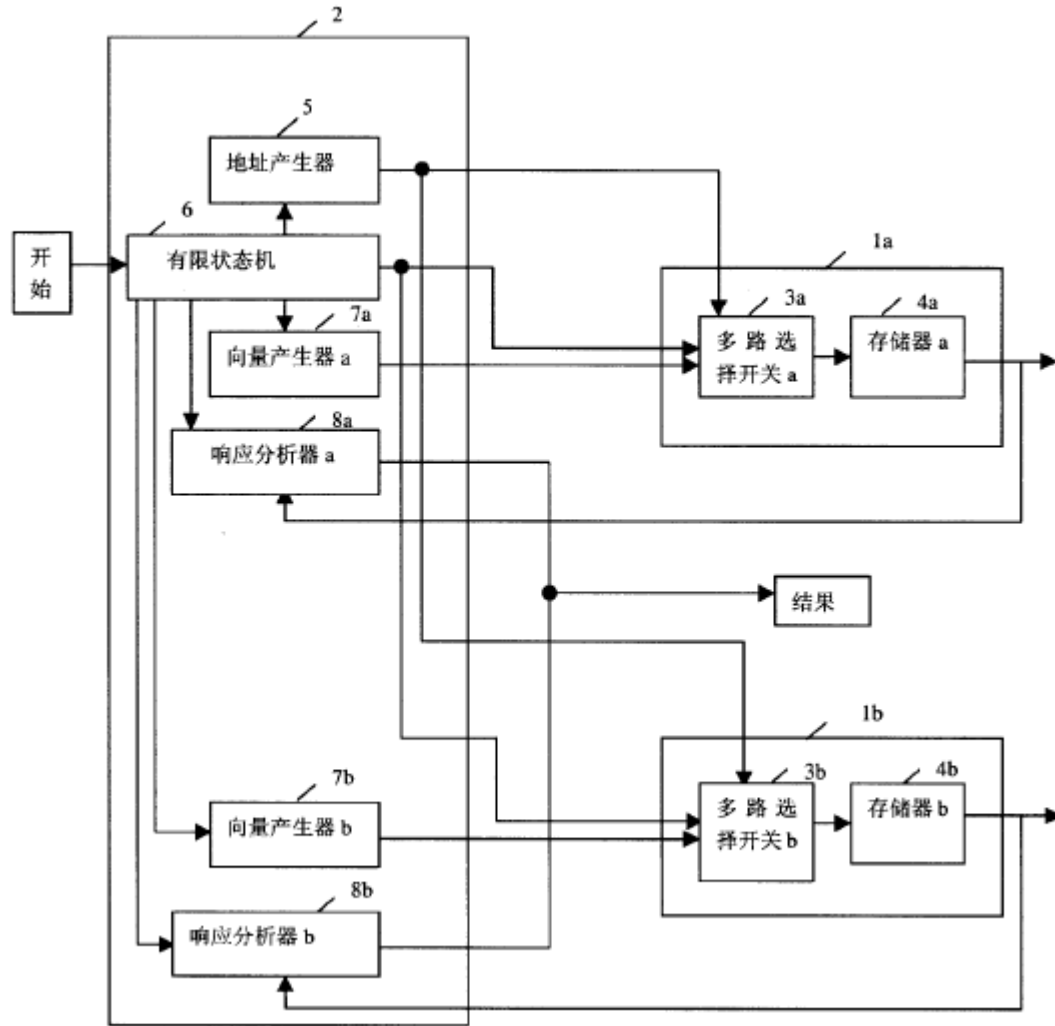


従来技術の構成図

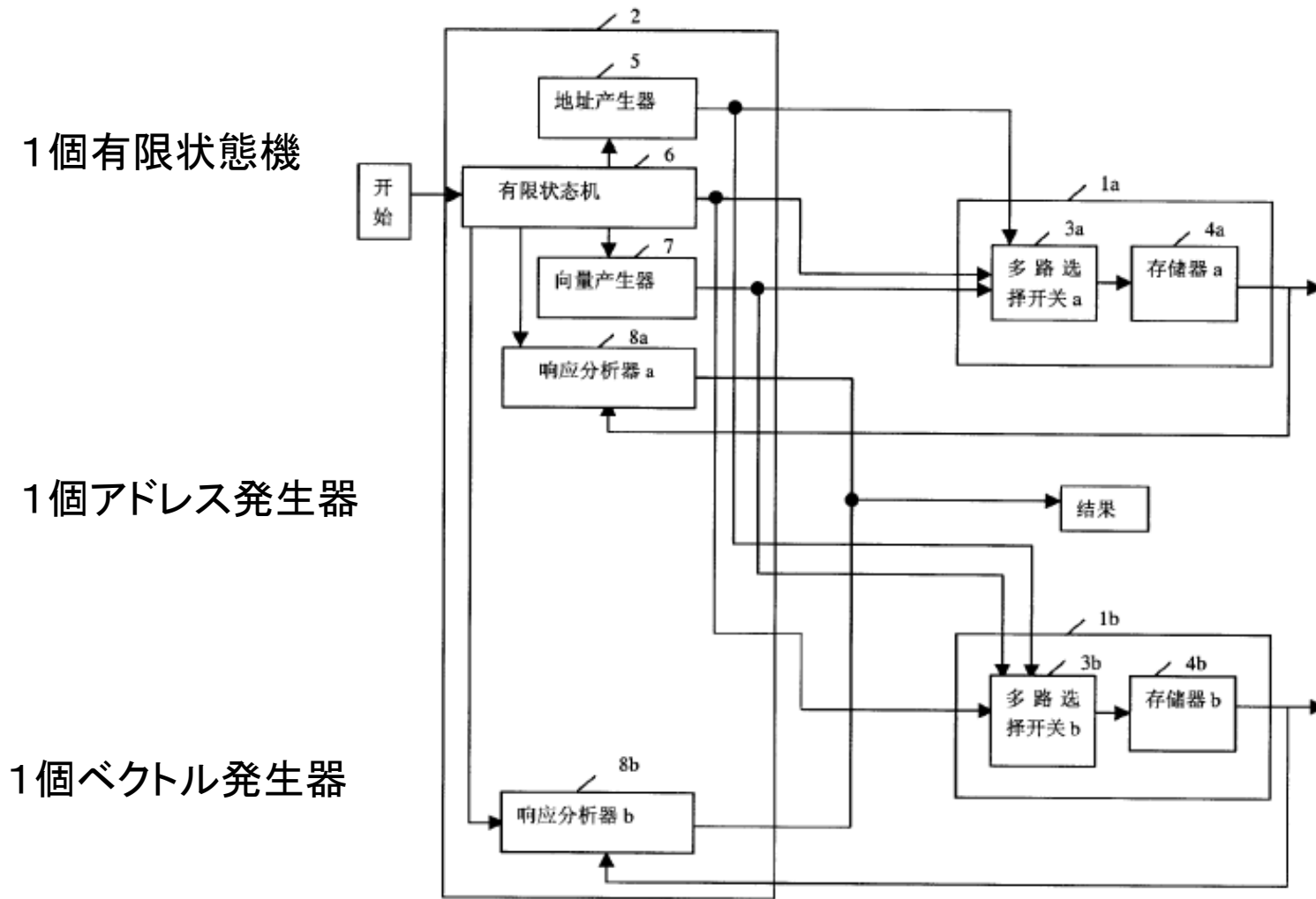
1個有限状態機

1個アドレス発生器

N個ベクトル発生器



請求項1に対応する技術案の構成図

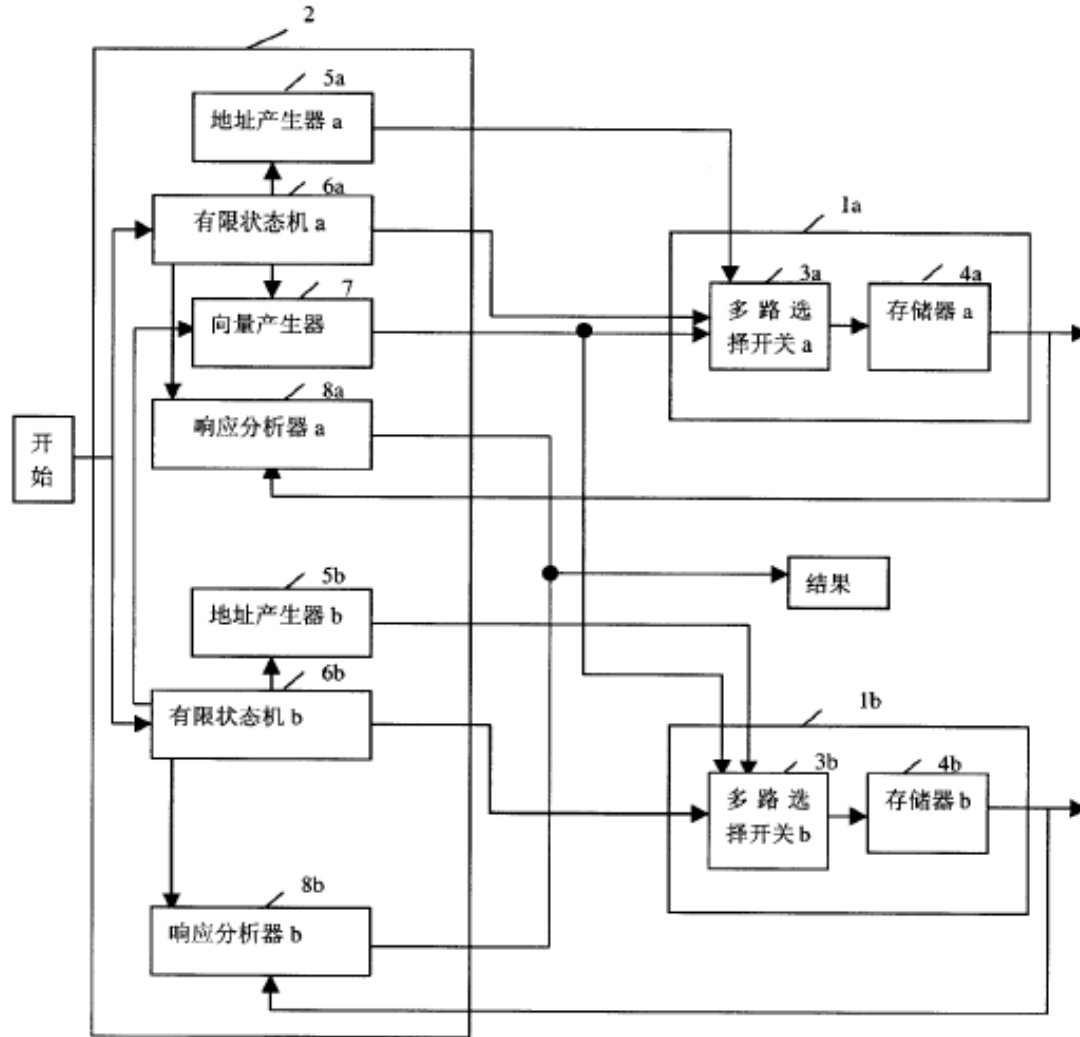


請求項3に対応する技術案の構成図

N個有限状態機

N個アドレス発生器

1個ベクトル発生器



請求項5に対応する技術案の構成図



## 【請求項1の技術案と従来技術との相違点】

1. 内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は、1つのアドレス発生器(5)と1つの有限状態機(6)を有すること。
2. 前記アドレス発生器(5)は、前記N組メモリモジュール中の深さが最も深いメモリに対応するアドレス発生器であること。
3. アドレス発生器(5)が前記N組メモリモジュールに対するアドレッシングがアドレス発生器(5)の深さを超える場合に、前記アドレス発生器(5)は、深さがアドレス発生器(5)の深さを超えるメモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに禁止信号を送信して、該マルチチャンネルセレクタスイッチがテストベクトルを該メモリモジュールのメモリに送入することを禁止すると同時に、深さがアドレス発生器(5)の深さを超えるメモリモジュールに対応する反応分析器(8)に禁止信号を送信して、該反応分析器(8)の作動を禁止すること。

## 【請求項3の技術案と従来技術との相違点】

1. 前記内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は、1つのアドレス発生器(5)と、1つの有限状態機(6)と、1つのベクトル発生器(7)とを有すること。
2. 、前記アドレス発生器(5)は、前記N組メモリモジュール中の深さが最も深いメモリに対応するアドレス発生器であり、前記ベクトル発生器(7)は、前記N組メモリモジュール中のビット幅が最も広いメモリに対応するベクトル発生器であること。
3. アドレス発生器(5)が前記N組メモリモジュールに対するアドレッシングがアドレス発生器(5)の深さを超える場合に、前記アドレス発生器(5)は、深さがアドレス発生器(5)の深さを超えるメモリモジュールのマルチチャンネルセレクタスイッチに禁止信号を送信して、該マルチチャンネルセレクタスイッチがテストベクトルを該メモリモジュールのメモリに送入することを禁止すると同時に、深さがアドレス発生器(5)の深さを超えるメモリモジュールに対応する反応分析器(8)に禁止信号を送信して、該反応分析器(8)の作動を禁止すること。

## 【請求項5の技術案と従来技術との相違点】

1. 前記内蔵メモリテスト制御モジュール(2)は、1つのベクトル発生器(7)を有すること。
2. 前記ベクトル発生器(7)は、前記N組メモリモジュール中のビット幅が最も広いメモリに対応するベクトル発生器であること。

## 【実用新案として保護できるかどうかの疑義点】

1. 電気(制御)回路が保護の対象となるか。
2. 信号の流れおよび機能的な限定に関する記載が認められるべきであるか。

## 【実用新案に関する審査基準の規定】

審査処理規程(実用新案)5.1.3 製品の構造では、

(5)回路構造は製品の構造に属する

回路構造とは、電気回路、ガス回路、油圧回路、光路等、製品を構成する各要素間で確定される接続関係を指す。回路の各要素間で確定される接続関係は、有線接続であってもよく、無線接続であってもよい。

考案に対する限定がより明確かつ簡潔である場合、回路中の信号の流れの方向に基づいた回路の構造の記述等、電気回路、ガス回路、油圧回路、光路等、その中の媒体流の流れる方向に基づいて回路の構造を記述することができる。

電気(制御)回路が保護の対象となるか。⇒OK

## 【実用新案に関する審査基準の規定】

審査処理規程(実用新案)5.1.3 製品の構造では、

### 【事例8】

請求項: 信号採取装置と、信号標本抽出装置と、増幅・フィルタ回路と波形整形電気回路とから成り、信号採取装置により空気中の二酸化炭素の濃度信号を再主し、採取した信号を信号標本抽出装置に入力した後、増幅・フィルタ回路を経て電気信号を増幅させ、さらにフィルタ回路により商用電力周波数とその他の周波数の妨害信号をフィルタリングして除去し、有効な二酸化炭素濃度信号を取得した後、波形整形回路を通じて該信号を処理し、方形波パルス信号を取得することを特徴とする二酸化炭素濃度センサ。

当該事例において、各装置回路間の静的接続関係のみを記述し、システム全体の信号の流れ及びその機能を記述しない場合、回路の各部分の機能と作用が明瞭に体现されない。状況により、回路の信号の流れをもとに回路構造を記述することにより、保護を求める範囲をより明確に限定することができる。

信号の流れおよび機能的な限定に関する記述⇒OK

### 【まとめ】

電気(制御)回路が実用新案の保護対象となり、信号の流れ及びその機能に関する記載は、回路の各部分の機能と作用を明瞭させるものであれば、認められる。

2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

ポータブル電子設備\_201020148938.5検討報告

2015年7月6日

コニカミノルタ(中国) 草野

ポータブル電子設備：出願番号 201020148938.5  
(2010/3/31)

権利者 联想(北京)有限公司

データを記憶するための記憶手段と、
外部電子設備に接続するためのインターフェースと、
前記インターフェース及び前記記憶手段とそれぞれ接続され、前記外部電子設備の前記記憶手段に対するデータの記憶及び読み取りを制御するための伝送制御手段と、
前記伝送制御手段と接続され、前記外部電子設備が前記記憶手段に対してデータの記憶や読み取りを行うか否かを検知し、かつ検知結果が否である場合に第1のトリガー信号を出力するための第1の検知手段と、
前記第1の検知手段と接続され、前記第1のトリガー信号を受信した後に、予定の警報トリガー条件を満たすか否かを検知し、かつ検知結果が是である場合に、トリガー警報を行うための第2のトリガー信号を出力するための第2の検知手段と、
を備えることを特徴とするポータブル電子設備。

## 技術課題

USBなどの可搬型の記憶媒体の抜き忘れなどにより、記憶媒体がなくなることがある

## 左記各構成

## 技術効果

転送データがなくなった際に警告するので、可搬型の記憶媒体の抜き忘れによる紛失を防止する

## 専利法\_\_第二条

**実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。**

## 審査指南\_\_第1部分方式審査\_\_第二章 実用新案専利出願の方式審査

### 6.1 実用新案専利による製品のみ保護

実用新案は**製品のみを保護**する。

**製品とは**、産業上の方法で製造され、確定した形状、構造を有し、一定の空間を占める実体

**方法及び人的に製造されていない自然に存在する品物は、保護の客体に該当しない**

- **既知の方法の名称を使って、製品の形状・構造を限定して良いとするが、方法の手順、技術条件などを含めてはならない**
- **形状・構造の特徴だけでなく、方法そのものに対する改善も含まれる場合**(製品の製造方法、使用方法又はコンピュータープログラムを限定する技術的特徴を含む)場合は**保護の客体に該当しない**

### 6.2 製品の形状及び/又は構造

専利法 2 条 3 項の規定によると、実用新案は製品の形状及び/又は構造に対して行われる改善でなければならない

#### 6.2.1 製品の形状

製品の形状とは、製品が持っており、**外部から見られる確かな空間上の形状**を指す

#### 6.2.2 製品の構造

製品の構造とは、**製品の各構成部分の配置、組合せ及び相互関係**を指す

- 製品の構造は機械的な構造であっても、**回路的な構造でも良い**
- **回路的な構造とは、製品を構成する部品間の確定的な連結関係を指す。**

ポータブル電子設備：出願番号 201020148938.5  
(2010/3/31)

権利者 联想(北京)有限公司

データを記憶するための記憶手段と、
外部電子設備に接続するためのインターフェースと、
前記インターフェース及び前記記憶手段とそれぞれ接続され、前記外部電子設備の前記記憶手段に対するデータの記憶及び読み取りを制御するための伝送制御手段と、
前記伝送制御手段と接続され、前記外部電子設備が前記記憶手段に対してデータの記憶や読み取りを行うか否かを検知し、かつ検知結果が否である場合に第1のトリガー信号を出力するための第1の検知手段と、
前記第1の検知手段と接続され、前記第1のトリガー信号を受信した後に、予定の警報トリガー条件を満たすか否かを検知し、かつ検知結果が是である場合に、トリガー警報を行うための第2のトリガー信号を出力するための第2の検知手段と、
を備えることを特徴とするポータブル電子設備。

主題は「ポータブル電子設備」であり、製品を保護している  
専利法2条の規定を満たす



# 「ポータブル電子設備\_201020148938.5」と審査規定との対比

ポータブル電子設備：出願番号 201020148938.5  
(2010/3/31)

権利者 联想(北京)有限公司

データを記憶するための <b>記憶手段</b> と、
外部電子設備に接続するための <b>インターフェース</b> と、
前記インターフェース及び前記記憶手段とそれぞれ接続され、前記外部電子設備の前記記憶手段に対するデータの記憶及び読み取りを制御するための <b>伝送制御手段</b> と
前記伝送制御手段と接続され、前記外部電子設備が前記記憶手段に対してデータの記憶や読み取りを行うか否かを検知し、かつ検知結果が否である場合に第1のトリガー信号を出力するための <b>第1の検知手段</b> と、
前記第1の検知手段と接続され、前記第1のトリガー信号を受信した後に、予定の警報トリガー条件を満たすか否かを検知し、かつ検知結果が是である場合に、トリガー警報を行うための <b>第2のトリガー信号</b> を出力するための <b>第2の検知手段</b> と、
を備えることを特徴とするポータブル電子設備。

それぞれの構成は、各「構成」を規定している  
**審査指南第二章 実用新案 専利出願の方式 審査6.2.1 製品の形状の規定を満たす**  
また、製品の各構成部分の配置、組合せ及び相互関係を規定したものである  
**審査指南第二章 実用新案 専利出願の方式 審査6.2.2 製品の構造の規定を満たす**

ポータブル電子設備：出願番号 201020148938.5  
(2010/3/31)

権利者 联想(北京)有限公司

データを記憶するための記憶手段と、
外部電子設備に接続するためのインターフェースと、
前記インターフェース及び前記記憶手段とそれぞれ接続され、前記外部電子設備の前記記憶手段に対するデータの記憶及び読み取りを制御するための伝送制御手段と、
前記伝送制御手段と接続され、前記外部電子設備が前記記憶手段に対してデータの記憶や読み取りを行うか否かを <b>検知し</b> 、かつ検知結果が否である場合に第1のトリガー信号を出力するための第1の検知手段と、
前記第1の検知手段と接続され、前記第1のトリガー信号を <b>受信した後に</b> 、←予定の警報トリガー条件を満たすか否かを <b>検知し</b> 、かつ検知結果が是である場合に、トリガー警報を行うための第2のトリガー信号を出力するための第2の検知手段と、
を備えることを特徴とするポータブル電子設備。

請求項中に  
「検知し」  
「受信した後に」  
といった文言を使っており、既知の方法の名称を使っている。  
→方法そのものを表しているものではない  
**審査指南第二章 实用  
新案專利出願の方式  
審査6.2.2 製品の構造の  
規定を満たす**

**専利法2条、審査指南第1部分第二章 実用新案専利出願の  
方式審査6.2.1(製品の形状)、6.2.2(製品の構造)の規定の  
それぞれを満たし、実用新案の保護客体であると考えられる。**

## 専利法 第二条

本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

**実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。**

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

## 審査指南

### 第1部分 方式審査

#### 第二章 実用新案専利出願の方式審査

##### 6. 専利法 2 条 3 項に基づいた審査

専利法 2 条 3 項の規定によると、専利法にいう実用新案とは、製品の形状、構造又はそれらの結合について行われる実用性を有する新たな技術方案を指す。

これは専利保護を得られる実用新案に対する一般的な定義であり、新規性、進歩性と実用性を判断する具体的な審査標準ではない。

## 第1部分 方式審査

### 第二章 実用新案專利出願の方式審査

#### 6.1 実用新案專利による製品のみ保護

実用新案專利による製品のみ保護専利法 2 条 3 項の規定によると、**実用新案は製品のみを保護する。**

前述の**製品**とは、**産業上の方法で製造され、確定した形状、構造を有し、一定の空間を占める実体でなければならない。**

**すべての方法及び人的に製造されていない自然に存在する品物は、実用新案專利による保護の客体に該当しない。**

前述の**方法**は、製品の製造方法、使用方法、通信方法、処理方法、コンピュータプログラム及び製品を特定な用途に使うことなどを含む。

例えば、歯車の製造方法、作業室の集塵方法又はデータ処理方法、自然に存在する矽花石などは、実用新案專利による保護の客体に属さない。

1 件の発明創造は、製品の形状・構造に対する改善を含むとともに、当該製品を生産するための専用方法、技術プロセス又は当該製品を構成する材料そのものなどについての改善を含む可能性もある。しかし、**実用新案專利は製品の形状、構造のみに対して行われる改善の技術方案だけを保護するものである。**

以下の事項について注意されたい。

(1) 請求項では**既知の方法の名称を使って、製品の形状・構造を限定して良いとするが、方法の手順、技術条件などを含めてはならない。**

例えば、溶接、リベット締めなどの既知の方法の名称により各部品の連結関係を限定するのは方法そのものに対する改善に該当しない。

(2) 請求項には、**形状・構造の特徴だけでなく、方法そのものに対する改善も含まれる場合**、例えば、製品の製造方法、使用方法又はコンピュータプログラムを限定する技術的特徴を含む場合は、**実用新案專利による保護の客体に該当しない。**

例えば、主体形状が円柱で、端部が円錐である木製の爪楊枝の場合。木製爪楊枝が加工成型の後に、医用ジャーミサイドに 5～20 分浸し、取り出してから乾かすことを特徴とする。当該請求項には方法そのものに対する改善を含めているため、実用新案專利による保護の客体に該当しない。

## 第1部分 方式審査

### 第二章 実用新案専利出願の方式審査

#### 6.2 製品の形状及び/又は構造

専利法 2 条 3 項の規定によると、実用新案は製品の形状及び/又は構造に対して行われる改善でなければならない。

##### 6.2.1 製品の形状

**製品の形状とは、製品が持っており、外部から見られる確かな空間上の形状を指す。**

製品の形状に対する改善は、カム形状、バイト形状への改善など、製品の三次元形態に対する改善であっても良いし、部材の断面形状への改善など、製品の二次元形態に対する改善であっても良い。

確かな形状のない製品の場合、例えば気体、液体、粉末状、顆粒状の物質又は材料は、その形状が実用新案製品の形状的特徴とすることはできない。

以下の事項について注意されたい。

(1) 生物的な、又は自然に形成した形状を製品の形状的特徴としてはならない。例えば、植物鉢植えの植物が生長して形成した形状を製品の形状的特徴としてはならない。自然に形成した築山の形状も製品の形状的特徴としてはならない。

(2) 据えたり、積み重ねたりする方法で獲得した非確定的な形状を製品の形状的特徴としてはならない。

(3) 製品の中のある技術的特徴が確定的な形状を有しない物質であることが許容される。例えば、気体、液体、粉末状、顆粒状の物質など。当該製品において当該製品の構造的特徴により制限されていれば良い。例えば、温度計の形状的構造に対して行われる技術方案に、確定的な形状を有しないアルコールを記入することが許容される。

(4) 製品の形状は、ある特定な状況において備わる確定的な空間上の形状であっても良い。例えば、新規な形状を有する氷のコップ、落下傘など。また例えば、内鋼輪、外鋼輪、バンドテープ、外ガイドボード及び放水複合紙などからなる鋼鉄テープの運送と保存用の包装ケースの場合、もしその各部分は、技術方案により確定された相互関係に基づいて、鋼鉄テープを包装すると、確定的な空間上の形状を形成しているならば、このような空間上の形状は任意性がなく、鋼鉄テープ包装ケースは実用新案専利による保護の客体に該当する。

## 第1部分 方式審査

### 第二章 実用新案専利出願の方式審査

#### 6.2.2 製品の構造

**製品の構造とは、製品の各構成部分の配置、組合せ及び相互関係を指す。**

**製品の構造**は機械的な構造であっても、**回路的な構造でも良い。**

機械的な構造とは、製品を構成する部品の相対的な位置関係、連結関係と必要な機械上の配合 関係などを指す。

**回路的な構造とは、製品を構成する部品の間の確定的な連結関係を指す。**

複合層は製品の構造であると理解しても良い。

製品の浸炭層、酸化層などは複 合層に該当する。

物質の分子構造、成分、金相構造などは実用新案専利による保護の客体に該当しない。

例えば、溶接棒のコーティングの成分のみを変えた溶接棒は実用新案専 利による保護の客体に該当しない。

以下の事項について注意されたい。

(1) 権利要求に既知の材料名称を含めて良いとする。即ち、先行技術における 既知の材料を、形状・構造を備える製品に応用することができる。例えば、複合 木製床板、プラスチックコップ、記憶合金で製作した心臓導管カバーなどは材料 そのものに対する改善に属さない。

(2) 権利要求に形状・構造的特徴だけでなく、材料そのものに対する改善も含 めていれば、実用新案専利による保護の客体に該当しない。例えば、20%のコン ポーネントA と 40%のコンポーネント B と 40%のコンポーネントC からなることを特徴とする菱形の錠剤の場合、当該請 求項には材料そのものに対する改善を含めているため、実用新案専利による保護の客体に該 当しない。

#### 6.3

技術方案 専利法 2 条 3 項にいう技術方案とは、解決しようとする技術的問題について採用す る自然法則を生かした技術的手段の集合を指す。

技術的手段は通常、技術的 特徴により具現するものである。

自然法則に合致する技術的効果を獲得するための技術的問題を解決する技術的 手段を採用 していない方案は実用新案専利による保護の客体に該当しない。

製品の形状及びその表面の図案、色彩又はこれらを結合させる新規な方案は、技術的問題を 解決していないならば、実用新案専利による保護の客体に該当しない。

製品表面の文字、符号、図表又はこれらを結合させる新規な方案は実用新案 専利による保護 の客体に該当しない。

例えば、ボタンの表面文字、符号のみを変えたコンピューター又は携帯電話のキーボード、十 二支の動物の形状で飾った缶 切り、表面の図案デザインのみを区別される特徴とする将棋 類、旧時の詩歌ランプなどカルタ類など。

## 5.1.1 実用新案は製品に対する保護にすぎない

**実用新案は製品を保護するのみ**であり、記載する製品は、工業的方法により製造され、確定の形状、構造が確定されており、かつ一定の空間を占める実体でなければならない。

例えば、各種の工具、部品・パーツ、金型、機器、装置、設備、計器、電子部品等がある。また、**回路、通信系統**、化学工業系統、油圧系統及び建築物**であってもよい**。

**実用新案は方法の保護を受けない**。製品の応用又は用途自体は方法に属し、実用新案の保護客体には該当しない。

**請求項に出現する方法的特徴を審査するにあたり、審査ガイドラインの関連規定に従わなければならない**、**請求項の中に既知の方法の名称を用いて限定される特徴を含むことは許される**。

次の点に注意が必要である。

### (1) 実用新案で保護する製品を広義に理解しなければならない。

製品は、工業的方法、手工業的方法等の工業的方法により製造されるべきであり、完全に独立した製品であってもよく、製品の局部又は一部であってもよい。

天然の貝殻、ひょうたん等、自然界に存在するものが、工業的方法による製造のプロセスを経していない場合、実用新案の保護客体に該当しない。

### (2) 既知の方法の名称を用いて製品を限定することは許される。

実用新案の請求項における方法的特徴は、既知の方法でなければならない、**さらにこのような既知の方法は製品の形状、構造に対する限定であり、方法自体に対する限定ではない**。

方式審査において、審査官は通常、請求項の中の方法的特徴について、出願人が出願書類に当該方法が新たな方法であることを明記している場合を除き、当該方法が新たな方法かであるか否かを判断する必要はない。ただし、当該方法が新たな方法である可能性があるという情報が出願書類に明らかに記載されている場合、審査官はこれを確認しなければならない。例えば、出願書類に方法の文献番号が明確に記載され、審査官の当該実用新案出願に係る権利付与の決定時に、当該文献が未公開であった場合は、当該方法は新たな方法である。

既知の技術、手順等に一般的な名称がない場合、出願人が標準的な技術用語を用いてそれを名付け、請求項に記入することが許される。



## 【事例1】

請求項：高耐摩耗無垢床材であって、無垢床材と、ベニヤと、酸化アルミニウム膜とから成り、無垢床材（1）に尿素樹脂層（2）が**塗装され**、尿素樹脂層（2）にメラミン樹脂を**含浸した**ベニヤ（3）を**貼り付け**、ベニヤ（3）に酸化アルミニウム膜（4）が**ホットプレスされている**ことを特徴とする高耐摩耗無垢床材。

当該事例の請求項に含まれる加工方法の特徴である「塗装」、「貼り付け」、「含浸」、「ホットプレス」はいずれも本分野における**既知の加工方法であり**、しかも、これら既知の方法名称が限定するのは**床の構造であって方法自体ではない**ため、**実用新案の保護客体に該当する**。

**(3) 請求項には方法自体に対する限定を含んではならない。**

請求項に、**製品の加工工程、技術条件、コンピュータプログラム自体等**、方法自体に対する限定が含まれる場合は、予備審査においてそれが既知の方法であるか否かを判断する必要はなく、いずれも方法自体に対する限定と見なし、実用新案の保護客体には該当しない。

## 【事例2】

請求項：耐摩耗床材であって、4層構造に分かれ、上から下の順に耐摩耗層、装飾層、中間層、底層となっており、……、**ホットプレスの圧力強度が2.0～2.2MPa、ホットプレスの温度が180～200℃、圧力を5～10分保持して成形される**ことを特徴とする耐摩耗床材。

当該事例の請求項の**主題名称は製品**であり、請求項では床の構造的特徴が記述されているとともに、**床の加工技術と工程が含まれている**。すなわち、**請求項は方法自体に対する限定が含まれているため、実用新案の保護客体に該当しない**。

## 審査標準執行一致案例集検討

	審査標準執行一案例集	キーワード
電学部	① 事例2: 第九章における特殊な審査規定の適用	物のクレーム すべてソフトウェアプロセスを根拠とする 支持 明確性
	② 事例3: 第九章における特殊な審査規定の適用	物のクレーム ソフトウェア 機能モジュール 支持 明確性
	③ 事例5: 保護客体と進歩性の審査順序を重要視	保護客体 進歩性
	④ 事例6: ビジネス方法関連出願の客体判断	ビジネス方法 技術案
	⑤ 事例7: 完全に対応し一致する物のクレームの審査	完全に対応し一致する 物のクレーム 画像処理
	⑥ 事例8: 通信双方の操作フローの分割	許可される変更 技術案の分割 送信方法 受信方法
通信部	⑦ 事例9: 実施例における技術的特徴に対する認定	実施例 特徴の増加 アプリケーションプログラム ディスプレイリスト 使用率
	⑧ 事例10: 表示制御方法は技術案に該当するか	技術案 ユーザインタフェース 表示制御
	⑨ 事例11: ユーザインタフェース+実物コンポーネントは技術案に該当するか	技術案 ユーザインタフェース 実物コンポーネント
光電部	⑩ 事例30: 品質制御方法関連出願の保護客体の判断	品質制御方法 技術案 趣旨 評価
	⑪ 事例32: ビジネス方法関連出願の審査	ビジネス方法 技術案
復審	⑫ 事例35: ビジネス方法関連出願が技術案に該当する状況	ビジネス方法 技術案
	⑬ 事例36: ビジネス方法関連出願は技術案に該当するか	ビジネス方法 技術案

審査標準執行一致案例集2012

## 2015年度中国IPG 制度・運用1

# 『コンピュータプログラム関連発明等の 審査実務に関する調査研究』

Data Matrixコードのバーコード復号化を行うチップ及びその復号化方法  
(201010188974)の検討報告

2015年9月7日

デンソー(中国) 王 秋慧

## 事例②CN201010188974

### ◆【出願名称】

Data Matrixコードのバーコード復号化を行うチップ及びその復号化方法

### ◆【請求項1】

Data Matrixコードのバーコード復号化を行うチップであって、  
バーコード画像から位置検知図形を検索することで、前記位置検知図形の画素座標を確定するための**特徴検索ユニット**と；  
前記位置検知図形の画素座標に基づいてバーコードパラメータを取得し、バーコード領域とバーコードの方向を確定するための**バーコードパラメータ取得ユニット**と；  
前記バーコード画像から校正図形を検索し、前記校正図形の画素座標を取得するための**校正特徴取得ユニット**と；  
前記校正図形の画素座標に基づいてモジュールサイズを算出し、モジュールパラメータと誤り訂正レベルを取得するとともに、前記モジュールパラメータに基づいて前記校正図形のモジュール座標を算出し、さらに前記バーコードパラメータ、前記モジュールパラメータおよび前記校正図形の画素座標とモジュール座標に基づいて前記Data Matrixコードのモジュールが対応するグレースケールを算出するための**モジュール情報処理ユニット**と；  
前記Data Matrixコードのモジュールに対する2値化処理を行う**2値化ユニット**と；  
2値化処理が行われる前記Data Matrixコードのモジュールに基づいて符号語を抽出するための**符号語抽出ユニット**と；  
前記誤り訂正レベルに基づいて前記符号語の誤り訂正復号化処理を行うための**誤り訂正復号ユニット**と、を含む。

## ◆【本事例の審査における二つの問題点】

一、「すべてコンピュータプログラムプロセスを根拠とする」という要件の審査対象は請求項であるべきか、それとも明細書であるべきか。

**規範的方法**：「すべてコンピュータプログラムプロセスを根拠とする」という要件を満たしているか否かを判断する**審査対象は請求項**であり、請求項からその保護範囲を明確に理解できない場合、明細書と組み合わせて判断する必要がある。

**根拠**：「審査指南第九章」 2.コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準  
＜審査において、保護を請求する解決案、つまり、**各請求項により限定される解決案を**対象としなければならない。＞

## ◆【本事例の審査における二つの問題点】

### 二、本事例に記載された請求項の審査

**規範的方法**: 本事例の請求項の審査では、第九章における「機能モジュール」などの内容に関する具体的な規定ではなく、審査指南の一般的な章節を適用しなければならない。

**根拠**: 「審査指南第九章」 1.序文

＜本章でいうコンピュータプログラムに係わる発明とは、発明で提示する課題を解決するため、**コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており**、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決方をいう。＞

従って、本発明の請求項は**ハードウェアであるチップ**の保護を請求しており、一般の実体製品の権利要求であり、「すべてコンピュータプログラムプロセスを根拠とする」解決案の保護を請求していないため、審査指南第九章が適用しなく、審査指南の一般的な章節を適用しなければならない。

## ◆【本事例の審査結論】

本事例の請求項は明確であり、且つ説明書に指示されている。

理由：本事例の請求項では、「復号化を行うチップ」が主題のものの請求項であることが明確に示され、且つ請求項における各技術的特徴および各特徴の関係も明確に限定されている。すなわち、チップに含まれるユニット、各ユニットの名称およびその関連・協調関係が明確に限定されている。したがって、上記事例の請求項は明確である。

本事例の明細書では、主にData Matrixコード復号化方法が説明されているほか、段落[0070]、段落[0071]並びに段落[0058]と図4-6においてData Matrixコードのバーコード復号化を行うチップで採用されるハードウェアの詳しい構造が記載されている。上記記載は現在の請求項を支持するに足りるものである。

## ◆【まとめ】

- ★ 第九章を含む特殊審査規定の適用対象になるのかは説明書ではなく請求項により判断しなければならない。
- ★ コンピュータプログラムに関連するハードウェアを保護対象にする場合、請求項でそれを明記することが必要であり、更に説明書の中ではそのハードウェアの詳しい構造を記載することが必要である。

--以上--



2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

重複に統計できる応答時間付きの多機能半導体製造  
用コントローラー\_200680023515.7

2015年10月12日

日立(中国) 齊藤

【請求項1】

I/Oプロセスコントローラーであって、

中央処理装置との通信に適用されるポートと;

記憶装置と;

ポートと記憶装置に接続され、中央制御装置から制御コマンドを受信するのに適用され、それを受信した後に5ミリ秒以下の重複に統計できる短い第一間隔内に該制御コマンドを処理するロジック・リソースモジュールと、を含む;

そのうち、時間分布範囲の99.99%における時間がこの短い間隔以下である場合、それを重複に統計できるものと見なす;

該制御コマンドの処理において統計の重複可能性が失われない場合、サンプルが該処理室に接続される一つまたは複数のセンサに適用され、且つサンプリング時間表の重複に統計できる許容度内に該サンプルのバッファを行う;および

そのうち、目標時間と実際時間との分散分布範囲の99.99%における分散が許容度以下である場合、それを重複に統計できるものと見なす。

**【関連条文】**

**第二十六条 第4項**

権利要求書は説明書を根拠とし、特許保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を説明する。

## 【分析】

事例で挙げられるクレームにおいて保護を求めるI/Oプロセスコントローラーはポート、記憶装置、ロジック・リソースモジュールという各構成部を含み、さらに各構成部およびその信号の関連・協調関係が明確に制限されている。

よって、出願人による当該I/Oプロセスコントローラークレーム作成の趣旨は、「すべてソフトウェアプロセスを根拠とする」課題を解決するための手段の保護ではなく、I/Oコントローラーという実物の保護にあることがわかる。

上記事例の現在のクレームは一般的な物のクレームである  
この事例のクレームでは、「I/Oコントローラー」が主題の物のクレームであることが明確に示され、且つクレームにおける各技術的特徴および各特徴の関係も明確に限定されている。I/Oコントローラーに含まれる構成部、各構成部の名称およびその関連・協調関係が明確に限定されている。したがって、上記事例のクレームは明確なものである。

## 【結論】

本事例で挙げられるクレームの審査は、第九章における「機能モジュール」などの内容に関する具体的な規定ではなく、審査ガイドラインの一般的な章節を適用しなければならない。

2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

審査標準執行一致案例集  
事例5: 保護客体と進歩性の審査順序を重要視

2015年11月9日

コニカミノルタ(中国) 草野

**【審査のポイント】**

法的条項を適用する際、順番を重要視しなければならない。

保護客体に該当するか否か→該当する場合→新規性、進歩性などの審査

200810141328.X(開孔閉孔測定器)

「1.可動部品と固定部品を含む開孔閉孔測定器であって、某年一月某日を基準点として選ぶことで基準日付を形成し、基準日付に時刻通りに開孔されたつぼを並べた後、2日目後の各日に時刻通りに開孔されたつぼを時計回りに順次並べ、ストリームシーケンスを形成する；他の年における一月の基準日付の当日に対応するつぼを見つけるとともに、つぼ列に年号を注記することで年のシーケンスを形成し、閏年の場合は順位を一つ下げる；日付は時計回りに並べられ、一定の周期通りに日のシーケンスを形成する；月は一月の基準日付よりつぼの変換周期に基づいて各月が各日に対応するという分布法則を推定し、某月における基準日付と同じである初のつぼ日に当該月の対応する位置を注記することで月のシーケンスを形成し、閏年の1月と2月はいずれも順位を1つ下げる；年のシーケンスとそれに対応するストリームシーケンスを固定部品に注記し、月のシーケンスと日のシーケンスを可動部品に注記することを特徴とする開孔閉孔測定器。」

「5.可動部品と固定部品はそれぞれダイヤルとシャーシであり、ダイヤルの中心部が軸によってシャーシの中心部に接続され、重ね置かせた後にダイヤルの小さいウィンドウによってシャーシの第1リング部が表示され、シャーシの第3リングないし第8リングがダイヤルの大きいウィンドウによって表示されて10のエリアに隔てられる；……ことを特徴とするクレーム3に記載の開孔閉孔測定器。」

ポイント:この関連クレームが保護客体に該当するか否か

## クレーム1の特徴

### 開孔閉孔測定器

開孔・閉孔時間に基づいてストリームシーケンス、年のシーケンス、日のシーケンスと月のシーケンスを形成するための一連の法則を規定

可動部品：月のシーケンスと日のシーケンスを注記

固定部品：年のシーケンスに対応するストリームシーケンスを注記

## 判断

- ・固定部品と可動部品が本分野で周知されている。
  - ・当該技術的構想が解決する課題は、いかにストリームシーケンス、年のシーケンス、月のシーケンスと日のシーケンスなどを形成するための法則を設定することで人体の開孔・閉孔時間の測定を実現するかにあるが、それは課題ではない。
- この技術的構想ではストリームシーケンス、年のシーケンス、月のシーケンスと日のシーケンスを設定するための一連の具体的な法則が採用されているが、それは自然法則を利用した上での技術的手段でもない。
- ・人体の開孔・閉孔時間の測定という上記技術的構想により達する効果は技術的効果でもない
- クレーム1における技術的構想は専利法第2条第2項で規定されている技術案に該当しない。



**2015年度中国IPG 制度・運用1**  
**「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」**

**審査標準執行一致案例集**  
**事例6;ビジネス方法関連出願の客体判断**

2015年11月9日  
安川電機(中国)有限公司  
西

## 【審査のポイント】

ビジネス方法関連特許出願について、まずクレームで保護を求めているのが技術案に該当するか否かを審査する。技術案に該当する場合、一般的な審査原則に従って処理する。クレームが技術案を構成するか否かについて判断する場合、審査官は先行技術を調査することで当業者の水準に近づき、技術の三要素という視点から総合的に判断することができる。

### 専利法第2条第2項

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術法案を指す。

### 技術の三要素

- ・技術的課題
- ・技術手段
- ・技術効果

## 事例6 201110093872.3

### トータルウェディングサービス装置およびその使用方法

#### 【請求項1】

トータルウェディングサービス装置であって、  
ウェディングサービスソフトウェアとデータベースがインストールされるサーバサイドのサーバと；  
前記サーバサイドのサーバを操作するためのサーバサイドの操作装置と；  
サーバサイドのサーバに接続される端末処理装置と；  
端末処理装置に接続される端末入力装置と；  
端末処理装置に接続される端末ディスプレイと、で構成されることを特徴とするトータルウェディングサービス装置。

#### 【課題】

本発明が解決しようとする課題は、構造の設計が合理的で、サービス内容の直観的な理解が可能で、注文に便利で、構造がシンプルなトータルウェディングサービス装置を提供することである。

(結婚式の各プロセスのトータルサービスができる)

## 【模範的方法】

- ビジネス方法関連特許出願について、まずクレームで保護を求めているのは技術案に該当するか否かについて審査する。技術案に該当する場合、一般的な審査原則に従って処理する。クレームが技術案を構成するか否かについて判断する場合、課題が解決されたか否かという視点からだけではなく、技術の三要素という視点から総合的に判断しなければならない。技術案に該当するか否かについて判断する場合、先行技術と関係なく、審査官は審査時に先行技術を調査することで当業者の技術水準に近づくことができる。
- 事例で挙げられたクレームはG06Q関連出願のクレームに該当するが、代表的なビジネス方法関連クレームではない。事例で挙げられるクレームでは、ソフトウェア、サーバ、端末、データベース、入力装置、ディスプレイなど一連の部品、各部品の機能とそれらの接続関係で構成されるサービス装置の保護を求めており、当該装置がトータルウェディングサービスに用いられることをさらに限定している。全体的に見ると、事例1のクレームはトータルウェディングサービスに応用されるコンピュータネットワークシステムを保護し、技術の三要素を備えているため、専利法第2条第2項で規定されている技術案を構成する。それが新規性と進歩性を有するか否かについて、さらに審査しなければならない。

## 【まとめ】

ビジネス方法関連特許出願について、  
まず、クレームで保護を求めているのは技術案に該当するか否かについて審査  
クレームが技術案を構成するか否かについて判断する場合、課題が解決されたか  
否かという視点からだけではなく、技術の三要素という視点から総合的に判断しなければならぬ。

以上

# 2015年度中国IPG 制度・運用1 「コンピュータプログラム関連発明等の審査 実務に関する調査研究」

## 審査標準執行 事例⑦

2015年9月7日

理光中国

永塚 広明

## 事例7: 完全に対応し一致する物のクレームの審査

(1) 対象出願: CN200580044704.8

デジタル画像装置のガンマ線最適化に用いられる設備および方法

(2) Claim

Claim 1 → 方法

Claim 8 → プロセッサ

Claim 15 → 装置

※次のページで、3つの独立クレームを対比する。

	claim 1	claim 8	claim 15
	光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを確定する <b>変換処理方法</b> であって、	光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを確定する <b>変換プロセッサ</b> であって、	<b>デジタル画像装置</b> であって、
(a)	(a)前記光学センサを利用して基準源に関連付けられているデジタル基準信号を取得するステップと;	(a)前記光学センサによって取得された、基準源に関連付けられているデジタル基準信号を受信するための装置と;	設定により画像に基づいて非標準色空間におけるデジタル基準信号を発生させる <b>光学センサ</b> と;および(a)前記光学センサによって取得された、基準源に関連付けられているデジタル基準信号を受信するための装置と;
(b)	(b)前記基準源を備える標準色レベルの信号を受信するステップと;	(b)前記基準源を備える標準色レベルの信号を受信する装置と;	(b)前記基準源を備える標準色レベルの信号を受信する装置と;
(c)	(c)ガンマ値の選定に基づいてガンマ線関数を前記デジタル基準信号に応用することで、ガンマ線によって補正される信号を導き出すステップと;	(c)ガンマ値の選定に基づいてガンマ線関数を前記デジタル基準信号に応用することで、ガンマ線によって補正される信号を導き出すための導出装置と;	(c)ガンマ値の選定に基づいてガンマ線関数を前記デジタル基準信号に応用することで、ガンマ線によって補正される信号を導き出すための導出装置と;
(d)	(d)前記ガンマ線によって補正される信号の品質を表す、均等知覚色空間におけるガンマ線によって補正される信号と標準化信号との関係に基づく色部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルに基づくノイズ部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づくコントラスト部と、を含む連合品質測度を評価するステップと;	(d)前記ガンマ線によって補正される信号の品質を表す、均等知覚色空間におけるガンマ線によって補正される信号と標準化信号との関係に基づく色部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルに基づくノイズ部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づくコントラスト部と、を含む連合品質測度を評価するための評価装置と;	(d)前記ガンマ線によって補正される信号の品質を表す、均等知覚色空間におけるガンマ線によって補正される信号と標準化信号との関係に基づく色部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルに基づくノイズ部と、前記ガンマ線によって調整される信号のノイズレベルとコントラストに基づくコントラスト部と、を含む連合品質測度を評価するための評価装置と;
(e)	(e)前記ガンマ値を変えるととも(c)および(d)を繰り返すことで、前記連合品質測度の最小化を図るステップと;	(e)前記ガンマ値を変えるととも前記導出装置(c)および前記評価装置(d)を繰り返して <b>アクティベート</b> することで前記連合品質測度の最小化を図るための装置と;	(e)前記ガンマ値を変えるととも前記導出装置(c)および前記評価装置(d)を繰り返して <b>アクティベート</b> することで、前記連合品質測度の最小化を図るための装置と;および
(f)	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するステップと、を含む変換処理方法。	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するための装置と、を含む変換プロセッサ。	(f)前記連合品質測度の最小化を図る前記ガンマ値を前記ガンマ線パラメータとして選択するための装置と、を含む、光学センサが発生するデジタル信号を非標準色空間から標準色空間へと変換することに用いられるガンマ線関数のためにガンマ線パラメータを確定する <b>変換プロセッサ</b> と、を含むデジタル画像装置。



## 《問題点》

- ①クレーム8の作成はクレーム1の方法または明細書におけるソフトウェアプロセスの各ステップと完全に対応し一致する場合、クレーム8は機能モジュールで構成される物のクレームとして扱い、審査指南第2部第9章の要件に基づいて審査すると考えることができるか？
- ②クレーム15は一般的な物のクレームであるか？

## 《判断方法》

- ①審査ガイドライン第二部第9章で示される「物と方法クレームとが完全に対応し一致する」作成様式は、すべてソフトウェアプロセスを根拠とする機能モジュールで構成される物のクレームに焦点を合わせた要件である。

ソフトウェアプロセスを根拠とするという前提条件を満たしている機能モジュールで構成される物のクレームについてのみ、それが物と方法とが完全に対応し一致するための作成様式の要件を満たしているか否かを審査する。

クレームの作成様式は、物と方法またはソフトウェアプロセスの各ステップと完全に対応し一致するという要件を満たしている場合でも、それはすべてソフトウェアプロセスを根拠とする発明であるか否かを審査する必要がある。

## 《考察》

【問題点①】 については、方法と装置クレームの各構成が一致していること、各構成がソフトウェアプロセスに基づくことが要求される(特段の問題なし)。

※クレーム1、8、15で若干の表現上の差異はあるが、許容範囲と考えられる。

【問題点②】 については、審査標準執行中に明確な説明が無かった。

以上

2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

通信双方の操作フローの分割  
(事例8)

2015年9月7日

上海金天知的財産代理事務所

夏宇

## 対象特許200610076071.5

### ◆【発明名称】

マルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの送信・受信方法および装置

### ◆【発明概要】

本件の明細書の実施例には、図1に基づいてOFDM連続パイロットのコード送信方法のフローチャートが記載され、図2に基づいてOFDM連続パイロットのコード受信方法のフローチャートが記載される。明細書の発明が解決しようとする課題には、クレーム1と同様の技術案が記載されている。

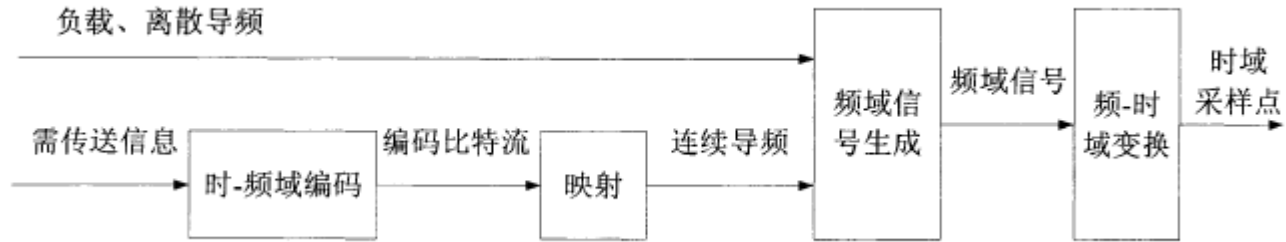
明細書の具体的な実施形態には次のように記載されている。

図1に示すように、前記送信方法に時間 - 周波数領域符号化、マッピング、周波数領域信号の生成、周波数 - 時間領域の変換という四つのステップが含まれる。システムのフレーム構成に基づき、伝送を必要とする情報ビットストリームが時間 - 周波数領域符号化を経た後、符号化ビットストリームを取得する。マッピングステップを経た後、符号化ビットストリームが符号化情報付きの連続パイロットへと変換される。その後、連続パイロット、ロードおよび離散パイロットのサブキャリアでの分布要件に基づき、周波数領域信号生成ステップによってロード、離散パイロットと連続パイロットとが複式接続され、周波数領域信号を生成する。当該周波数領域信号は周波数-時間領域の変換をさらに経た後、最終的に必要とする時間領域サンプリングポイントを生成する。

図2に示すように、前記受信方法に連続パイロット抽出と時間一周波数領域復号化という2つのステップが含まれる。OFDM信号の実効キャリアから符号化情報付きの連続パイロットを抽出した後、時間 - 周波数領域復号化を経て復号化情報を取得する。

図1(送信方法)

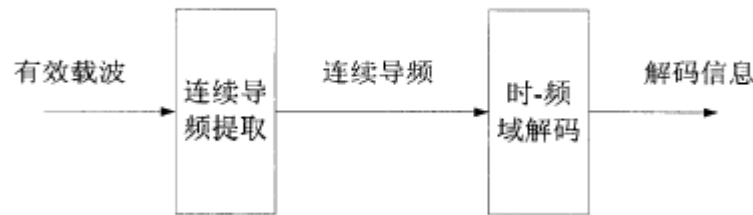
③周波数領域信号の生成



①時間 - 周波数領域符号化    ②マッピング

④周波数 - 時間領域の変換

図2(受信方法)



①連続パイロット抽出

②時間一周波数領域復号化

## ◆【独立請求項】

1. マルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの送信/受信方法であって、異なるシステムのフレーム構成に基づいて伝送を必要とする情報ビットストリームが時間一周波数領域2次元符号化を経た後、符号化ビットストリームを取得するステップと、符号化ビットストリームがマッピングを経て符号化情報付きの連続パイロットを取得するステップと、ロード、離散パイロットと連続パイロットのサブキャリアでの分布に基づき、ロード、離散パイロットとマッピングを経て取得された連続パイロットが複式接続され、周波数領域信号を生成するステップと、周波数領域信号が周波数一時間領域変換を経て時間領域サンプリングポイントを取得するステップと、を含む送信方法と、

マルチキャリア信号の実効キャリアから連続パイロットを抽出するステップと、抽出される連続パイロットが時間一周波数領域復号化を経て復号化情報を取得するステップと、を含む受信方法と、

を含むことを特徴とするマルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの送信/受信方法。

**\*クレームが明確でないという課題を克服するため、出願人は当初のクレーム1を2つの独立クレーム（請求項1と請求項7）に分割した。**

## 【請求項1】

マルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの送信方法であって、異なるシステムのフレーム構成に基づいて伝送を必要とする情報ビットストリームが時間一周波数領域2次元符号化を経た後、符号化ビットストリームを取得するステップと、符号化ビットストリームがマッピングを経て符号化情報付きの連続パイロットを取得するステップと、ロード、離散パイロットと連続パイロットのサブキャリアでの分布に基づき、ロード、離散パイロットとマッピングを経て取得された連続パイロットが複式接続され、周波数領域信号を生成するステップと、周波数領域信号が周波数－時間領域変換を経て時間領域サンプリングポイントを取得するステップと、を含むことを特徴とするマルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの送信方法。

.

.

## 【請求項7】

マルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの受信方法であって、マルチキャリア信号の実効キャリアから連続パイロットを抽出するステップと、抽出される連続パイロットが時間一周波数領域復号化を経て復号化情報を取得するステップと、を含むことを特徴とするマルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの受信方法。

**\*送信側と受信側との対話操作を含む1つのクレームを送信側による操作のみを含むクレームおよび受信側による操作のみを含むクレームに分割するといった補正は認定可能であるか。**

## 【専利法第33条】

出願人は、その特許出願書類に対して修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する特許出願書類に対する修正は、元の明細書及び特許請求の範囲に記載した範囲を超えてはならず、意匠に対する特許出願書類の修正は、元の画像又は写真で表示した範囲を超えてはならない。

**ポイント：上記の分割修正は元の説明書及び権利要求書に記載した範囲を超えているか否か？**

次の3つの判断に分かれている。

1. 請求項1と請求項7の補正が範囲を超えている。
2. 請求項1の補正は範囲を超えていないが、請求項7の補正は範囲を超えている。
3. 請求項1と請求項7の補正は範囲を超えていない。



## 1. 請求項1と請求項7の補正が範囲を超えている。

新しい請求項1と請求項7の保護範囲には、いずれも原明細書および特許請求の範囲に記載されていない技術案が含まれる。新しい請求項1において、いかなる受信方法もその保護範囲内に含まれるが、当初の出願には特定の受信方式のみが記載されている。新しい請求項7について、いかなる符号化方式または送信方法も新しい請求項7の保護範囲内に含まれるが、実際に当初の出願には特定の符号化方式と送信方法しかなかった。ここから、新しい請求項1と請求項7にはいずれも当初の出願に記載されていない内容が追加されたため、補正が範囲を超えたことになり、専利法第33条の規定に合致しないことがわかる。

## 3. 請求項1と請求項7の補正は範囲を超えていない。

新しいクレーム1と7はそれぞれ受信側と送信側の操作方法にかかわる。明細書では、送信側と受信側の操作方法が明確に記載されているため、当初の出願書類の内容に基づいて送信側と受信側の前記方法を直接的かつ一義的に確定できる。このため、クレーム1と7補正はいずれも範囲を超えていない。

## 2. 請求項1の補正は範囲を超えていないが、請求項7の補正は範囲を超えている。

新しい請求項1と請求項7はそれぞれ送信側と受信側の操作方法にかかわる。請求項1における送信方法は請求項7における受信方法がない場合でも単独に実施できるほか、当初の出願書類から直接的かつ一義的に確定できるため、このような補正は当初の出願に記載された範囲を超えておらず、専利法第33条の規定に合致する。

請求項7に対する補正が原明細書および特許請求の範囲に記載された範囲を超えているため、専利法第33条の規定に合致しない。請求項7に記載された、「マルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの受信方法であって、マルチキャリア信号の実効キャリアから連続パイロットを抽出するステップと、抽出される連続パイロットが時間一周波数領域復号化を経て復号化情報を取得するステップと、を含む受信方法とを含むことを特徴とするマルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの受信方法」は、原明細書および特許請求の範囲に明確に記載されていないだけでなく、原明細書および特許請求の範囲に記載された情報からも直接的かつ一義的に確定できないため、原明細書および特許請求の範囲に記載された範囲を超えている。その具体的な理由として、本出願の原明細書における7ページ目3段落目～9ページ目の記載を踏まえ、当該マルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの受信方法はマルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの送信方法に対応するものであり、受信方法によって受信されるコードはマルチキャリアシステムが特定の送信方法によって送信されるもので、当初の出願書類には、この受信方法によって、他の送信方法または任意の送信方法で送信される連続パイロットコードが受信できることは記載されていない。すなわち、当初の出願書類にはマルチキャリアシステムにおける連続パイロットコードの送信方法から独立した受信方法が記載されていない。このため、このクレームの補正は原明細書および特許請求の範囲に記載された範囲を超えている。

## 判断基準

補正が範囲を超えているか否かを判断する際、審査ガイドライン第二部第八章第5.2節の関連規定に基づいて審査しなければならない。

出願人による出願書類に対する補正は、原明細書および特許請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。原明細書および特許請求の範囲に記載された範囲には、原明細書および特許請求の範囲に記載された内容および原明細書および特許請求の範囲に文字によって記載された内容および**明細書の添付図面**に基づいて直接的かつ一義的に確定できる内容が含まれる。

補正の内容は原明細書および特許請求の範囲に文字によって記載された内容に該当する場合、この内容の補正は範囲を超えていないと判断できる。

## 判断結果

本件について言えば、新しい請求項1と請求項7はそれぞれ受信側と送信側の操作方法にかかわる。原明細書の**図1**と**図2**が対応する発明の具体的な実施形態には、それぞれ送信側と受信側の操作方法が明確に記載されているため、当初の出願書類の内容に基づいて送信側と受信側の前記方法を直接的かつ一義的に確定できる。このため、請求項1と請求項7に対する補正はいずれも範囲を超えていないと見なされる。

2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

審査標準執行一致案例集  
事例9: 実施例における技術的特徴に対する認定

2015年11月9日

コニカミノルタ(中国) 草野

## 200510004492.2

(モバイル端末、携帯電話端末を制御する方法および携帯電話端末)

### 本願の特徴

複数のアプリケーションプログラムを並行して実行できるモバイル端末を開示し、選択ユニットを含み、表示されるアプリケーションプログラムの画面が他のアプリケーションプログラムの画面に切り替えられた場合、アプリケーションプログラムを終了するか否かを選択するようにユーザに注意できる

#### 実施形態1の第1、第2実施例

- ・新しいアプリケーションの起動および実行される少なくとも一つのアプリケーションプログラムのリストの表示が記載されている。
- ・**新しいアプリケーションの起動およびディスプレイリストと記憶ユニットの使用率との関係が記載されていない。**

#### 実施形態1の第3、第4実施例

「アプリケーションを実行するとともに新しいアプリケーションを起動させる場合、記憶装置の現在の使用率はアプリケーション起動に用いられる特定のしきい値を超えているか否かを確認する。**記憶装置の現在の使用率がしきい値を超えている場合**、ユーザ選択画面を表示する」と、記載されている。

ポイントは、実施形態1の第3、第4実施例に記載されている特徴(**使用率がしきい値を超えている場合**)が第1、第2の実施例には記載されていない

## 当初クレーム

「3.アプリケーションプログラムの画面を表示するとともに他のアプリケーションプログラムを起動させる場合、表示される画面によってアプリケーションプログラムを一時停止するか否かを選択するようにユーザに注意する表示ユニットを含む複数のアプリケーションプログラムを並行して実行できるモバイル端末。」

「5.実行される少なくとも一つのアプリケーションプログラムのリストを表示し、アプリケーションプログラムの画面を表示するとともに他のアプリケーションプログラムを起動させる場合、リストにおける終了しようとするアプリケーションプログラムを選択するようにモバイル端末によって注意される表示ユニットを含む複数のアプリケーションプログラムを並行して実行できるモバイル端末。」

## 補正クレーム

「1.複数のアプリケーションプログラムを並行して実行できるモバイル端末であって、少なくとも一つのアプリケーションプログラムの起動に用いられる記憶ユニットと；アプリケーションプログラムの画面を表示するとともに、他のアプリケーションプログラムを起動させる場合、表示される画面によってアプリケーションプログラムを一時停止するか否かを選択するようにユーザに注意し、**記憶ユニットの使用率に関係しない**表示ユニットと、を含む複数のアプリケーションプログラムを並行して実行できるモバイル端末。」

「2.複数のアプリケーションプログラムを並行して実行できるモバイル端末であって、少なくとも一つのアプリケーションプログラムの起動に用いられる記憶ユニットと；実行される少なくとも一つのアプリケーションプログラムのリストを表示し、**記憶ユニットの使用率に関係せず**、アプリケーションプログラムの画面を表示するとともに他のアプリケーションプログラムを起動させる場合、リストにおける終了しようとするアプリケーションプログラムを選択するようにモバイル端末によって注意される表示ユニットと、を含む複数のアプリケーションプログラムを並行して実行できるモバイル端末。」

実施形態1の第3、第4実施例(第1種実施例)に記載されている特徴(**使用率がしきい値を超えている場合**)に対し、第1、第2実施例(第2種実施例)にはこの特徴が言及されていない。

## 問題点

補正時、第2種実施例が対応する技術案にはこの特徴(**使用率がしきい値を超えている場合**)が明らかに存在しない場合またはこの特徴に関係しない場合、範囲を超えるか。まとめて言えば、明細書における実施例の関係をいかに考えるべきであるか。

## 適用条文：33条

### 当初クレーム7

「実行される少なくとも一つのアプリケーションプログラムのリストを表示し、アプリケーションプログラムの画面を表示するとともに、他のアプリケーションプログラムを起動させる場合、リストにおけるアプリケーションプログラムを終了するように選択することを注意する」

### 当初クレーム8

「**記憶ユニットの使用率が所定値を超えた場合のみ**、制御ユニットは実行される少なくとも一つのアプリケーションプログラムのリストを表示する」

## 一致しない補法

### 方法1

補正された特徴は当初のクレーム7と8および原明細書における実施の形態の第1態様から直接的かつ一義的に確定できる。

→当初の特許請求の範囲および明細書の記載に基づいて**2種類の技術的構想が含まれる**ことを直接的かつ一義的に確定できるため、当初の請求項、明細書の範囲を超えない

### 方法2

第1種実施例ではこの特徴が言及されていないのは、さまざまな可能性が潜んでいることとなる。第1種実施例の内容から、第2種実施例で詳しく限定された内容を取り除いたら、範囲を超えた補正になりかねない。

→新しいアプリケーションの起動およびディスプレイリストが記憶ユニットの使用率に関係しないという内容が明確にされたら、当業者が読んだ情報と当初の出願に記載された情報との間に不一致が生じ、当初の出願に記載された情報から直接的かつ一義的に確定できないため、上記補正は当初の出願に記載された範囲を超えている。

## 結論

複数の実施例で関連内容が開示されているが、第1種実施例ではある特徴が限定されているのに対し、第2種実施例ではこの特徴が言及されていない場合、以下の2点に該当する場合を除き、**第2種実施例における技術案には上記特徴がなく、または第2種実施例における技術案は上記特徴に関係しないと見なす。**

- ・ 最初の出願書類で2種類の実施例が組み合わせられることが明示されている
- ・ この特徴が言及されていない場合でも、黙示的または必然的に存在することが技術的視点から認定できる

当初の特許請求の範囲および明細書における記載から2種類の技術的構想が含まれることを直接的かつ一義的に確定できる。

- ・ 第1種技術的構想では、新しいアプリケーションの起動およびアプリケーションプログラムのリストの表示は**記憶ユニットの使用率に関係しない**
- ・ 第2種技術的構想では、記憶ユニットの**使用率がしきい値を超えた場合のみ**、新しいアプリケーションを起動させる際にプログラムのリストを表示する。  
→新しいアプリケーションの起動およびアプリケーションプログラムのリストの表示は記憶ユニットの使用率に関係するため、前記補正は範囲を超えていない。



## 2015年度中国IPG 制度・運用1

# 『コンピュータプログラム関連発明等の 審査実務に関する調査研究』

表示制御装置及び表示制御方法(200810213309.3)の検討  
(事例10)

2015年10月12日

デンソー(中国) 王 秋慧

## 事例10 CN200810213309.3

### ◆【出願名称】

表示制御装置及び表示制御方法

### ◆【請求項1】

表示制御装置であって、

操作画面におけるボタンの選択に基づき、操作画面で項目選択リストにおける同時に表示しようとする選択項目の数を確定するために用いられる**項目数確定ユニット**と;

同時に表示しようとする選択項目の数および操作画面における表示可能な選択項目の数との比較に基づき、操作画面における項目選択リストの最先端は、選択されたボタンの位置を参考として選択項目リストの通常延伸方向に反する方向において項目選択リストの一部選択項目を表示する位置として確定されるために用いられる**位置確定ユニット**と;

確定した位置に基づいて操作画面に項目選択リストを生成するために用いられる**生成ユニット**と、を含む表示制御装置。

## ◆【本事例の審査における問題及び法的根拠】

**問題:** ユーザーインターフェースにおける各素子(アイコン、メニュー、ウィンドウなど)の表示制御方法の調整にかかわるクレームは、技術案を構成できるか。

**法的根拠:** 専利法第2条第2項

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術案を指す。

## ◆【本事例の審査における二つの異なる方法】

**方法1:**このクレームは実質上ユーザインタフェースの表示・レイアウトにかかわるため、技術的手段に該当しない。さらに、課題を解決して技術的効果を達成するものでもないため、技術案に該当しない。

**方法2:**表示制御の過程において具体的な技術的手段が用いられ、課題を解決して技術的効果を達成するものであるため、技術案に該当する。

## ◆【本事例の審査における模範的方法及びその理由】

**模範的方法**：本事例のクレームでは、技術的手段により課題を解決して技術的効果を達成するものであるため、技術案に該当する。

**理由**：ユーザインタフェース分野における、表示方法またはレイアウトに対する調整にかかわるクレームについて、技術的手段により課題を解決して技術的効果を達成するものであるか否かを判断する場合、表示方法またはレイアウトに対する調整は**人為的な取決めによる規則にのみ沿って行われたか、或いはインタフェースの呈するステータスまたはレイアウトを調整する際に自然法則に沿った技術的手段が用いられたかに重きを置きながら判断しなければならない。**

本事例のクレームは、分析・判断を行った上で表示項目のレイアウトを確定し、その過程において、人為的な取決めによる規則によるものだけでなく、自然法則に沿った技術的手段も用いられている。この技術的手段により、小型表示エリアを備える画像形成装置では多くのボタンまたは項目を同時に表示できないという課題が解決されることによって、表示可能な最大数を超えた項目が同じページで表示できるという技術的効果が得られる。このクレームでは、技術的手段により技術的課題を解決して技術的効果を達成するものであるため、技術案に該当する。

## ◆【まとめ】

表示制御方法は技術案に該当するかどうかの判断基準

- 1、自然法則に沿った技術的手段の使用
- 2、技術的問題の解決
- 3、技術的効果の達成

--以上--

## 2015年度中国IPG 制度・運用1

# 「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

## 多機能ビデオ装置のユーザインタフェースを提供する方法\_200610163643.3

2015年10月12日

日立(中国) 齊藤

【請求項1】

多機能ビデオ装置のユーザインタフェースを提供する方法であって、

多機能ビデオ装置のディスプレイのエリアにおいて、多機能ビデオ装置の外部に設置される複数のショートカットボタンに対応する複数のショートカットアイコンを表示するステップと；

前記複数のショートカットアイコンと複数の制御コマンドとをマッチングし、多機能ビデオ装置を操作するステップと；

ユーザが前記複数のショートカットボタンの一つを操作する場合、操作するショートカットボタンに対応するショートカットアイコンとマッチングされる制御コマンドに基づいて多機能ビデオ装置を操作するステップと、

を含む多機能ビデオ装置のユーザインタフェースを提供する方法。



**【問題点】**

クレームではユーザインタフェース＋実物コンポーネントという方法で作成されているが、そのうち、実物コンポーネントはユーザインタフェースを操作する際によく用いられるもので、本分野の周知のコンポーネントに属するが、このようなクレームは技術案に該当するか。

**【関連条文】**

**第二条 第2項**

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる  
新たな技術方案を指す。

•【考え方】

- 方法1:主観的意思にのみ基づいてショートカットアイコンを選択することで対応する機能の起動を実現する本出願で述べられる方法は、技術的な手段が用いられておらず、課題を解決して技術的効果を奏するものでもないため、技術案に該当しない。
- 方法2:ショートカットボタンを通じてショートカットアイコンを選択することで対応する機能の起動を実現する上記の技術的構想では、技術的手段が採用され、課題を解決して技術的効果を奏するものであるため、技術案に該当する。

## 【分析】

### ＜判断基準＞

ユーザインタフェース分野では、ユーザインタフェース＋実物コンポーネントという方法で作成されたクレームが技術的手段により課題を解決して技術的效果を奏するものであるか否かを判断する場合、それは周知の実物コンポーネントだけによってユーザインタフェースにおける表示内容を変更するように制御するか(基準1)、或いは実物コンポーネントによって制御コマンドが送信されることで表示設備が表示ステータスを変えるだけでなく関連機能処理を実行するか(基準2)について重きを置きながら判断しなければならない。

### ＜本発明は？＞

ショートカットボタンを通じて制御コマンドを送信し、多機能ビデオ装置のユーザインタフェースが制御コマンドを受信することで、多機能ビデオ装置が関連機能処理を実行する。

### ＜分析＞

本発明では(関連機能処理の実行に)具体的な技術的手段が用いられ、ユーザの操作は操作制御の開始をトリガするだけで、・・・マッチングされた制御コマンドは実行される。

→上記の基準2を満たす。

## 【結論】

本事例で挙げられるクレームは技術法案に該当する。

2015年度中国IPG 制度・運用1  
「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」

審査標準執行一致案例集

事例30: 品質制御方法関連出願の保護客体の判断

2015年11月9日

コニカミノルタ(中国) 草野

**【審査のポイント】**

品質制御方法関連特許出願のクレームには、検出内容のほか評価内容も共に含まれる。

→品質制御が、製品の品質を向上させるための解決手段にはかかわらないような特許出願については、まずクレームで保護を求める課題を解決するための手段が技術案に該当するか否かを審査しなければならず、代替の審査方法を用いてはならない。

**200510066059.1 (包装箱の検出方法・装置および包装箱・ビレット)**

「1. 包装箱の品質制御を行う方法であって、品質制御ステーション(19; 20)を通り過ぎる輸送経路(P)に沿って前記包装箱(2)を輸送するための輸送ステップと; 前記包装箱(2)の少なくとも一つの既定部分(15; 37)に関する少なくとも一つの検出データ項目を検出するための光学検出ステップと; 前記検出データ項目と少なくとも一つの基準データ項目とを比較し、前記包装箱(2)の拒否または受信を確認するための比較ステップと、を含み、前記既定部分(15; 37)には可視域外における少なくとも一つの波長において光学検出可能な顔料が少なくとも1種類含まれる; 前記検出データ項目は前記顔料から前記既定波長を有する電磁放射を受信して検出することを特徴とする方法。」

**【問題】**

主題名称が、製品の信頼性評価方法、試験結果評価方法またはデータ評価方法といったなどの品質制御方法であるまたは類似した主題の名称であり、且つ評価内容を含む特許出願に対して、それが知的活動の法則および方法に該当するか否か、技術案に該当するか否かについて、いかに審査すべきか。

## 【一致しない方法】

方法1: 主題名称が、製品の信頼性評価方法、試験結果評価方法またはデータ評価方法などの品質制御方法または類似した主題の名称である場合には、知的活動の法則および方法に該当すると見なし、専利法第25条を適用する。

方法2: 主題名称が、製品の信頼性評価方法、試験結果評価方法またはデータ評価方法などの品質制御方法または類似した主題の名称である場合で、限定部分に検出内容が含まれる場合は、専利法第2条を適用する。

方法3: 一般にクレームの限定部分に評価内容が含まれる場合は認められず、実情を踏まえ、それぞれ専利法第25条および第2条を適用する。

## 【模範的方法およびその理由】

品質制御方法に関連する特許出願のクレームには検出内容のほか評価内容も共に含まれる。

→ここでいう品質制御は製品の品質を向上させるための解決手段ではなく、設定される評価の条件および結論のほとんどは主観的意思によるものである。

→このような特許出願について、まずクレームで保護を求める課題を解決するための手段が技術案に該当するか否かについて審査しなければならない。代替の審査方法を用いてはならない。



## 本件の判断

### クレーム1における課題を解決するための手段の分析

→用いられる解決手段が、不可視光の波長を有する電磁放射を利用して包装箱の特定部位の顔料の光学検出を行って基準データと比較することで包装箱の外部図案からの可視光反射による干渉を回避でき、包装箱の外観の欠陥の有無について正確に確定できることであることがわかる。

### クレーム1の比較ステップ

→「包装箱の拒否または受信を確認すること」が言及されているが、これはあくまで比較ステップの最終的な意図を説明したものであり、評価の具体的な項目基準も設定されておらず、評価の結論を導いてもいない。

クレーム1で保護を求める課題を解決するための手段の趣旨は技術的手段により課題を解決することであり、技術案に該当する。

→ただしその場合でも、専利法第26条第4項に基づいてその技術案が明確であるか否かを審査する必要がある。

**2015年度中国IPG 制度・運用1**  
**「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」**

**審査標準執行一致案例集**  
**事例32;ビジネス方法関連出願の審査**

2015年11月9日  
安川電機(中国)有限公司  
西

## 【審査のポイント】

ビジネス方法関連特許出願のクレームには、技術的な内容のほか非技術的な内容も共に含まれるが、その本質は二重性という特徴を持っている。このような特許出願について、**まずクレームで限定される課題を解決するための手段が技術案に該当するか否かを審査しなければならず、主観的視点から一概に否定してはならない。審査の際、課題が解決されたか否かのみ注目するのではなく、客観的な証拠を根拠とし、クレームで用いられる解決手段が技術的手段であるか否かを分析、判定することに重きを置かなければならない。**

### 専利法第2条第2項

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術法案を指す。

## 事例32 200910086338.2

### 取引方法およびシステム

#### 【請求項1】

取引方法であって、

現金自動預け払い機が取引情報と携帯用デバイスの所持者のIDを取得し、前記取引情報と前記携帯用デバイスの所持者のIDを含む第一メッセージを生成して支払用サーバに送信するステップと；  
前記支払用サーバが前記第一メッセージを受信してグローバルランニングナンバーを生成し、前記第一メッセージにおける携帯用デバイスの所持者のIDに基づいて携帯用デバイスIDと第一プリセットキーを検索し、前記第一プリセットキーを利用して前記携帯用デバイスID、前記取引情報と前記グローバルランニングナンバーを処理して第二メッセージを生成し、前記現金自動預け払い機に送信するステップと；

前記現金自動預け払い機が前記第二メッセージを前記携帯用デバイスに送信するステップと；  
前記携帯用デバイスが前記第二メッセージを受信して分析し、取引情報を抽出して表示し、携帯用デバイスの所持者による前記取引情報が正しいとの確認情報を受信した後、第二プリセットキーにより前記取引情報、前記携帯用デバイスIDと前記グローバルランニングナンバーを処理してメッセージ認証符号を生成し、且つ前記メッセージ認証符号と前記グローバルランニングナンバーにより第三メッセージを生成し、前記現金自動預け払い機に送信するステップと；

前記現金自動預け払い機が前記第三メッセージを前記支払用サーバに送信するステップと；  
前記支払用サーバが前記第三メッセージを受信し、前記第三メッセージにおけるグローバルランニングナンバーに基づいて取引情報と携帯用デバイスIDを検索し、前記メッセージ認証符号の有効性を検証して前記現金自動預け払い機に検証結果を戻す；前記メッセージ認証符号が有効な場合、取引が成功するが、有効でない場合、取引が失敗するステップと、を含むことを特徴とする方法。

## 【模範的方法】

### •処理原則:

•ビジネス方法関連特許出願のクレームに技術的内容と非技術的内容が共に含まれる事実に対し、まず技術案に該当するか否かを審査しなければならず、審査の際、クレームに含まれる技術的内容のみで一面的な結論を下してはならず、このような**クレームの核心が技術的なものか、或いは非技術的なものかについて判断することが肝心である。**

### •処理方法:

•このようなクレームの核心が技術的なものか、それとも非技術的なものかについて判断するには、クレームで限定される課題を解決するための手段に焦点を合わせ、当業者の能力を以って課題を解決するための手段が技術的改良というルートで課題解決に取り組んだか否かを判定しなければならない。すなわち、**クレームにおける技術的内容は既知のものであるか、或いは改良されたものであるかを分析した上で判断するべきである。当業者の能力については、先行技術を証拠とすることを重視しなければならない。**調査は当業者の能力に達するための効果的な方法である。

•**特徴の比較を通じて、クレームにおける技術的内容がすべて既知のものであると証明された場合、クレーム全体が主に技術的手段により問題を解決するのではなく、核心は非技術的なものであるため、技術案には該当しない。クレームにおける技術的内容が既知のものでなく、さらに改良されたものであることが証明された場合、クレーム全体は主に技術的手段により課題を解決し、核心が技術的なものであるため、技術案に該当する。**

•課題を解決して技術的効果を得たか否かについては、クレームで用いられた解決手段が技術的手段であるか否かによって決まる。このため、クレームが技術案に該当するか否かについて審査するとき、課題や効果といった表面的な現象のみで一面的な結論を下してはならず、解決手段の性質に対する客観的な分析・判定に重点をおくべきである。

### •事例分析:

•この事例のクレーム1には技術的内容と非技術的内容が共に含まれるが、ビジネス方法関連特許出願に該当する。**クレーム1における技術的内容は本分野の技術常識ではないため、先行技術を根拠として調査された最も近い先行技術CN101390115Aを参考に、クレーム1が先行技術をベースに次のように解決手段を用いて改良したことを確定する。**すなわち、転送される第二メッセージは現金自動預け払い機によって携帯用デバイスに転送され、携帯用デバイスの所持者は取引情報の正確性を確認するほか、支払用サーバはさらに第三メッセージを受信してその内容に基づいてメッセージ認証符号の有効性を検証する必要がある。

•上記の解決手段は、通信分野におけるデータ転送・検証技術の自然科学法則を順守したものであるため、技術的手段に該当する。そのメリットとしては、「転送」で取引の安全性がさらに向上し、「携帯用デバイスの所持者が取引情報の正確性を確認する」ことにより、インターネット取引時にユーザの取引情報が攻撃者によってバックグラウンドで改ざんされるという課題が解決でき、「支払用サーバはさらに第三メッセージを受信してその内容に基づいてメッセージ認証符号の有効性を検証する」ことにより、ユーザの取引と身元の認証を共に完成できるため、ユーザの取引情報が改ざんと反射攻撃を受けやすいという課題が解決できる。したがって、上記技術的手段により解決された課題および奏した効果も技術的なものである。

•上記のとおり、この事例のクレーム1における技術的内容は改良されたものであり、技術的改良というルートで課題解決に取り組んだため、このクレーム1全体は主に技術的手段を用いて課題を解決し、その核心は技術的なもので、技術案に該当することから、専利法第2条第2項の規定に合致する。それでも、専利法第22条第3項に基づいてそれが進歩性を備えるか否かをさらに審査する必要がある。

## 【まとめ】

•ビジネス方法関連特許出願のクレームについて  
まず技術案に該当するか否かを審査

### 審査手法

クレームの核心が技術的なものか、或いは非技術的なものかについて判断することが肝心である。

•処理方法：

クレームにおける技術的内容は既知のものであるか、或いは改良されたものであるかを分析した上で判断するべきである。当業者の能力については、先行技術を証拠とすることを重視しなければならない。

①クレームにおける技術的内容がすべて既知のものであると証明された場合、クレーム全体が主に技術的手段により問題を解決するのではなく、核心は非技術的なものであるため、技術案には該当しない。

②クレームにおける技術的内容が既知のものでなく、さらに改良されたものであることが証明された場合、クレーム全体は主に技術的手段により課題を解決し、核心が技術的なものであるため、技術案に該当する。

以上

# 2015年度中国IPG 制度・運用1 「コンピュータプログラム関連発明等の審査 実務に関する調査研究」

## 審査標準執行

### 事例35:ビジネス方法関連出願が技術案 に該当する状況

2015年11月8日  
理光中国  
永塚 広明

## 事例35:ビジネス方法関連出願が技術案に該当する状況

(1)対象出願: CN02116522.X

大量の現金のインテリジェント管理方法および装置

(2)検討ビジネス方法関連発明の特許出願について、技術的なものと非技術的なものとの限界をいかに明確に定めるか。

→**専利法第2条第2項**で規定される技術案に該当するか？

### 【方法1】

この技術的構想ではセンサなどの技術的手段が用いられているものの、現金管理というビジネス上の目的を実現しているため、技術案に該当しない。

### 【方法2】

現金を管理するための構想であるが、現金が紙として重力を有するという自然的属性を利用した特定の処理であるため、技術案に該当する。



## 【請求項】

大量の現金のインテリジェント管理方法であって、

1. 現金の下部にカセンサを取り付け、コンピュータシステムに接続するステップと;
2. カセンサを利用して現金の質量信号を電気信号に変換するステップと;
3. 現金の重さを算出し、数に変換するステップと;
4. コンピュータ技術を用いて、現金が金庫やキャッシュボックスから出し入れされるたびに、そこに残された現金の質が変化する;  
カセンサの上部に置かれる現金の質量の変化を利用してカセンサを作動させ、現金質量の変化を電気信号に変換してコンピュータ管理システムに送信し、コンピュータ管理システムが受信した信号が合法的なものであるか否か、通報するか否かについて分析して処理する;  
処理結果を周辺機器に出力することで、現金の変化量と残量に対するリアルタイムモニタリングを実現することを特徴とする大量の現金のインテリジェント管理方法。

## 《判断方法》

本事例で保護を求める大量の現金の管理に関する技術的構想は、現金が紙としての質を有するという自然的属性を利用した上で、力センサによって現金質量の変化を電気信号に変換してコンピュータで送信し、分析・処理を行うという技術的手段が用いられている。

さらに、技術思想によって周知の設備と技術の組織、配置および接続を行い、自然法則に基づいて関連の技術処理を行うことで、課題を解決して関連の技術的効果をもたらしている。すなわち現金の変化量と残量に対するリアルタイムモニタリングを実現している。

したがって、**本事例は専利法第2条第2項で規定される技術案に該当する。**

## 《考察》

一般的な判断と考えられる。

審査標準執行の審査のポイントにおける説明では、技術手段と技術課題について言及されているものの、判断には技術手段に該当するか否かしか説明が記載されていない。

**2015年度中国IPG 制度・運用1**  
**「コンピュータプログラム関連発明等の審査実務に関する調査研究」**

**ビジネス方法関連出願は技術案に該当するか**  
**(事例36)**

2015年11月9日

上海金天知的財産代理事務所

夏宇

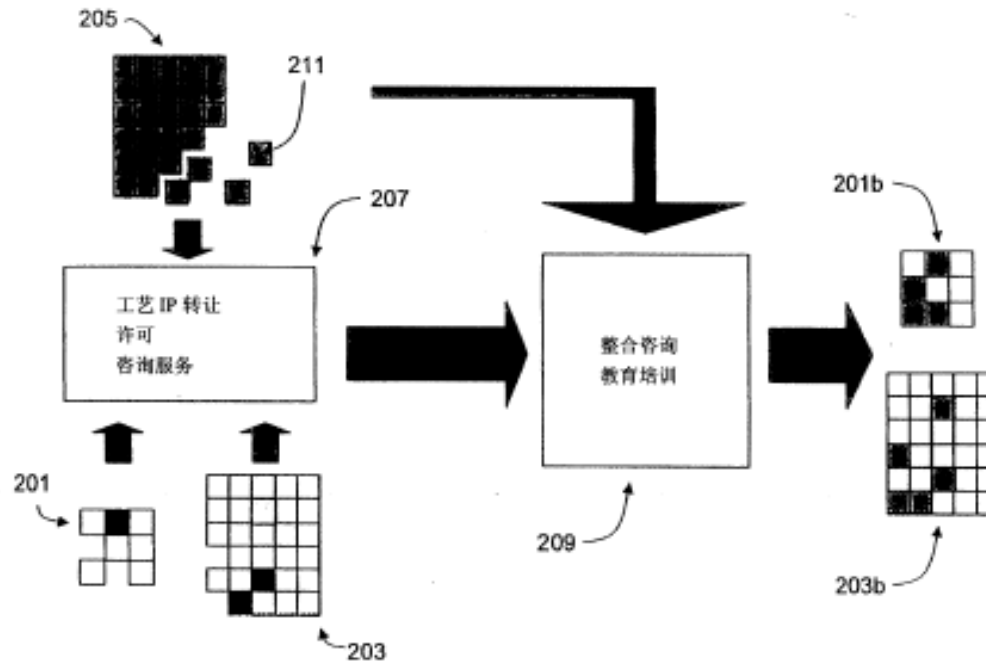
# 対象特許200410073971.5

## ◆【発明名称】

半導体にかかわる知的財産権技術の譲渡方法およびシステム

## ◆【発明概要】

本発明特許出願はコンピュータに基づく半導体技術にかかわる知的財産権の譲渡システムおよび方法に関し、半導体技術にかかわる知的財産権を細分化して無形資産を分離した上で、具体的な製造プロセスをさらに複数の下位分類のユニットに細分化する。さらに、制定された特定の法則に基づいて「いつ、どのように」許可するかについて規範化を図り、許可の問い合わせ、関連契約書の締結の電子化を実現する。



## ◆【独立請求項】

1.半導体製造技術情報の許可管理に用いられるシステムであって、配置により、技術情報として半導体製造技術情報を区分するプロセスIPSを記憶するための**プロセスIP記憶メカニズム**(307)と、配置により、前記プロセスIP記憶メカニズム(307)に記憶される前記プロセスIPSに関連付けられているものの、前記プロセスIPSの技術コンポーネントでない補助情報を記憶するための**補助情報記憶メカニズム**(309)と、配置により、前記プロセスIPSおよび前記補助情報を購入するためにプリセットプログラムに基づいて前記ユーザがログインしたユーザ情報を管理するための**ユーザ情報管理メカニズム**(315)と、あらかじめ確定された許可証案および異なるユーザに用いられる締結済みの許可証を含む**許可メカニズム**(311)と、許可証が発行された各プロセスIPのサービス契約書およびサービスデータの記録、並びに許可証を受ける者による潜在的な問い合わせ時に前記許可証を受ける者に提供しようとする所期条項と条件を含む**サービスマカニズム**(313)と、配置により、ユーザコンピュータ(343)に通信して前記ユーザコンピュータ(343)が前記ユーザ情報に基づいて前記プロセスIP記憶メカニズム(307)および前記補助情報記憶メカニズム(309)にアクセスすることを許可する**操作ユニット**(303、305)と、を含む半導体製造技術情報の許可管理に用いられるシステム。」

**【問題点】**

ビジネス方法関連発明の特許出願について、技術的なものと非技術的なものとの限界をいかに明確に定めるか。

**【関連条項】**

専利法第2条第2項。⇒技術案

**ポイント：技術案に該当するかどうか**

次の2つの判断に分かれている。

1. このシステムおよび方法には、技術性を当然備える複数の実物装置が含まれているため、クレームで保護を求めるシステムは専利法の保護を受ける客体であるため、技術案に該当する。
2. このシステムおよび方法では、周知のハードウェアが利用されただけで、改良がなされておらず、ビジネスの法則で周知のハードウェアを組織することで取引目的を実現しているため、技術案に該当しない。

## 【模範的方法およびその理由】

ビジネス方法に関連発明の特許出願である本事例が技術案に該当するか否かを判断する場合、主に次の2つの内容を考慮する。まず、当業者にとって、該技術的構想に含まれる設備または技術が周知のものであるか否かについて考慮する。この場合、審査官が先行技術を調査することで当業者の水準に近づくまたは達することを排除しない。次に、そのうちの周知の設備または技術の組織、配置および接続などに関する構想は技術思想に基づいて課題を解決または技術的障害を取り除くか、或いはビジネスの法則などに基づいて自動化プラットフォームにおけるビジネス活動または業務活動を実現するかについて考慮する。

## 【判断結果】

本事例で保護を求めるのはコンピュータによって半導体プロセス技術にかかわる知的財産権の許可管理を実現するシステムであり、記憶メカニズム、許可メカニズムとサービスメカニズム(すなわち、データベース)、ユーザ情報管理メカニズム(すなわち、身元の認証)および操作ユニット(すなわち、制御ユニット)などの技術が用いられているが、当業者にとってすべて本分野の周知のハードウェア設備および技術であり、本事例によって上記の周知技術の改良がもたらされていない。本事例の技術的構想では、新たな技術譲渡モデルに基づいて上記の公知ハードウェア設備の配置および構成がなされ、技術譲渡モデルに適用するシステムが形成されたただけである。上記技術譲渡モデルは構想活動に基づいて人為的に定められたビジネスの法則に過ぎず、さらにこの法則に基づいて周知のハードウェア設備の配置・構成を行う過程において、技術上の課題は生じておらず、また技術的効果ももたらされていない。したがって、**本事例は技術案に該当しない。**